

二月

一大藩 三員

一中藩 二員

一小藩 一員

右は、今般

王政御一新被為 仰出、輿論公議ヲ執リ候

御趣意ヲ以、各藩ヨリ貢土トシテ大政官エ指出候様被

仰出候条、其御趣意ニ相基キ、国々国論ニモ可相代者

人撰有之、指出候様

御沙汰候事、

但右拜承当日ヨリ五十日ヲ限リ差出可申、尤其者参

着次第弁事役所江可申出事、

二月

右、二月十一日大政官代より御達、

文書原寸 縦一六・八極 横五五極

追記三 江戸城攻撃中止ニ付徳川慶喜ノ歎願書

此度 御追討使御差向可被為在哉之趣途ニ奉承知、誠に驚入奉恐入候次第御座候、右ハ臣慶喜一身之不束ヨリ生シ候儀ニ而、

天怒ニ触候段一言之申上様モ無御座次第ニ付、此上何様之御沙汰御座候共、聊無遺憾奉畏候所存ニ而、東叡山ニ謹慎罷在、其段下々江厚ク申諭、仮令 官軍御差向御座候共、不敬之義等毫末モ不可仕心得ニ御座候得共、弊国之義ハ四方士民輻輳之土地ニ御座候得ハ、多人数之中ニハ万一心得違之者無之トモ難申、右辺ヨリ恭順之意ヲ取失ヒ不慮之義モ有之候節ハ、猶更奉恐入候而已ナラス、億万之生靈塗炭之苦ヲ蒙リ候様ニ而ハ、実以不忍次第ニ付、何卒 官軍御差向之儀ハ、暫時御猶予被成下度、臣慶喜一分之罰、無罪之生民塗炭ヲ免レ候様、臣慶喜今日之懇願此事ニ御座候、右之趣厚ク御諒察被成下、前文之次第御聞届被為在候様、涕泣之歎願、此段 御奏聞被成下候様奉願候、

二月

右ハ越前ヨリ取次之願、

慶喜

邊三 江戸城明渡条件書

三通

久光公手写

追加七三ノ一

一印 大総督宮ヨリ御渡之御書付

静観院宮御儀、田安中納言江御舎セ相成候事件も有之ニ

付、

御趣意貫徹いたし候様一向尽力之事、

右一紙

一慶喜義、謹慎恭順之廉ヲ以、備前藩江御預ケ被 仰付

候事、

一城明渡可申事、

一軍艦不殘可相渡事、

一軍器一字可相渡事、

一城内住居之家臣、向島江移り慎可罷在事、

一慶喜妄拳ヲ助候面々敵重相調、謝罪之道屹度可相立事、

一玉石共々碎之 御趣意更ニ無之ニ付、鎮定之道相立、

若暴拳致候者有之、手ニ余候ハ、官軍ヲ以可相鎮事、

松平越中守 松平豊前守 松平肥後守
 板倉伊賀守 永井玄蕃頭 平山凶書頭
 竹中丹波守 塚原但馬守 室賀甲斐守
 瀧川播磨守 大久保主膳正 中川伊豆守
 松平阿波守 大久保能登守 星野豊後守
 牧野土佐守 新見河内守 大久保筑後守
 戸田肥後守 高田主計 小栗下総守
 小笠原河内守 岡部石見守

右之者共、從

朝廷^(廷)官位被 召上候趣、御達ハ無御座候得共、御布告

ニ相成候ニ付、登城不相成旨被仰出事、

正月十九日

文書原寸 縦一六・八種 横四四・五種

右之条々実行急速相立候ハ、徳川氏家名之義は寛典
之 御処置可被

仰付候事、

文書原寸 縦一六・七種 横三〇・五種

追加七三ノ二

二印 勝安房より差出候歎願之書付、三月廿日西郷上京

朝廷江差出候事、

第一ヶ条

隠退之上、水戸表ニ而慎罷在候様仕度事、

第二ヶ条

一城明渡之義は手続取計候上、即日田安江御預相成候様

仕度事、

第三・四ヶ条

軍艦・軍器之義は不残取収メ置、追而寛大之 御処置

被 仰付候節、相当之員数相残シ、其余御引渡申上候

様仕度事、

第五ヶ条

城内住居之家臣共ハ城外江引移シ慎罷在候様仕度事、

第六ヶ条

慶喜妄挙ヲ助候者共之義ハ格別之御憐憫ヲ以 御寛典

ニ被成下、一命ニ拘り候様之義無之様仕度事、

但万石以上之義ハ本文御寛典之廉ニ而

朝裁ヲ以被 仰下候様仕度事、

第七ヶ条

士民鎮定之義ハ精々行届候様可仕、万一暴挙致候者有

之、手ニ余り候ハ、其節改而相願可申間、官軍ヲ以

御鎮圧被下候様仕度事、

右之通、屹度為取計可申、尤寛典 御処置之次第、前

以相伺候得は鎮定之都合ニも相成候義ニ付、右之通御

亮察被成下、 御寛典御処置之程心得迄ニ伺置度候事、

文書原寸 縦一六・七種 横四二種

追加七三ノ三

三印 朝廷ヨリ三月廿一日西郷江御渡シ之御紙面、即日

相奉シ、西郷京地出立之事、

第一ヶ条

謝罪実効相立候上は、深厚之

思召ヲ以死一等ハ被宥候間、書面之通水戸表ニ於テ謹

慎之義可被差許候、

第二ヶ条

総督宮思召次第可被仰付候、

第三ヶ条・四ヶ条

軍艦は勿論、鉄砲ニ於テハ不残取収武庫引渡可申事、

御所置濟之上、追而相当可相渡事、

第五ヶ条

書面之通可被許候、

第六ヶ条

罪魁慶喜、死一等ヲ被宥候上ハ、格別之寛典ヲ以死一

等ハ可被宥候間、相当之所置致可申出事、

但万石以上之義、書面之通可被仰付候、会・桑ノ如

キハ問罪之甲兵被差向、降伏ニ於テハ相当之御処置

可有之、拒戦ニおひてハ速ニ屠滅可有之事、

第七ヶ条

書面之通被 仰付候、

文書原寸 縦一六・七種 横三三・八種

遺七四 備前外国人一件等箇条書

一 備前外国人一件

一 泉州堺之大事件

一 外国人上京一件

一 外国人参内之事

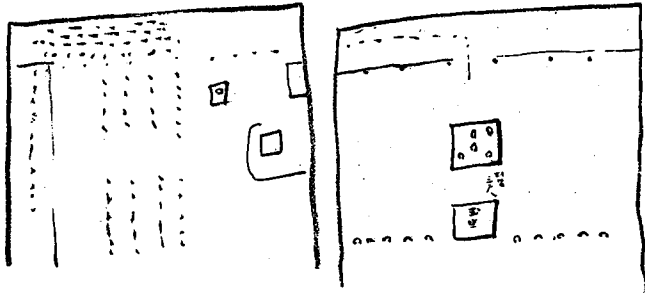
一 英国人参内途中不浪暴発之事

一 太政官江御臨幸

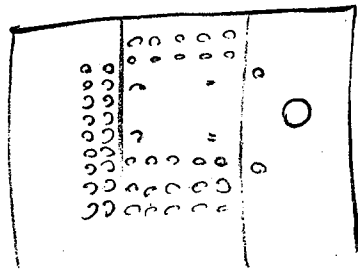
一 御誓文之事

一 浪華港江就

御親征御幸



一海軍
天覽之事
一西郷廿一日関東下向之一件



一外国使節東久世公不日御開帆
文書原寸 縦一六・二櫃 横一〇五櫃

追加
明治新政府ニ於ケル議定以下位官姓名書
閏四月廿二日

- 從一位
- 岩倉權大納言左大將
- 三条右大將
- 中山前大納言

従二位

越前権中納言

阿波権中納言

山内・細川上京之上

従四位上

戸田大和守

従四位下

添島治郎

木戸準一郎

広沢兵助

小原仁兵衛

小松帶刀

横井平四郎

後藤象二郎

神山佐多衛

青山小三郎

田中国之助

鷹司帥宮

仁和寺宮

万里小路

會計

軍防

神祇

刑法

外国

議定

参与

輔相二人

弁事

判事

中島直人

宇和島少将

三条大納言

岩倉右兵衛督

中山前大納言

正親町三条前大納言

徳大寺大納言

中御門大納言

越前宰相

阿波少将

肥前前少将

木戸準一郎

肥前 後藤象二郎

広沢兵助

肥後 添島治郎

横井平四郎

三岡八郎

小松帶刀

大久保一藏

福岡藤次

三條大納言

岩倉右兵衛督

坊城右大弁宰相 烏丸侍従

勘ヶ由小路左中弁 秋月右京亮

土佐 越前 神山佐多衛 青山小三郎

因州 尾張 田中国之助

権弁事

東園中將 大原左馬頭

高鍋 坂田 莠

史官

郡山

新田三郎 大垣 菱田文蔵

史官試補

江馬正人 巖谷迂也

神祇知事

鷹司前右大臣

副知事

津和野侍従

権判事

津和の

福羽文三郎

會計知事

万里小路中納言

副知事

判事

大垣

肥後

小原仁兵衛 池辺藤左衛門

権判事

軍務知事

仁和寺兵部卿

副知事

長岡左京亮

判事

長州

吉井幸輔 大村益次郎

外国知事

副知事

宇和島少将 東久世中将

刑法知事

副知事

山内前少将

判事

阿波

中島直人

因州

土肥謙蔵

文書原寸 縦一六・七釐 横一四三釐

遺失 久光公手写上国事状

二月十一日薩摩少将ヨリ十万石返献上奏

三月右ニ付朝廷ヨリ指令

(表紙)
一戊辰四月

上国事状

○後ノ堀田出羽守云々
之次ニカクベシ

松平讃岐

四月十九日

其方家来共在坂中、当正月三日後、不容易時態ニ立到リ

候砌、奉対

朝廷如何之儀モ有之様相聞へ、被止官位入京追討被

仰出候処、於其方は在國中ニ而存知毛頭無之、早速取糾

候処、徳川慶喜^(マモ)上京ニ付、家来共兵糧警衛被申付罷登候

途中、於伏見表混乱中

官軍トハ不相弁誤而発砲仕候次第、奉恐入大不敬之罪ヲ

以、出先之重臣小夫兵庫小河又右衛門誅戮ヲ加へ、首級

差出

將軍宮へ歎願仕候は、素ヨリ

朝廷へ無二之忠勤ヲ尽シ可申心底ニ有之、謝罪之道相立

帰順之儀申出候ニ付、格外之

思食ヲ以被

聞食届、不日関東追討之節出兵、為

天朝於抽忠勤願実効者、其功劳ニ依リ前罪御宥免可相成

段、兼而

御沙汰之旨モ有之候処、右出兵之儀は已ニ海陸御人数御

配当相济居候事ニ付、御軍費金調献、彼是実効相立候、

勿論最前出先家来共不束トハ乍申、兼而大義順逆ヲ不相

弁次第、全家来共へ之示方不行届ニ相当候事ニ付、屹度

御咎可被

仰付之処、格別寛大之

御仁恵ヲ以謹慎被免、官位被復候条弥以国論一定精々可
励忠勤様
御沙汰候事、

但奉対

官軍致戦争候家来共処置之儀、本文御寛大之旨趣ニ準
シ、隊長以上重立候者死一等ヲ減シ可処永禁錮之処、

既ニ重臣兩人処重刑候上ハ、其余総而不及処刑法候事、
附リ、右之面々所持銃砲之儀は御取揚被仰付候条、

太政官軍防局へ可差出候事、

四月

○右ニ同シ

戸田采女正

四月十九日

其方家来在坂中、当正月三日後、不容易時態立到リ候砌、
奉対

朝廷如何之儀有之被止入京候処、其方在國中ニ而早速取
糾歎願仕候は、徳川慶喜上洛ニ付俄ニ供被申付罷登候途
中、不図戦闘之事起リ、驚入淀表ニ差扣罷在候処、終ニ

五日朝ニ至、無余儀場合ニ而先手之者一小戦ニ及候段奉
恐入候、右ハ全家来共之不束ニ而、於其方ハ素ヨリ
朝廷へ無二之忠勤ヲ尽可申心底ニ有之、謝罪之道相立、
帰順之儀申出候ニ付、以格別之

思食被

聞食届、随而東征先鋒被

仰付、奮励戦闘仕、其実効相頭候上は、其功劳ニ寄前罪

御宥免可相成候旨、兼而

御沙汰之趣茂有之候処、其他段々御用相勤、殊更去ル三

月九日、於武州梁田駅致一戦、彼是実効相立候、勿論最

前出先家来共不束トハ乍申、兼而大義順逆ヲ不相弁次第、

其方全家来共へ之示方不行届ニ相当リ候事ニ付、屹度御

咎茂可被

仰付之処、格別寛大之

御仁恵ヲ以被免候条、弥以国論一定精々可励忠勤様

御沙汰候事、

但奉対

官軍致戰爭候家来共処置之儀、本文御寛大之旨趣ニ準

シ、隊長以上重立候者死一等ヲ減シ永禁錮可申付候、

其余は不及処刑法候、尤取捌相濟候上、姓名役名共

太政官刑法局へ可届出候事、

附リ、右之面々所持之銃砲取揚置有之候ハ、御取揚

被仰付候条

太政官軍防事務局エ可差出候事、

四月

○

二月十二日差出ノ書付

宇内万国之形勢ハ、古今之運行ニ從フテ大ニ沿革仕、我

皇国モ又古来之政風ニ而ハ、其間ニ崛起難成候処ヨリ、

王政復古衆議拔萃更始一新、未曾有之御時節ニ付而ハ、

從來其功急度相立候様有之度奉存候、臣忠義熱惟ルニ、

西洋各国凡開国維新之功ヲ遂ル所以之者ハ、先兵勢ヲ盛

大ニシ、不虞ヲ鎮定スルノ国力ヲ備へ、然シテ万里外ニ

雄飛シ其威ヲ四方ニ輝シ、攻守ノ權ヲ掌握致シ候儀ニ御

座候、抑

朝廷上之儀不被為得止事ニハ候得共、兵馬不備、器械不

盈御薄力之故ヲ以、無勿体モ屢蒙塵之辱ヲ被為受、御

失体ヲ相醸候義と奉存候間、今日之急務ハ大ニ海陸軍ヲ

興張セラレ、親兵敵烈、乱賊不可犯之、御威力被為備度、

積年奉懇禱候、然処即今之形勢

皇国統一之御成業ニ不至、理財之道被為立兼候御儀と奉

恐察候ニ付、代々奉預候領地之内十萬石、万分一ニハ候

得共為御用途返献仕度奉願候、全体封建之制ニ而は其力

離解分裂、各国比敵難相成候ニ付、復古之実義ニ從ヒ、

鎌倉以前ノ如ク奉還候而至当之儀ト奉存候得共、未時勢

其宜ヲ不得次第茂可有御座ト奉存候、從來為

皇国寸補報恩仕度、日夜至願仕候得共、不肖短才、藩屏

之任ヲ汚シ、毫髮之詮茂無御座、不堪浩歎、前件一片之

赤誠御憐察被仰付、御許容被成下候様御執奏奉願候、

頓首百拜、

二月十一日

薩摩少将

○

一 今度御一新之折柄、外国之御交際茂追々被為在候儀ニ付而は、指向為融通洋銀壹枚ニ付金三步之当りを以、無差支交遣ひ可致旨被

仰出候間、銘々無疑念通用可致候、

○ 御軍令

一 今度

聖断ヲ以 御親征被

仰出候ニ付而は、偏ニ蒼生之塗炭ニ陥リ候ヲ被歎

思召候、鴻大之

聖慮ヲ奉戴シ、速ニ

皇国平治奉安

宸襟候様、御軍列ニ被 召加候大小諸藩、大ニ軍備ヲ

敵ニシ、同心戮力、尽忠誠可遂成功候事、

一 海陸軍共進退駈引之儀は、其手々々之総督ニ委任被

仰付候条、其旨可相心得候事、

一 私論を以公事ヲ誤リ、各藩区々ニ不相成様深ク心ヲ可

用事、

一 別紙陸軍諸法度条々堅可相守事、

右之条々於相背可被処

御軍法者也、

陸軍諸法度条々

一 長官々々之差図ニ随ヒ諸事敵断ニ覚悟可有事、

一 一勝ニ驕慢シ一敗ニ挫折スベカラザル事、

一 進戦之節ハ総勢ヲ二ニ分チ、其一ヲ先鋒トシ、其一ヲ

中軍トシ、交番ニシテ可相勤事、

但路之遠近広狭ニヨリ、二駅或ハ三駅ニ分配、止宿

之儀モ可有之事、

一行軍ハ六里内外ヲ以定則トスベキ事、

但敵境ヨリ先キハ必申之刻ヨリ宿陣勿論之事、

一 惣督之内交番ニシテ身方地方ニ而ハ十分之一、敵地ヨ

リ先ハ五分之一之人數ヲ以斥候差出、巡邏不怠可相勤

事、

一 各藩ヨリ一兩人宛総督陣營ニ可相詰事、

一 帰順之者ハ、先ツ先手ニ相加ヘ置、実行相願候上寛有之御処分可有之事、

一 宿陣之不自由宿駅人馬之湊等無余儀次第ハ令勘弁、聊權威ケ間敷振舞無之様可相心得事、

一 於軍中上下貴賤寢食勞逸ヲ可同事、

一 浮説流言等、総而軍勢之気鋒ニ拘リ候事、堅不可唱、

又ハ敵之情更難被差置事件聞及候節は、早速中軍ヘ可申出事、

一 猥ニ神社仏閣ヲ毀チ民家ヲ放火シ家財ヲ掠ル等、乱妨狼藉ハ勿論、押買等堅禁制之事、

一 喧嘩口論、又ハ陣場之争ヒ等、堅致間敷様可相心得事、

一 外国人ニ行逢ヒ、乱妨無礼難捨置節ハ召捕置、中軍ニ

申出候而、曲直其国之公使エ相料、至当之御処置可有之ニ付、猥ニ放砲斬殺等堅禁制之事、

但外国人之居住所ヘ猥ニ不可立入事、

一 銃砲彈藥并金穀等分捕之品々ハ中軍ヘ可申出事、

右之条々堅可相守者也、

二月廿五日

薩州

一 右、奥羽鎮撫使三月一日発途相成候ニ付、銃隊百人附属致候様可致旨
御沙汰候事、

薩州

一 奥羽鎮撫副督參謀エ致附属、大坂ヨリ乗船可致候事、

二月廿七日

○二月

一 今度

御親征行幸被

仰出候ニ付而ハ種々浮説等申唱、人心疑惑及動搖候趣

如何之事ニ候、固ヨリ関東平定之上ハ還幸被為在候義

ニ付、心得違無之様安堵生業ヲ相励可申事、

○二月廿八日

一積年

王事ニ勤勞、遂ニ今日

王政復古

聖運挽回ニ至候事、偏ニ兩藩父子之尽力ニ在之、

叡感不斜候、猶此上益以勉勵

王室ヲ可奉輔佐被

思食候事、

○二月廿九日

御金五百兩

薩摩少將へ

同三百兩

小松帶刀

西郷吉之助へ

右、太政官代会計裁判所御用掛木村東市正ヨリ口達ヲ

以、未月給等茂御取究無之、正月已來骨折之廉を以不

取敢被下候趣申聞被相渡候、

○

薩摩少將

九州取締之儀、鎮撫使エ

御委任相成候間、先般

御沙汰相成候元代官地所取調之上鎮撫使エ可申出候、此

段為心得申達候事、

○三月六日

私事議定職被

仰付置候処、月給未御取究無之候得共、此節御金五百兩

被下候旨承知仕難有奉存候、乍然累代過分之領地ヲモ被

下置候ニ付、誠に奉恐入候得共、職務ニ付被下方之義ハ

御断申上候、此段宜御執奏奉願候、

御付札

出願之義神妙之至候得共、金五百兩無辭退拜受可致候事、

○三月

酒井雅樂頭

被止入京官位候事、

○三月八日

薩州江

一步兵士官八人

一同嚮導三十二人

右一大隊

一大砲教授方二人

一騎馬同 二人

一海軍同 二人

右之通、御軍防局御用ニ相成候間、人数取調置候様可

致事、

○三月

此度

王政復古

神武創業之始ニ被為基、諸事御一新、祭政一致之御制度御廻復被遊候ニ付而は、先第一神祇官 御再興御造立之上、追々諸祭奠茂可被為興儀被

仰出候、依而此旨五畿七道諸国ニ布告シ、復古ニ立帰り、諸家執奏配下之儀ハ被止、普ク天下之諸神社神主・禰宜・祝神部ニ至ル迄、向後右神祇官附屬ニ被

仰渡候間、官位ヲ初諸事万端同官願立候様可相心得候事、

但猶追々諸社御取調并諸祭奠之儀も可被

仰出候得共、差向急務之儀有之候ハ、可訴出候事、

○三月

薩州

大坂市中取締被 免、市中巡邏被

仰付候事、

○

銃隊人数百人乗組、駿州三島江着船、江城之模様ヲ窺ヒ横浜港江乘廻シ、彼地警衛被 仰付候事、大原侍從殿并参謀兩人江諸事

御委任相成候間、各差図ヲ受候様可心得候事、

○

薩摩少将

日向国元郡代窪田治部右衛門支配之分、昨年伊東左京大夫・秋月長門守・内藤備後守江旧幕府ヨリ預置候趣、右は其俣三藩ニ而支配可有之筈ニ候、此旨可相心得候、但内藤備後守儀、順逆向背不分明之廉候ハ、其藩ニ而右

地面取締向差配有之義、勿論之事ニ候、右等之辺長崎裁判所エ申出、万事可受管轄事、

○ 薩摩少将

御領所御用向為取扱候役人兩三人宛為致在京候様、去月五日相達置候得共、西海道之義ハ長崎裁判所江引受相成候ニ付伺等、都而同所江可申出、仍而右取扱役人出京ニ不及候事、

○三月 島津少将

今般

御親征、来ル廿一日

御発轡被

仰出候処、京師ハ

列聖山陵之所在、殊ニ

桂宮准后御方ニ茂被為 在、御太節之御儀勿論ニ候、然

ルニ

御親征ニ付而は、種々浮説ヲ唱へ人情不穩趣、自然不良之賊党等、其虚ニ乘シ良民ヲ悩シ候様之事有之候而は実

以不容易次第、彼是深被為在

宸憂、御留守中京師守護之儀、其藩并前田中納言・蜂須賀少将等三藩へ御委任被遊候間、屹度取締諸民安堵可致候、殊其父子儀は積年之忠勤、別而深頼

思食、留守之任ヲ茂被

命候ニ付、

叡慮之旨厚相心得精々尽力可有之旨

御沙汰候事、

○三月

今般

薩摩少将

今般

王政御一新、未曾有之御時節ニ付而ハ、将来其功屹度相

立候様、逮及遠見之献言尤ニ

思食候、将即今

御創業之折柄、理財之道被為立兼候儀奉思察、領地之内

十万石為

御用途返献致度趣神妙之至、深ク御満足ニ被

思食候、併当今於其藩茂軍費多端之折柄不及返献候、追而

御沙汰可相待候事、

○三月廿二日

一西烏丸通ヨリ東洛外^(運)渥迄、二条通ヨリ北洛外渥迄

右淨華院宿陣一小隊請持

一烏丸通ヨリ大宮通迄、二条通ヨリ北洛外渥迄

右弊邸并相国寺宿陣五小队・大砲隊半座請持

一大宮通ヨリ西洛外渥迄、二条通ヨリ北洛外渥迄

右護念寺并千本寺之内宿陣二小队請持

右は、

御親征御留守中、右之通方限相定取締可仕候間、此段

申上候、

○三月

今般朝敵ヲ除之外一切大赦ト被

仰出候ハ、大綱領ニ而其節目ニ亘候而モ、逆罪且人ヲ殺

シ其情罪難差免者ハ別段之事ニ而、其余罪之輕重ヲ不分

免科之処置可致候、且又癸丑以来時体ニ係リ

皇国之御為ト相考謬而矯激之所行ニ及ヒ邦憲ニ触枉死、

不祭之鬼ト相成候者モ不少哉ニ相聞、右之内実ニ忠奮ニ

出可憐情状有之者ハ、跡式再興等之儀其程ニ応シ取扱、

冤魂ヲ慰候様可致、将又当時存在ニ而、禁錮又ハ落魄致

シ居候者茂有之候ハ、是又前文之趣ヲ以寛宥之可及措

置

御沙汰候事、

○三月

紀伊中納言

有馬中務大輔

奥平大膳大夫

小笠原豊千代丸

溝口誠之進

伊達伊予守

大総督不日着府、入城ニ茂可相成ニ付而ハ関東御取締、尚奥羽等速ニ平定ニ至リ候様指揮可有之候ニ付、早々

出発東向被

仰付候事、

但着府之上直様大総督へ可届出候、指揮中ハ不及申、
途中等総而敵肅ニ致シ、不覚悟無之様可心得事、

○三月

今般已ニ

御親征

御出陣被遊、海軍

御覽之上、関東依時機直様

輦輿ヲ東海道へ可被為向

思食候、右ハ先般於処々賊徒官軍ヲ抗シ、尽ク撃破ニ及

ト雖、未余党彼是屯在致シ、偏万民艱苦之程被歎

思食候条、大総督指揮之上ハ速ニ遂忠戦、四海平定奉安

宸襟候様

御沙汰候事、

○三月

銅錢之儀、当時各国相場御斟酌之上、自今一文ヲ以鏝錢

六文ニ通用被

仰出候事、

右ハ是迄其位当ヲ不得ヲ以テ、動モスレハ奸商共異国エ
輸出致シ候義モ有之、依之速ニ海内ニ布告被

仰付候事、

○三月

各藩ヨリ貢士指出候 御趣意は、先達而 御沙汰之通ニ

候処、主人議定職等被 仰付置候藩々ハ、勤役中其儀ニ

不及候、尤在勤中たりとも貢士指出度輩は、勝手次第ニ

相心得候様被 仰出候事、

○四月二日

一四日出立

八日帰京

加賀中納言

次ニ
九日出立

十三日帰京

阿波少将

次ニ
十四日出立

十四日出立

薩摩少将

十八日帰京

右之通順番相定、為伺

天機下坂之事、

供十分省略、船六七艘位、

○四月

一 諸国万石以上以下私領并寺社領とも、是迄幕府へ差出候振合ヲ以村高帳写相副、急速民政役所江可差出事、

一 諸国之内、元幕府ヨリ預所并元郡代・元代官支配所、

藩々江取締被

仰付置候向共ハ、左之帳類写相副、急速民政役所江可

差出事、

但御預所無之向ハ其旨可申出事、

村高帳

昨卯年取箇帳

昨卯年郷帳

村鑑帳

但帳類美濃紙ニ可相認事、

右之通被 仰出候間、不洩様可相違候事、

○太政官日誌一件ハ日誌ニアリ、略ス、

○四月八日

紀伊中納言

真田信濃守

右、下京中取締被 仰出候間、蜂須賀阿波守へ引合、

急度行届候様可相勤旨 御沙汰候事、

南部美濃守

藤堂佐渡守

右、中京中……加賀中納言江引合、

稻葉右京亮

京極佐渡守

右、上京中……島津修理大夫江引合、

○諸国大小神社中仏像云々、日誌ニアリ、

○四月十日

一 千本通より西洛外渥迄

稻葉右京亮

二 二条通より北洛外渥迄

請持

烏丸通より西堀川限り

二条通より北丸太町迄

一其上之京弊藩請持

京極佐渡守

請持

右は、今般重而右御両侯江市中御取締被 仰付候ニ付、

右之通方限取極、左候而其余上之京は是迄之通弊藩受

持ニ而相勤申候間、此段御届申上候、已上、

○諸藩江大变革御達、日誌ニアリ、

薩摩少将

右、四方江人数差出候儀ニハ候得共、松平肥後益暴激

ニ募り官軍ニ抗シ候段相聞得候ニ付、奥羽之官兵エ応

援いたし候様

御沙汰候事、

四月十四日

○

徳川元千代 一柳因幡守

青山峰之助 島津修理大夫

真田信濃守 戸田丹波守

松平大和守 有馬遠江守

南部美濃守 一柳对馬守

京極飛^(彈)守 松平越前守

右藩々三八ノ日調練、聖護院村元会津屋敷ニ而被 仰

付候事、

○

四月十五日、大坂巡邏并御台所御門御固メ被 免候、尤

奥羽応援被

命候ニ依而ナリ、

○

東山道先鋒江差出候人数、三月六日武州深谷エ着陣仕候

処、徳川目付役相勤候桜井庄兵衛と申者通行いたし候ニ

付、引止メ子細相料候処、慶喜恭順之嘆願ニ罷出候旨申

出候ニ付、羽生江兵隊八百人位、大砲八挺押立屯集いた

し居候由、恭順之申分ニ不似合致方ニ候、為実効人数令

退散大砲要具ハ可差出申達候処、九日迄ニ可差出旨御請

いたし、桜井ハ直引返候処、其後為何聞へも無之、剩江戸表ヨリ羽生エ追々人数相加里候様子ニ候得共、約定期限九日迄ハ可相待賦ニ而、其内戸田川之渡リヲ取切り、江戸ヨリ羽生エ之通路差塞候致手配候処、八日昼時分ヨリ右羽生屯集之人数、刀根川堤ヲ押上リ、総督御本陣高崎駅ニ向ケ押出候段熊谷駅ニ相聞へ、直ニ長州・大垣・薩州之三藩申合、一小隊ツ、都合百五十人計リ押出候処、賊徒夫等之形勢相察候哉、築田駅へ大砲ヲ構へ罷在候ニ付、九日早朝ヨリ四ツ時過比迄相戦、終ニ打勝、首百三級・大小銃・火薬等数多致分捕、尚余党探策等いたし置、早速東海道御惣督へ御届申上置候段申越候ニ付、形行御届申上候、以上、

四月

但戦死・手負別紙之通御座候、

薩摩少将内

内田仲之助

薩藩

戦死

橋口与助

深手

坂元亮之助

浅手

土師莊八郎

平山喜八郎

肝付半左衛門

別府清三下人

菊次郎

以上、

右、弁事伝奏所御取次中川对馬へ遠武橋二持参差出候事、

四月十五日

○諸侯参朝御制度云々、日誌ニアリ、

○

四月十八日

水戸中納言家来

鈴木石見

朝比奈弥太郎

右は、従前水戸表ニ於而奸徒之巨魁ニ有之候処、先達而国許致脱走行方不相分、然ルニ此程当地エ入込候風聞茂有之趣、同藩留守居ヨリ届出候ニ付、右兩人之者ハ不及申党類等諸藩邸中、或ハ国許在所等へ潜匿為致候歟、又は諸藩士之内旧好等有之、洛内外田舎遠近之

間、手引ヲ以庇隱為致候向は無之哉、精々遂吟味、其

筋相分候ハ、早速太政官刑法事務局へ可申出、若取隱

シ、外ヨリ相頭候節ハ、屹度御咎被

仰付

御沙汰候事、

右之趣、国許在所等へも不洩様可申通候事、

四月

松井周防守

堀 左京亮

御免ニ相成候事、

右謹慎被

仰付候事、

四月十五日

堀田出羽守

謹慎被

免候事、

四月十七日

○前ノ松平讃岐・戸田采女正へノ御書付、コ、ニ入、

○

会藩当分大夫職

小原与五太

築瀬三左衛門

西後頼母

梶原健之助

横山主税

一士分百石ヨリ三百石迄之者七百人計り

士分組与力四百八拾人計

同組士 二百六拾人計

同定供 二百人計

足輕 千五百人計

小人組 三百余り

右は、従来世祿之者而已ニ而、外ニ松平越中逃込上下

五百人余り、又越中家来四百人計庄内江逃込居ル、

一三月十六日、水藩市川三左衛門・朝比奈弥太郎・佐藤

凶書・寛助太夫隊長ニ而会津江繰込、三月廿五日も同

断千三百人と之事、其内六百計鎗隊、七百計銃隊と之

事、

一会領分中より農兵五千計取立候との事、

一京撰江戸引取残兵共合して二千人計、惣人数凡一万五千三百人との事、

白川口討手出陣

三月廿七日

一門

伊達筑前
九百五拾人

同廿九日

大番頭

鮎貝太郎平
三百八拾人

先手役同人同隊
外太郎平手勢

百八拾人

四月二日

一門

伊達弾正
四百八拾人

同四日

大番頭

瀬上主膳
三百五拾人

同六日

家老

片倉小十郎

同七日

六百拾式人

旗本勢

八千人

同八日

一門

伊達教馬
三百四拾人

米沢口討手出陣

三月晦日

一門

伊達藤五郎
七百八拾人

四月朔日

大番頭

伊東相模
三百八拾人

先手役同人同隊

百八拾人

同三日

一門

伊達安芸
陣代

互理此面

六百八拾九人

同五日

大番頭 大松沢掃部兵衛
三百拾人

同九日

一族 茂庭周防
陣代 三百五拾人

同十一日

一門 三沢信濃
三百四拾人

右之通御座候間、此段御届申上候、以上、

仙台中将内

三好監物

一會藩討手応援

相馬因幡守 丹羽左京大夫

板倉甲斐守 安藤理三郎

藤井伊豆守 松平大学頭

羽州庄内先鋒

織田左近將監

○

一御鎮撫使御下向ニ付、弊藩江御取扱向打合として會藩より使者罷越、其節対談振之事、

一會藩脱走之者越後地潜伏、万一勅使江不敬有之候而は恐入候ニ付、鎮撫之為出兵之廻状到来、且鎮撫使より取締向御達之趣も有之候ニ付、越後十一藩集會之上、同藩江説諭いたし候一件之事、

一會藩人心一致、農商婦女子ニ至迄死を極め居候様子、尤同藩ハ前以乱妨等いたし、百姓・町人等悪居候所、此度朝敵ニ相成候より、猶更人望を失ひ、越後地風聞不宜候事、

一三月廿九日、歩兵頭古屋作左衛門二大隊召連、會領より越後水原江脱走、当節新潟屯集、尤官軍 御下向之節、飽迄謝罪歎願仕度、其節執成として家来一人差出吳候様頼談一件之事、

一水藩市川三左衛門始五百人程、徳川家人新遊撃隊頭坂本兵弥始四百人程會藩脱走、当時水原屯集罷在候事、

一会藩出兵固所、観音寺村始六ヶ所屯集之者人氣難極候事、

一新潟屯集之歩兵、兵糧等暴談も難計趣を以、会藩より強而沼垂町江出兵百四十人程、弊藩よりも可然所警衛として人数差出候事、

一会藩フロイセン人兩人婦人召連、四月朔日領分通行、会領江入込候事、

一桑名三月廿三日新潟港着舟、上下五百人程当時柏崎陣屋居留、尤上下共惣体謹慎恭順罷在由之事、

四月

右、溝口より太政官江御届

○

奥羽鎮撫使参謀大山格之助書状写

益御機嫌能被遊御奉職恐悦奉存候、陳は去ル十二日天保山沖拔錨、惣督軍艦、紀州船外芸州・筑州・仙台、同時に紀州由良之湊江碇泊、十二日同所拔錨、熊野大島江同断、十三日暁三時点火、五時五十分大島出発、夕刻志州

の矢浦江投錨、十四日暁同所出発、夕刻豆州下田江投錨、十五日十六日同所江碇泊、諸艦待揃十七日暁出発、十八日十時比奥州東名浦江御着船、外諸藩軍艦も同時ニ着船、翌十九日松島へ御着船、豊太閣より伊達政宗拜領之茶屋有之、右へ御本陣、廿一日迄御滞陣、廿二日同所御出馬、塩竈浦へ御入、法蓮寺へ御本陣、廿三日同所御立、仙台城下御着、文武館養賢堂へ御本陣、諸藩も館中へ一緒ニ在陣ニ而、一統無異儀守護罷在申候間、乍恐御安慮可被下候、然は当藩之義、因循等之論は扱置、東夷とは乍申、迂遠之國風驚入次第ニ御座候、勿論敵情等之探索全く分り兼候ニ付、則長薩等より間諜差出候処、追々馳帰り情実巨細相達申候、扱会藩殊之外奮発、城下より境目迄引統防守之手当嚴重ニ有之、境目二重ニ関門新ニ取建、松平越中手勢六百人余・歩兵千人余・水戸人数七百人余、是ハ白川城へ参入相守、追々雪消之次第打而出る之勢ニ有之、別而國中戮力防守之賦ニ付、仙藩之処も精々尽力、無二無三ニ鞭尻致し候処、漸々此兩三日より眠ヲ覚シ、

廿七日より追々出兵、別紙之通手筈ニ御座候得共、何分苦慮之至ニ不堪、右ニ付尚長薩等及示談、冤ニ角薩長之精兵を以跡を次キ不申候得は、終ニ会城を攻抜キ候勢ニ無御座、不得止出兵之義御願申上候間、関東応援之兵ニ小隊位ニ而も、速ニ奥羽江御操出相成候様偏ニ奉願候、右情実為注進紀州軍艦差返候ニ付、差引大野五左衛門上京被仰付罷帰候間、自然御直ニ言上可仕申候間、御聞取被下度奉拜願候、

一 仙君將七日出馬ニ而、惣督様ニも八日・九日方御出馬、敵地迄御出張之賦御座候、

一 此節は籠城ニ付、伏見・淀・橋本辺之如キ茶かけ飯喰、杯ニテ参り兼可申候間、随分手負等も可有御座候ニ付、相応之いしも是非御差遣被下候様奉願候、

一 羽州之内寒河江柴橋と申所へ代官所有之、右へ羽州庄内之人數式百人余操出し米穀を取出し庄内へ積廻候段今日申出候ニ付、為討取今晚より長・薩・仙台人數出張被仰付、半隊出張之賦御座候、奥羽ハ未鎮定、急ニ

は参り兼可申、米沢家老共呼出候処、甚審敷事而已不
少候、会内応之模様ニ御座候、尚大野より内情御聞取
被下、宜敷御都合奉相願候、此段早々要用迄奉得尊意
候、頓首敬白、

三月晦日

大山格之助

関山糺様

田尻務様

尚々、去ル十八日奥州松島沖江着船之処、当晚より
大時化ニ而、十九日未明筑前船一艘同所へ入船、則
此方人數乘入相糾候処、無疑幕船ニ而、則船は此方
江分捕、乗組十八人不残逃去、夫々惣督府へ御届申
出、当分之内仙台へ預ケ置申候、未新造ニ而一艘何
も相揃居不申候間、若御用相成候ハ、御取寄相成度
奉存候、

○遠武橋ニ覚書

一 薩長之間を因循藩ヨリ離間を入候勢ニ付、品川等云々
嘶之事、

一 細島之事、

一 蝦夷地開拓、箱館江裁判所御取建、惣督仁和寺宮江被

仰付候得共、軍局等より違論御断ニ相成候、副督ハ清

水谷侍從殿、参謀ハ井上石見、外一人也、

一 武州築田戦争、川村云々之働神妙之事、

一 今般奥羽江応援出張、左之通、

十番隊 山口鉄之助

二番遊撃隊 西 千 嘉

外城三番 中村源助

同四番 有馬清之助

二番大砲隊半座 久永龍助

一 長州出張寄兵隊

謀主等 時山直八

山形狂介

福田狭平

三好軍太郎

一 大坂出張隊

御旗本

十二番隊 志岐正十郎

十一番隊 法元英助

一 兵庫同断

私領隊 差引 桂 内 記

右同 同隊長之場 敵島八次郎

外二三番遊撃隊は四月十八日大坂より引揚、半方奥羽

出兵隊江加ル、

一 福岡。酒屋。弥彦。与田江 小出。小千谷江会人出張之

事、

一 新発田江会津人数城中江操込、

一 鉢崎江桑名蒸気船カ、ル、

一 柏崎江桑名人数滞陣、

一 新潟江会人数及蒸気船カ、ル、

一 赤塚より会人数、出張之人数、観音寺村江引揚、同所

江滞陣、

一 水原ニ会人数等同断、

一 小栗下野守事、官金を盗脱走、甲州江同人領地有之差

越候処、百姓憤発、棒ヲ以打倒シ、溝中江ハマリ半死

半生ニ至れとも命丈ハ助り候趣、南部弥八郎江戸より

登京ニ而嘶也、

一 小笠原宍岐守 平山図書頭

下野辺領所ニ而百姓共より被襲タリ、

小栗下野守 塚原但馬守 小野友五郎

祥学之処、監察ニ 西 周 助

津田(真カ) 信一 郎

鵜殿 弾 正

一 朔日、橋本様・柳原様、本門寺江御入、

一 二日、同所ニ而軍評定、

一 四日、極々少人数ニ而、五ヶ条御達ニ橋本様・柳原様

御入城之処、田安御出迎大広間江御通、勝・大久保兩

人罷出、直御請いたし候ニ付御退出、田安家老鉄砲等カ

ザリ付アル、

一 五日、勝・大久保、本門寺江歎願書差出、半方軍鑑引

残跡差出候と之事、御取揚無之空敷帰たりと、田安
城を御預被下候様と之事、

一 九日ニ至り、人心不居合由ニ而手ニ余り候節、鎮撫方

ニ砲発共いたし候節、砲声を聞忽チ官軍相騒キ、終ニ

戦ニ相成候而は恐入候儀ニ付、一統江御布告被下候様

勝等より願出タリ、官軍節々不束之申立也、官軍之砲

声と賊之砲声と聞分候儀難出来ケレハ、何処迄も布告

ハ不出来と之由、

一 十一日は堂々ト東海・東山両道之官軍城中江繰込、薩

兵は百人番所辺迄押入、西郷・海江田・木梨、肥後・

肥前より一人ツ、城中巡見、徳川よりハ監察及作事奉

行出会案内シタリト、夫より外廻り紅葉山等云々、尾

州は番所へ請取、細川ハ兵器ヲ請取タリト、

一 九段坂之歩兵等兵器ヲ一向不渡、肥後大ニ心配、十三

日ニ諸藩之兵ヲ増シ断然打破賊ニ而押寄候処、難なく

相渡シタリト、

一 軍鑑引渡十一日期限ニ候処、風波強士官上陸難成、十

二日迄御猶予之儀大原様方江願出タル由候処、翌朝は一艘も不残、何処江出帆致不相見候処、海軍奉行榎本和泉より届ニ曰、先般軍艦云々之儀願出置候得共、未何たる御沙汰も無之ニ付、一先房総辺江碇泊いたし御沙汰可相待と之義申出候、依而勝等を御呼出ニ相成、前件御質問相成候処、内情カクく之仕合也とて、慶喜より直書を以、軍艦乗組江説論之手紙を以御断申上たりと、其後田安へ猶又御達有之タル由也、

一大総督ハ十五日増上寺御着陣之事、

一板倉閣老軍門ニ降り前橋江御預、家来五六十人は壬生江御預、

一宇都宮近辺江会人数押出居、彦根等之兵を以追討ニ赴ク途中ニ而、旧幕兵屯集之段相聞得、足本よりとて押寄候処、近藤勇変名いたし主將と成て屯集セシニ、聊戦争ニ及び、近藤を生捕シ由、夫より宇都宮江三方より押寄候処、会人数等ハ不残国境迄引揚候由、

一海軍所ニ而新聞紙・日誌如キ之者を拵へ布告いたし候

由、随分公平之物ニ而京都之風聞を願し、若間違もアレハ後々ニ至而布告替ニ相成候と之事也、

一慶喜ハ十二日ニ水戸江引越候由、当分ハ市川等も脱シ候故回復出来候旨、水人も申居候と之事也、

一外国人之事件説論感服之由也、

一米沢も会ニ恐縮之姿ニ而、内密米・塩等差贈候風説も有之、

一仙台も鎮撫使御着涯ハ国論紛々、且ハ二心を差狭ミ一向出兵等之調略も無之由之処、江戸表謝罪、官軍盛なるを聞てより憤発、頃日一万位之兵を出シタル由、乍然古キ風ニ而弓・鎗・長刀等之出立、たま〜鉄砲アツテモ火縄筒ニ而多人数故邪魔ニなる計、とても軍之出来候様子ニ無之由、

一奥羽出兵舟都合ニ吉井氏十六日より下坂相成候得共、

四月廿日ニ異舟二艘一艘出来たる段申来ル、筑前船も二艘御請、

一五拾万石計越後之内ニ旧幕之領分有之、会より布告曰、

此方江徳川より此地預ケ之命ヲ受タリト、其後用金四拾万金ヲ命し、大ニ其辺人望ニ背ケリト、

一江戸海軍所ニ而出来候新聞紙之中ニ、薩州より領内十万石を返献之書付ヲ出セリ、是ハ諸藩之地ヲケツル本也とて、疑惑セシ藩モ追々有之と見得し由、

一奥羽応援として芸州より二三百人出兵、

一越後辺へハ、薩・長・加・長府也、加州ハ三百人計、

長府ハ二百人計之由也、

一稻荷社砂持三日より初リ十三日ニ終ル、

○得能良介覚書

一東海道先鋒惣督橋本卿、当月朔日本門寺江御着陣、

一同副督柳原卿、当月朔日新宿より御進入ニ而、有馬様

御屋敷江御一泊、翌日本門寺江御合陣、

一当月二日、本門寺両卿於御前、西郷・海江田并長藩木

梨精一郎被召出御軍議、

一同四日、別紙一印御行列通にて御入城、田安出迎、御

先立ニ而大広間上段江御着座、下段江田安伺公、若年

寄大久保始五六輩相詰、向側江西郷・海江田・木梨等

相詰、先鋒惣督様より別紙二印五ヶ条之御書附田安江

御渡相成候処、田安即座之御請申上、尚慶喜へも達可

仕旨申上ル、畢而両卿御帰陣、西郷等も退城、

一同六日、慶喜へ御達之趣申聞候処、有罪之身寛大之御

所置難有奉存候、尚靡下へも御趣意相達可申旨及落儀

御請仕候段、田安より書面を以申上ル、

一静寛院宮様田安へ御退入、

一天璋院様一橋へ御退入、

一同十一日、城并軍艦・兵器請取之日限被 仰出、当朝

慶喜水戸退去、

但慶喜より、尚此末御条目御達之事件相違有之候而

は重罪之事件間、無相違相運迄滞在指揮仕候而は

如何可有之哉之趣、内々伺出ニ依り日限通退去謹

慎、可然之旨御達候由、

一四月十一日、江府城請取方として東街道諸隊官軍一斉

して入城持場相固、城地并兵器請取之事、

若年寄

大目付

川勝備後守

堀錠之助

作事奉行

田安家老

堀下野守

平岡莊七

目付

田村筑後守

渡辺鏞三郎

右之面々玄喚迄出迎

西郷吉之助

海江田武次

木梨精一郎

大村藩一人

佐土原一人

長州一人

備前一人

薩州一人

尾張三五人

右より城内之番兵ヲ入替、諸所之鑰相請取、

肥後三五人

右より兵器都而相請取、

右、面々城内点檢いたし相違無之故、川勝へ無異議城

地并兵器相請取候段相達し、兵隊之堅ヲ引弘、城地ハ

尾張、兵器ハ細川へ御預ニ而候事、

一軍艦

觀光六門

蟠龍四門

威臨十二門

朝陽十二門

富士十二門

回天十二門

開陽廿六門

右乗組人数凡二千人計

右、十一日海軍惣督大原様御手ニ而御請取之筈候処、

当日風波甚敷土官共上陸難為仕候ニ付、明朝御請取被

下度海軍奉行より顯出ル、夫形御聞置之由候処、翌朝

ニ相成川沖へ一艘も不相見、脱走之姿故いづれも当

惑、然ルニ於横浜備前蒸氣船江榎本和泉守より別紙三

印之通書付差出し、房総之間江出帆之由にて、即大久

保・勝等本門寺江御呼出シ、御責料之上田安江別紙四

印之通御達為相成由、

一同十三日、橋本卿・柳原卿城内御点檢之上、有馬様御

屋敷へ御移陣、

一同十四日、惣督宮様本門寺江御着陣、翌十五日、増上

寺江御移陣、

一北陸道先鋒惣督高倉卿・同副惣督四条卿、浅草六卿之

屋敷江御宿陣、

一 東山道先鋒惣督并副督岩倉卿御兄弟、板橋本陣江御宿陣、

一 東山道御国兵隊板橋江宿陣、

一 東海道右同増上寺江宿陣、

一 はしめ東山道にて、三月九日梁田宿江五六百之賊兵屯

集、攻撃追討相成候処、首級百三ツ、焼亡数不知、全

体斥候之隊を以戦争いたし候故、御国兵隊は、川村与

十郎一小隊手ニ逢候而無比之勝利ヲ得たり、戦死橋口

与助、臈通横ニ打拔レ其夜死亡、坂本亮之助、右脇下

より左首之根ニ通シ三月廿二日死亡、其余平山喜八郎、

右之腕打拔キ平愈、肝付半左衛門、頭上一ヶ所同断、

土師莊八郎、左足先ニ一ヶ所同断、別府清次下人、頭

上一ヶ所、全快ニ不至候得共死亡之念ハ無之由、

一日光宇都宮近江会賊、其外蜂起之由ニ而東山道諸藩之

内より五小隊位之人数操出し、御藩より有馬藤太隊斥

候役被仰付被差遣、壬生刃ニ而新撰隊長近藤勇生捕、

板橋江護送す、官軍向を聞て会賊宇都宮領迄操出居候

賊兵国境江引退ク、板倉伊賀日光江入数纏居候処軍門

ニ降参す、主将ハ宇都宮江、家来五六十人は鳥居丹波

守江御預之由也、

一 歩兵初ハ四千人位之処、十日夜弐千人位奥羽を志して

脱走、其余少々ツ、脱走すと云、凡千人位左之通諸所

江屯集、其内九段坂之歩兵暴拳之形にて、肥後一藩ニ

而手ニ余り候と申事にて左之通御達相成、十四日諸藩

一同砲器取揚ニ相掛候処、何も無異条砲器・銃薬差出

申候事、

一 九段坂

三番町 肥後大村

応援薩・長・佐土原

小川町 佐土原 龍ノ口 備前

西丸下 長州薩州川路正之進足輕隊

神田橋 尾州

右之通、明十四日朝五ツ時鎮撫方申渡、不服之節ハ打

捕之管候事、

一軍艦乗付士官以下之処、船一同ニ御取揚相成度、左様無之候而は扶持之致方無之、

朝廷ニも軍艦御取揚相成候而も運動難成義と奉存候、

歩兵ニも砲器御取揚之上ハ無頼之者ニ而同断之事候間、

軍艦乗付并歩兵一同御取揚被下度、大久保・勝等より

願出御評義之上、いづれも其通ニ御達相成居候由、

一奥羽之事情不承得候へとも、庄内之責口より世良修蔵・

大山格之助書状を以國中奮起、落武者相集一入練武之

在様、官軍ハ人数計沢山ニて劍・鎗・弓等之用意而已

有之、却而心配之由、就而軍艦二艘庄内へ御廻シ被下

候様と之書面見申候、

一水戸も正義ニ立戻り、市川三左衛門・朝比奈弥太郎等

も国内追出候由、

一近日 大惣督宮様御入城、夫より追々御所置御手順之

筈と承申候、

一東山道官軍諸藩、左之通、

長州 大垣 彦根 岩村田 須坂 高須

土佐 因州 市橋 新田 加納 岩村

飯田 高島 館林 岩城平 薩州 忍

旗本山吹座光寺盛太郎 岡田将監

一東海道同断、

伊州 浜松 備前 尾州 薩州 長州

大村 肥後 吉田 龜山 紀州 岡部

一北陸道海軍隊出兵、諸藩糾得不申、御国より海軍江一

小隊出兵ニ御座候、

一今度慶喜江御達之五ヶ条、先鋒惣督橋本卿より西郷氏

ヲ以、英国公使へ御見せ相成候処、余程被尽

朝議候御書面、公法分明之次第、実ニ感入候、是ニ異

論いたす者は無之安心いたし候由と申候事御座候、

○一印

馬上 仲間 御馬

海江田武次附屬

副総督 柳原卿

仲間

○二印

第一条

慶喜去十二月以来、奉欺
天朝、剩兵力ヲ以犯
皇都、連日錦旗ニ発砲シ、重罪タルニ依リ為追討官軍

浜松藩四人

加州二人

御手人

御傘
御草履

浜松藩四人

加州二人

馬上

馬上

木梨精一郎附屬

安場一平附屬

仲間

藤堂藩四人

御馬

御手人

総督

橋本卿

仲間

藤堂藩四人

御手人

馬上

西郷吉之助附屬

御傘
御草履

同

吉村長兵衛附屬

被差向候処、段々真実恭順謹慎之意ヲ表シ謝罪申出候、
就而は

祖宗以来二百余年治国之功業不少、殊ニ水戸贈大納言
積年勤王之志業不浅、旁以格別厚キ

思食被為在之条件実行相立候上は、被処寛典徳川家名
被立下、慶喜死罪一等被有之間、水戸表エ退キ謹慎可
罷在之事、

第二条

城明渡シ、尾張藩エ可相渡之事、

第三条

軍艦・銃砲引渡可申、追而相当可被差返事、

第四条

城内住居之家臣共、城外エ引退キ謹慎可罷在事、

第五条

慶喜叛謀相助候者重罪タルニ依リ可処嚴科之処、格別
之寛典ヲ以死一等可被免之間、相当之所置致シ可言上
之事、

但万石以上は以

朝裁御処置被為在之事、

右御沙汰書一通、入城之上大広間ニ而田安中納言江相渡
之節演説書、左之通、

徳川慶喜、奉欺罔

天朝之末、終ニ不可言之所業ニ至り候段深被為惱
宸襟、依之

御親征海陸諸道進軍之处、悔悟謹慎無二念之趣被

聞食、被為垂

皇愍之余、別紙之通被

仰下候条、謹而御請可有之候、就而は本月十一日ヲ期
限トシ、各件処置可致様

御沙汰候事、

右限日既ニ寛仮之

御沙汰ニ候上は、更ニ嘆願哀訴等断然不被

聞食、恩威両立確乎不拔之

叡慮ニ候、速ニ拝膺不可有異議者也、

右相達候処、

御達之趣謹而奉拝承候、猶慶喜江申聞御受可申上旨、

田安中納言拝答候事、

右は昨四日

勅使申渡之始末為心得為知置候、猶暴挙之輩有之哉も

不被計之間、諸陣相警養鋭不懈敵謹屯衛可有之事、

四月五日

先鋒

副将印

先鋒

総督印

薩州藩

外略ス

〇三印上

寸楮拝啓仕候、然は本日弊藩所持船々品海立退候は余之
義ニ無之、過日海陸両軍より二ヶ条之歎願書ヲ以、大久
保一翁・勝安房守督府軍門迄差出置候処、軍船御取揚一
条ニ付未願之通御沙汰無之候付、一同疑惑兎角騒立候折

柄、品海碇泊所江主人慶喜申付ニ而、重役之者より督府

有無之御沙汰不待申、軍艦悉ク差上可申段申来、每其度

一同之気合ニ相関り万々一不心得之段於有之は、素より

主人慶喜之素志ニ相背候而已ならず、奉対

天朝奉恐入候ニ付、右鎮撫之為房総府近く立退謹而奉待

督命候儀ニ而、素より咽喉之地ニ潜伏いたし隠ニ動靜ヲ

窺候杯之訳ニは断然無之候間、乍恐

天朝海軍之諸御船ニ於而も鄙意御疑無之様奉頼候、尤此

儀ニ付別紙一通大原前侍従様迄奉申上候得共、猶貴所様

方へも申上置候儀ニ御座候、何分弊藩一同臣子之情態以

人情御推察有之、并て小生苦心之程も御汲取被下、其筋

江御建言ニ相成候ハ、難有仕合奉存候、依之別紙一封を

以、并せて尊下迄差出申候、乍憚大原様御手江早々相届

候様御周旋之程御頼申上候、以上、

四月十二日

榎本和泉守

孟春丸

御乗組中様

以下

○三印下

一城之儀は、徳川家相統之者相定候迄、一時徳川亀之助

江御預被 仰付様奉願候、甚見越候儀ヲ申上奉恐入候

得共、尾州家江相統被 仰付候儀ハ 御免奉願度候事、

一軍艦・銃砲は徳川家名御立被成下、高井領地相極候上

ニ而相当残置、其余は悉ク差上候様仕度候事、

右二カ条、以格別之御寛典御差許相成候様御尽力之程

奉嘆願候、素より有罪之私共、右様之件々奉願候は、

上は

天朝之御怒ニ奉触も難計、下は主人慶喜之趣意ニ相背

候儀ニは有之候得共、此際ニ当り百年之生命之為ニ千

載之汚名ヲ捨置、恨ヲ含テ奉 命候様ニ而は、海陸兩

軍臣子之節操相立不申候間、私共一統之心中御垂察被

成下、幾重ニも相貫候様御執成奉願度、此段奉歎願候、

謹言、

辰四月

海陸軍一同

本文海陸軍局之歎願書、大久保・勝ヨリ本門寺エ持
參故、御取揚無之段早速御達候処、御尤之御事候旨
申出退去之義故、三印上ニ載候御沙汰無之とは無依
言次第ニ而、一旦之迷口上ニ而御座候事、

○四印

田安中納言江

軍艦之儀、去ル十一日可引渡之処、風波強ク不能其儀趣
ヲ以十二日引渡治定之処、夜中諸艦乗組之仮不残脱走候
付而は、早速呼戻可引渡之処、海上之儀ニ付日限難期之
間、夫迄之処猶予致呉度之旨、海軍先鋒江被申出候趣令
承知候、右軍艦は去ル四日
勅諭之一事件実ニ不容易之重器ニ候、殊ニ其許城中ニ於
テ直ニ御請申上候而已ナラス、
勅諭之旨逐件実行相立候様処置可致之由御請書被差上置
候、然ルニ前頭之始末、
勅諭ニ被対如何之心得方ニ候哉、此上は其許自身飛船ヲ

以追駈、早々引渡之処置無之候而は、徳川之家名ニモ相
拘り可申之間、此段勘考可有之事、

四月十三日

東海道

先鋒総督府

○大久保一藏書状

前文略

一三邦丸開帆後

行在所并於御当地何も御静謐ニ御座候、大政官も追々
御治定相付候得共、発起之事而已ニ候得は諸事紛雜、
畢竟御基本立兼候処より色々弊害も相生事不少候、此
節又々大評議ヲ以制度御变革被為在候御賦ニ御座候、
何れ御実踏之上害ヲ除キ益ヲ取候而、追々と御養成不
相成候而は、中々一朝一夕ニ而は六ヶ敷候半と被存申
候、

一関東表之事も、去ル十一日西郷より一封相達、且得能
良介為御使被差出置候処、一昨十九日帰京、委曲之模
様も相分り、先々能都合ニ而御同慶奉存候形行ハ得能
方より申上候ニ付相省キ申候、軍艦等之次第如何相成

候や、尚后左右相待申事ニ御座候、会津之儀ハ益暴威

ヲ張り、必戦之格護之由、奥羽鎮撫使も仙台御在陣ニ

而、同藩人数も一万人余繰出し居候由、庄内・佐竹等

ハ両端ヲ持候形ニ而、仙台も是迄曖昧ニ候得共、段々

説得等もいたし少ハ振起之向ニ成立候と之事候得は、

東国諸藩ハ実ニ難頼御座候、白川へハ幕之暴激輩・桑

兵・水戸脱走兵等這入込候と之説も有之候、何分ニも

必死之賊ニ而地ノ險ニ依ノ故、草卒ニ懸リ候而は大ニ

人ヲ損シ可申候、此度長州四百人・長末(清カ)毛利二百人・

御国四百人、都合正兵千人応援被 仰付、追々海軍ヲ

以越後新潟ノ要衝ヲ占、運送ヲ絶候賦ニ御座候、関東

結局相付候ハ、益孤立ニ而、自然滅亡ニ及可申候、

一近々

主上ニも一先

還幸被為 在候御内評ニ御座候、此内も申上候通、是

非官代も被召移候御治定ニ御座候得共、段々之御内情

も有之、殊ニ夏向相成候得は、当分

行在所ニ而は現実

御栖居難被為済御訳も被為在、実ニ無致方御座候、

御親征ニ而

行幸之御事候間、先此度ハ関東巨賊退治ヲ機会にして

還幸被為 遊、改而夫々御用意之上再度御運相成御内

議ニ御座候、畢竟其機ヲ被失候而色々物議ヲ生し今日

と相成、残念之次第御座候へとも、兎角再度之機会ヲ

期候外無御座候、委曲之次第も御座候へとも、紙面ニ

は難尽御座候、今般

行幸ニ付而は、格別因循之弊も御脱却相成候廉不少、

日誌ニも相見得候通、海軍且於城跡諸藩調練発砲等も

觀覽被為 在、其余段々御美事相見得、実以不容易御

儀ニ御座候、此内私兩三日下坂仕候折、京師近状可被

聞食上候間、

御前ニ罷出言上仕候様三条卿より御達ニ而、恐多クモ

奉汚

玉座申候、実以恐懼之至ニ御座候、此度木戸・後藤杯

も同様被

聞食候由、如此之

聖断迎も

朝廷上ニ而は中々思モ不寄儀と奉存候、往事を惟候得は、霄壤之相違ニ而一夢場之如クニ候得共、即今時節ニ相成候而は、何れ格別ニ旧格ヲ御破り無之候而は御成業相調間敷候、

一 当分ニ相成候処、大概人心方向相定候向ニ御座候得共、浮説流言等ハ種々被相行申候、就中薩長之間ヲ離間せんとの奸策頻ニ被相行、畢竟其根由スル処有之訳ニ御座候、実ニ此間ニ少々間隔ヲ生候日ニは、忽土崩ニ及候は案中之勢ニ而、木戸・広沢ナドモ大ニ苦慮シ、術中ニ陥ラサル様勉而親睦ヲ宗といたし候事ニ御座候、天下之事安キ者ハ二三ニシテ、危キ者ハ七八ニ可有之、中々油断ハ出来不申候、

已下略ス、

四月廿一日

大久保一藏

養田伝兵衛様

○西郷書状写

前略

陳は道中精々差急候得共、漸廿五日朝 大総督府江到着仕、逐一言上仕候処、早速御沙汰相成、其夜先鋒総督江馳参候処、柳原卿ニは甲府鎮撫之為彼表江御出張相成居候間、早々御懸合ニ被及、江戸地ニ而御打合之賦ニ御座候処、去ル二日池上本門寺ニ而御出会ニ相成候処、早速御評決ニ而田安江御達相成、江城江御入込之御手段ニ而御座候間、重役又ハ国事ニ関係イタシ候者罷出居候様との事ニ而、昨日御両卿御入城ニ相成、繕計之御供廻ニ而、天下ニ無敵之御仕向ヲ以、擒と被為成御決心ニ而、乍此上十分賊軍ニ曲ヲ与へ候御賦ニ御座候得共、却而落胆之模様相見得申候、昨日四ツ過御入城之処、田安中納言玄関迄御出迎、其外若年寄以下拾余輩罷出居候而、御中途其外目付々々皆警固人麻上下ニ而、至極恭順之次第ニ御座候、兵隊杯之堅メハ更ニ無之、西丸ニ而田安江御達相

成候処、慎而奉長候旨御受相成候ニ付、明五日より一七日之間ニ城引渡、軍艦・銃砲之処も十一日限ニ相納候筋御達御座候ニ付、必相違ハ有御座間敷義と奉存候、乍然油断ハ不相成候、私ニも御供ニ而城内江入込候処、參謀は玄関より内江罷通候様承候故、直様書院江刀持ながら座江付、陪臣之か様之為躰初而之事欵と、跡にて大物笑ニ而御座候、此度ハ勝房州江は引合等如何可致哉と大総督様より御沙汰被為在候付、是迄之引合事ハ先内輪之事ニ御座候へとも、表通御達相成候訳ニ御座候得は、是迄之手続ヲ以前以引合等ハ決而不宜候ニ付、出会不致様可仕段申上、未一面会不致候、横浜よりサドウ書面(マ)ヲ以英国ミニストル面会いたし度候間是非立寄呉様申來候ニ付、駿府江到着之日ニ相達候故、定而勝杯よりも外人江手ヲ入、此節之御処置ニロヲ続セ候義と相心得候故、是ハ早く解付置不申候而は事之差障ニ可相成義と相考候故、委敷談判ニ及決而不携ものニ論し付置申候間、御安心可被下候、ヶ程至当之御所置相成候義ニ付而は、

外国人迄も感服仕候次第ニ而、一言も申上様ハ無之段ニストル申述候ニ付、然らハ万国之公法ニおひて批難ハ有之間敷ト相答候処、折角

朝廷御一新之折柄、万国之批難無之様ニと相考居候処、実ニ感服仕候趣承候故、此上違背仕候得は、公法ニおひても罪ある訳にて、もふハ外国人江依頼する処ハ無之義

ニ御座候、

○(寛)静観院宮様御迦場所等之義ハ、尚又奉伺候様可仕候旨、田安より申出候由ニ御座候、大久保一翁杯至極骨折いたし居候向ニ相聞れ候間、御達通相運可申欵と相考居申候、東山道ハ板橋宿同手より甲府江相廻り候、因土之兵ハ四ツ谷宿より尾張邸江転軍、北陸道之兵ハ千住宿江滞軍、東海道之手ハ長州愛宕下宿陣、備前・尾張之兵も順々相并て軍を居、御国之人数増上寺江繰込、佐土原と一緒ニ相成居申候、大村之兵ハ間部邸江入込、肥後兵台町之邸ニ繰込、四方ヲ取巻候間、すわといは、風上より火攻之術ヲ用ひ引包て打たて可申候間、御安心可被下候、以下

略、

四月五日

西郷吉之助

右四月十一日京師江相達候事、

一御兩卿御入城ニ付、徳川目付等之者礼服ニ而十人余り、品川宿より御先払金鋒引宿ニ交代、芝札之辻辺より町奉行御道御案内、西城下辺、其外へも恭礼之者有之候事、

一高家始役々二重橋門内江御出迎、田安中納言衣冠玄闕迄御出迎御誘引之事、

一御兩卿大広間上段江御着座、田安下段江

勅諭御達候事、

一参謀大広間下段右江誘引席ス、

一若年寄大久保一翁、其外大広間左江席詰、

一静寛院宮ヨリ御兩卿江御料理被進との事候得共、御断

相成候事、

○

一白御旗

壹流

一大隊旗

壹本

一御肩印

七百五拾枚

右薩州江

軍防局より就御用御留守付役田中清之進罷出候処、愛宕大夫様御出席、御執次松尾豊前ヲ以被相渡候事、但御旗等は、本営方江差出置申候、

四月廿四日

内田仲之助

右ニ付、奥州応援、廿五日、廿六日、北陸道出陣有之事、

○

在京

諸侯江

徳川慶喜段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之実効相立候ハ、

慶喜之処分且家名被立下候ニ付、相統人并秩禄高之儀、

衆議公論を執て御裁決被遊度

思食にて議事有之候間、明後廿七日已刻迄ニ各見込之儀

封書ニ致し、重臣を以太政官代江可差出様被

仰出候事、

四月廿五日

諸藩貢土江

○ 徳川慶喜

前文ニ同シ

明後廿七日巳刻迄ニ各見込書取候而、太政官代江出參可

致旨被

仰出候事、

但所勞ニ而不參之向は見込之義書取、留守居を以可

差出事、

四月廿五日

○ 四月廿四日

薩州

長州

今般新瀉辺出張被

仰付候処、途中越後柏崎辺松平越中領地之義、既ニ桑名

開城、所領一統被召揚候事ニ付、右柏崎辺可為同様候条、

彼地滞在越中家来共江其旨申聞、一同桑名表引取謹慎罷

居候様可相達候、右土地取締向之義ハ新瀉裁判所之処措

ニ可相任候、旁向藩申合不都合無之様可取計旨被

仰出候事、

四月

○ 廿二日

薩州

黒田了介

北陸道鎮撫総督參謀被 仰付候条、

御沙汰候事、

四月

○ 廿二日

薩摩少将江

日向国元郡代地所取締之儀ニ付、長崎裁判所附屬判事之

内可致巡村候間、石高地図之儀立合之上可致吟味様仰付

候事、

四月

○

島津淡路守

文言前二同し、

但兼而島津少將江被

仰付置候間、申合可致取計候事、

四月

横帳原寸 縦一一種 横二七・五種 三四枚

遺老 忠義公へノ東国鎮定御沙汰書

御名

累年重大義抽忠節、効力

王室、殊ニ去冬以来黽勉従事、竟ニ回天之功業を顯し、

且所々出兵行軍之費不容易事と被為煩

叡慮候得共、頃者東国之兇賊、未タ

王化ニ不服、暴虐ニ募リ生靈塗地候段、難被安

宸衷候ニ付、今般無余儀東行被

仰付候、素より深く

御依頼被遊候儀故、速ニ東下、諸事大総督官示合励精、

可奏鎮定之偉功旨

御沙汰候事、

五月

追而今日より関東御用相済迄、議定職同様心得を以て政

事執掌可致候事、

御別紙之通、東行之

朝命を蒙り、誠ニ以奉恐入次第二候、就而は不容易場合

ニ付、不日進發、関東表鎮定之成功速ニ相遂、奉安

宸襟度候間、一統忠勤可致勉勵候事、

薩摩少將

議定職被

免候事、

五月

文書原寸 縦一六種 横一〇二種

邊六 大倉鋳三郎ヨリ東京府知事大久保一翁へノ

願書

旧幕臣石川勅負復祿ノ件

正

下大夫石川勅負元從臣總代

今武州葛飾郡木下村農

増田太右衛門附籍艸民

大倉鋳三郎

謹上再拜

高七千三百七拾九石余

石川勅負

従前徳川氏附屬ヲ以令領知之処、其方儀慶喜

反逆ニ不從、大義ヲ存シ速上京志願之趣達觀

聞、神妙之至、忠情不淺被思食、依之本領安

堵、是迄之通被仰付、今後分限相応王事勤勞

可致旨被仰出候事、

慶応四年戊辰五月

太政官印

本書之通被 仰渡、同年七月三日 御誓約之儀は何故

御誓約相成候哉、愚昧之者共此段為窺一同奉建言候、

稽首百拜、

明治七年甲戌六月

大倉鋳三郎

信盈

○

東京府知事

大久保一翁殿

(付箋)

「七月三日御誓約御趣意柄之次第窺候事、

現米二百石家奉は返納之処一同承知仕候、

先々御朱印七千石返納は未以如何相成候

哉、伝承不仕候事、」

文書原寸 縦一四・三釐 横三三釐

邊六 岩下佐次右衛門ヨリ西郷吉之助へ

越後口戦況及奥羽征討計画ニ付

過日岩倉卿より広沢(真臣)一所ニ被召候而極内話有之、不意ニ

奥羽へ大兵御打入相成候趣肥前侯ト御約束相成、就而ハ

岩倉卿御自身御行向ひ可被成との事ニ御座候間、広沢申

談御止め申上候得共、何分八月迄ニ成功不相成候得は天下瓦解可相成候付、是非夫迄ニ平定可致、就而ハ外ニ奇策も無之、不意ニ奥羽へ討入候義、第一之妙策ニアリ、主將他ノ人ニ不被任候間、輔將公是非御出被成度との事故、強而御止め申上候儀も調兼候間、

朝廷上之事共相伺、御同意申上置候、右ニ付

太守公

上様早々御上京被遊度、薩十五大隊を率ひて関東へ發行

と申俗説有之、是ニハ曖昧論之輩も深く恐れ居候趣ニ付、急々御上京被成度、左候而滞京被命候筋ニ御取計可被成趣ニ御座候、右出兵之義、いまた極内密中之機密ニ致し、一兩日前ニ被仰出直ニ大兵相発との策ニ而、実ニ妙策、是ニ而東北大方平定可相成と存申候間、乍恐

御上京被遊候義御專要と奉存候、右通策ハ能く候而も、万一於

朝廷上俗論相起候而無故、御因循之論共相起候而ハ夫切之事故、俗論相防候ニハ、薩長之兵力ニ而無之候得は不叶義と奉存候、訳而輔相公より承知之趣も有之候間、此

段貴君迄申上候、以上、

六月廿七日

西郷吉之助様

岩下佐次右衛門

残暑難堪御座候得共、愈御安康被成御座大慶奉存候、然ハ

御発駕後相替候趣も無之候得共、越後表賊軍大挙甚苦戦之趣、追々報知有之候、吉井も出発仕候、仁和寺宮も惣督ニ而過日越後へ御發行相成候、三四千之兵隊参候間、是ニ而先退治も出来可申候、東奥之方新報も無之、休戦之形もニ候、九条・醍醐卿ハ仙台表ニ而、肥前藩前後九百人計敵敷致応接、仙台より受取南部江奉し、秋田へ近日御出相成筈之由ニ候、佐竹へ御出被成候義、何之旨趣も相分不申候、南部・津輕共一時ハ怪敷挙動も有之候得共、当分ニ而ハ秋田共々宜敷由ニ候、乍去仙台より種々相迫り、境目迄大兵為相進、於不同意は討入との応接ニ

而、是か為ニ俗論蜂起致候義無心元由、有志中憂慮之趣
ニ御座候、本のまゝ当父子等毎々右之噂ニ而候、只今之形勢ニ而
ハ急速成功至而無算束存居候処、別紙之奇策相起、大ニ
愉快ニハ候得共、内憂之義甚懸念候間、何卒御確定被為
在候様相祈居り申候、別に遮而申上程之事件も無之閣筆
仕候、頓首、

六月廿七日

文書原寸 縦一六・七櫃 横二五三櫃

邊△ 越後口戦況

三通

帖佐彦七ヨリ島津求馬へ

養田伝兵衛桂右衛門ヨリニ之丸御小納戸へ

追加八〇ノ一

「封紙ウツ書」

「求馬様」

貴下

帖佐彦七

「

去月十四日関東出立、同廿日京都出立之飛脚到着、別封

差出候付差上申候、外ニ御用封無御座候、日誌ニても可

有御座哉、内田より之一封御座候、越後口ハ長岡領之内

江双方陸台を築砲戦追々有之、白川口も向江賊徒出張、

去月十一日方迄ハ墓々敷戦争も無之、日光口・常州口江

も追々官軍出張、いづれ口々一時ニ踏入不相成候而ハ埒

明不申との御評定候哉ニ承候由承申候間、荒増此段申上

候、左候而御書式通御使番より差出候は、今日便より御

名前を以栄之尾江差廻申候間、左様思召可被下候、明日

もい細可申上候、以上、

七月十二日

文書原寸 縦一四・六櫃 横六九櫃

追加八〇ノ二

「封紙ウツ書」

封

養田伝兵衛

〔封紙ウツ書〕
二丸当番
御小納戸

養田伝兵衛

京都より到着之飛脚使、御用書付ニ御座候間、

中将様達

御聴候様御執計可給候、榮之尾江は別段差上候旨、島津
求馬より承届申候間、其段も申上置可給候、以上、

七月十二日

文書原寸 縦 一六種 包紙原寸 縦二八・五種

横三二・五種 横四〇・五種

追加八〇ノ三
〔包紙ウツ書〕
上

封 桂右衛門

〔封紙ウツ書〕
二之丸

御小納戸 桂右衛門

去月廿七日立急飛脚相達、拙者并西郷吉之助宛之岩下佐

次衛門より之書状相届候付、早速西郷方江差越

御湯治元江差上越候様申付越、右書状写を以

中将様入

尊覽候間、可然様御取計可有之候、以上、

七月十二日

文書原寸 縦一六・五種 包紙原寸 縦二八・五種

横四三・五種 横四〇・五種

邊六一鹿兒島犬迫村庄屋宮之原孫右衛門願書

同村拜借地下附ノ件

二通

追加八一ノ一
〔包紙ウツ書〕
口上覚

口上覚

村上彦七掛地鹿兒島犬迫村之内御借地ニ而御座候処、犬

迫村山畑纒計之處ニ而一統是迄迷惑仕居候処、此節御仕

向替ニ付、右之地面所在役江被仰付被下候は、其上は一

統江割付為致、別而難有仕合奉存候、大概菅里三合廻茂

御座候欵、就而は犬迫村之内、薪等茂無御座場所ニ而右

之山畑所中江被成下候は、急篇致到来候而茂速ニ御用相

成候而も相弁可申候間、左候而小山田村之方も菅里七合

と申、山畑等も有之、右ニ付上地之分は御上納仕、左候

而御蔵入被仰付被下候は旁難有仕合奉存候、何卒被仰付

被下度、此等之趣被仰上可被下儀奉願上候、以上、

庄屋

宮之原孫右衛門

巳

十一月

犬迫村之内

在役中

文書原寸 縦二六・七種

包紙原寸 縦三九・五種

横三九・七種

横二六・五種

追加八二ノ一

〔包紙ウツ書〕
〔口上覚〕

口上覚

(本文書ノ一部ハ追加八一ノ一号文書ト同文ニ付省略ス)

書添、本文之通被成下候は、畑々江は芦植付方所中

江申付候は可然と吟味仕申候間、何卒御免被仰付被

下度、何卒奉願上候、

文書原寸 縦二六・七種 包紙原寸 縦三九・五種

横三九・七種

横二六・五種

遺書ニ 上町下町両町人ヨリ藩庁ヘノ歎願書 三通

物価騰貴、住宅欠乏ニ付

追加八二ノ一

〔包紙ウツ書〕
〔上〕

町人

乍恐奉申上候

当時世上一統諸色高料罷成、武方は勿論、町方下々迄別
而困窮仕、就中市中之儀は町屋敷高料相成候得は至極難

浪仕、子細は屋鋪持共前々より富家者ニ而候様成世振りを幸ニ申談、代銀を引上売買為致、彼是利欲之奸件、豪富又は町役等之意勢を以相企、夫丈諸物高直ニ相成、世間之難儀ニ罷成申候、今通ニ而は一日茂難堪世柄罷成、貧窮之者は家業茂調兼当惑仕居申候、依之奉恐入候得共、町中御仕向キ早々被召替被下候様、御手ヲ被召付被下度奉歎訴候、

一 前件奉申上通、屋敷之儀は大形富家者過分所持仕居候
ニ 付而は、右之者共利欲申談候得は、窮家者は無致方心配仕、此事御座候ニ付、武士方高同様之御仕向ヲ以
一 統御買入被仰付、町人中平和仕候様申請被下候得は無親疎、且は右様之高料ニ茂不至、諸色茂自然下直ニ可罷成哉と奉存上候、尤屋敷直賦代銀之儀は会所方江申上ケニ相成居候通ニ而茂、何分宜御吟味次第可奉畏候、

一 右諸色高直茂畢竟豪富之者、又は中宿郷土之奸巧ニ御

座候間、町方様之吟味ニ不立障候様被仰渡被下度奉願上候、尤中宿郷土所持之屋敷は御取揚、又は御買入ニ而茂何分早々被仰渡被下度奉願上候、

右は誠に奉恐入次第奉存上候得共、一日延引仕候得は一日之難儀、且年迫ニ罷成、旁難黙止次第御座候間、不奉得止無是悲奉訴上候、且民事御方は不輕訳筋ニ乍恐奉存上候間、何分早々御鳳声被為遊被下候様、百拜奉仰望候、恐々謹言、

但中宿郷土并ニ富家者共、外人之名前相頼、屋敷過分買円置候ニ付、明白御吟味被仰渡被下度奉願上候、

十二月

町人

上

文書原寸 縦二六・三種 包紙原寸 縦二五・五種

横 一〇〇種

横 四〇種

追加八二ノ二

(包紙ウツ書)
「御上」

下町人共

乍恐

奉上書候、当秋下町出火以後屋敷持之者共申談、屋敷代銀存外高直ニ相立、市中一統迷惑之儀ニ付、

御慈悲之御仕向被仰渡被下候様奉願上度、昼夜談合仕候処、既二月迫ニ罷成、御役場ニ茂御繁多之砌ニ而急速御

吟味難相付、御殊茂難計、其上右様之御用御取次仕候町年寄等之内、第一屋敷持之者罷居候付而は、役威を以取

押候訳茂有之、彼是及延引候儀ハ案中之儀と吟味仕候、左候得は当大節季数多之人數進退難仕、大難儀之至と皆々

心配仕訳ニ而御座候、依之奉恐入候得共、何卒此涯早々御仁政被仰渡被下度奉願上候、此段幾合ニ茂乍恐奉仰望

候、恐惶謹言、

下町居住

已十二月十八日

町人共

御上

御取次中様

文書原寸 縦二六・三種 包紙原寸 縦 二六種

横三九・五種

横三九・五種

追加八二ノ三

(包紙ウツ書)
「上様」

下町

封

乍恐奉申上候、今般下町難決之儀到来仕候付、夫々御

役筋江相付可奉訴上儀勿論ニ奉存上候得共、当時諸御役場ニ茂御用繁多之由ニ付、急速御吟味も難被相決哉

と吟味仕候、左候而は日々増難決仕候付、不奉得止奉訴上候、

一当八月下町類焼ニ付而は、御物様より過分御米等被成下、誠に奉恐入難有奉存上候、右出火付而は皆々別而

難決罷成候処、下町中宿之伝事方・附士両三人強留上

候共、町人名前之町屋敷段々相円メ居処、右出火等を幸ニ存、是迄通之直成より拾増倍、又は其上ニ直成自分勝手ニ相究、其通代銀不入付者ニハ適商売等在付居もの茂立退候様申掛、余計之利欲相求、皆々共別而迷惑仕候、

一 去辰四月御屋敷上中下直成相場、会所江御届申上置候

は宍畦ニ付上中屋敷貳千貫文位ニ御座候処、此節ニ直

成借地宅料等も余程ニ高直ニ相成、困窮ものは市中居

住茂難仕候付、町中ニ茂難有立行、依之奉恐入候得共、

去辰四月御届申上置候通、直成御定被仰渡被下度奉願

上候、尤居住之者屋敷主相對売買仕候様被仰付、右通

ニ中宿付士より取扱不仕候様、御禁止被仰付被下度、

是又奉願上候、此段乍恐早々奉訴上候、恐惶謹言、

巳

十二月

下町中

御物様

御取次衆様

文書原寸 縦二七・二種

包紙原寸 縦一九種

横六〇・五種

横二七種

遺三 各府県職制一覽表

二通

追加八三ノ一

奉		階級	俸祿
神事堂 政事堂	大參事	一等	
司儀	權大參事	二等	
公用司	少參事	三等	
	權少參事	四等	
	少司儀	五等	
	記室 幹事	六等	
	録事	七等	
	録事	八等	
	書記	九等	
	筆生		
	筆生		
	使卒		
	使卒		
	使卒		

文書原寸 縦五五・五種 横五〇・五種

		所 行																
内家	練兵場	兵曹	文武館	監官	詔獄司	刑法局	庶政司	條案司	武庫	軍備局	生産司	貨幣司	倉庫司	會計局	司商	司農	民政局	当用司
		銃士大隊長	總教			總轄				總轄				總轄			總轄	
令		銃士大隊長 銃卒大隊長	教授			少參事				少參事				少參事			少參事	
扶	監	銃卒隊長	一等指揮士 助教 訓導	監察	長			長	長							市宰	郡宰	郡監
從	教士	銃士二等指揮士	文字諸師 武芸諸師		科問監士			監	監					幹事				
			吏			録事				録事				録事			録事	録事
録事	録事			巡監				録事	録事			録事	録事					
筆生	筆生	砲卒伍長 銃卒伍長	筆生		捕筆手	書記	吏筆生	吏筆生	吏筆生	書記	吏筆生	吏筆生	吏筆生	書記	肆令	郷令	書記	書記
使卒		砲卒隊 銃卒隊	使卒			使卒	廠卒	使卒	使卒	使卒	使卒			使卒	坊長	村長	使卒	使卒

海陸軍	監察署	医院	学校	閑院司	武庫司	海軍廠	軍事局	營作司	物産司	會計局	宰判司	民事局	応接司	聴訟司	祭祀司	政事堂	
																大参事	一等
長官																権大参事	二等
	監察		主事				主事			主事		主事				少参事	三等
大隊長 砲隊長 艦隊長	少監察		権主事 大教授				権主事			権主事	管事	権主事			管事	録事	四等
少隊長 船隊長		司事	少教授	司事	司事	司事		司事	司事				司事	司事			五等
													司案 司案	掌史 検使			六等
	閑察	庶務	庶務		庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務			庶務	典録	七等
	少閑察	権庶務	権庶務		権庶務	権庶務	権庶務	権庶務	権庶務	権庶務	権庶務	権庶務			権庶務	権典録	八等
	巡察	筆生	筆生				筆生			筆生	筆生	筆生			筆生	筆生	九等
			助筆				助筆	材木方		助筆	土木方	助筆			助筆	助筆	初等

文書原寸 縦四〇・七釐 横五六釐

公務署	家令	公議人	管公用人	近習	掌書	庶務	權庶務	筆生	助筆
家職	家扶	家從	侍醫	司事	庶務	權庶務	筆生	助筆	
内庫司									
進獻司									
廚房司					司務			筆生	

通加八四 深見休八ヨリ藩庁へノ願書

武士ノ無刀一刀禁止ニ付

乍恐謹而奉上書候、當時武家之族ニ無刀之体途中之往来、第一他邦之外見ニも可被為掛、実ニ歎息之至、武夫は天性自然両劍を頂き出生し、初而産土神參詣ニも守刀と称して小刀を帶し、五歳ニ參神改服兩刀仕候、是も 皇国武臣之自然と奉存候、夫程古昔より可尊重宝劍を捨候而は御武威之風俗終に忘失、嗟呼神州之帶刀、片時も放さるゝは奉照御威徳之一筋ニ奉存候、壮志ニは益筋骨をな

らし、二六時中勉強して、心術之精英練磨するして、万化之基本と奉存候、併年長之面々深意有之、無刀一刀之体ニも為相成筈御座候得共、何となく其風を年若之者共ニ押移候而は擊劍も衰微と唱候様可罷成、忝も 天より下し賜りし生にして劍を去るは、基本意を取違居候事と奉存候、乍恐無刀一刀御停止之嚴令被仰下度奉存候、左候はおのつから武士之大体相貫、猶又私式師家之任も冥賀ニ可奉存上、益律儀を立、盛大ニ劍砲共天下ニ流行仕候様被為在候ハ、無比上御威光ニ奉存上候、不肖之私師

範家之末席ニ被為召加置候ニ付、不願恐奉言上候、恐惶
敬白、

午正月

深見休八

文書原寸 縦一七・五種 横七六種

遺六五 和田八之進ヨリ久光公ヘノ建言副書

但シ建言本書ナシ

乍恐副書

私事不願愚賤先度上書仕候処、去月廿日傳事上村休介御
取次を以

御下問之御ケ条被仰渡趣難有奉謹承候得共、事旨皆機密
至重ニ涉り候義、巨細謹対仕候ニ付而は、固より御取次
且紙面を以疎漏ニ上言難仕儀御座候付、乍恐拝謁奉願於
御前御直ニ以聞仕度旨御答申上置候得共、今日ニ至り何
之

御沙汰も不奉拝承、然れハ當時

御多事中、私式拝謁被仰付候御時節被為

在間鋪儀と奉仰窺候故、愚籌之梗概別冊通猶論文を著し、
疎愚忌諱を不奉願上言仕候、然而古へ賢明之人君ハ、建
白仕候者仮令百工技芸之卑賤と雖共直ニ謁見を許し以聞
せしめ候儀不少、是則蕩蕩之言聖人亦詢ふ之意ニ御座候
而、人君務而可為之処也、若其言用ゆへきあれは即ち所
司ニ托付して施行し、卑賤之言を以廃すへからすとハ聖
賢之告戒、然るニ万一官司留難して上通するを得さらし
め候者ハ、素より壅蔽之奸情ニ御座候故、明律等ニも其
法を蔽ニし重罪ニ処する筋相見得、人君ニ於ても最も謹
蔽する処御座候、伏而願くハ私式疎賤を以其言を廃せら
れず、

御清問之燕

御明慮を被為

垂度儀と奉仰願候、此段副書を以不奉願恐上言仕候、味
死百拝謹言、

二番方限
八番土族

三月

和田八之進

文書原寸 縦一七・八釐 横一八九・五釐

通六六 普仏戦争記事

二通

追加八六ノ一

一 西洋七月廿三日、仏帝ナンシー^地名ト云ヘル所ノ本陣ニ出張セリ、

一 普魯西亞^{プロイセン}ノ兵ケール^地名ト云ヘル所ノ蒸氣車橋^{蒸氣車道}ヲ毀

損シタリ、

一 魯西亞^{プロシヤ}國ハ普仏兩國ノ戦争ニ關係セヌコトヲ報告セリ、

所謂局外中立ナルヘシ、

一 サルブロック^地名ト云ヘル所ニ近キ國境界ニテ合戦ヲ始

メタリ、

一 普魯西亞ノ兵ハ國境界ヲ打越シ、仏國ニ進入シテサ

レクミノル地名及ヒハグナウ地名ノ間ノ蒸氣車道毀損

セリ、

一 仏軍ハストラスボルク^地名ヨリチヨンウキール^地名迄

配軍セリ、

一 イタリヤ國ハ局外中立シテ、自國ノ防禦ヲ嚴密ニシタリ、

一 同廿四日、普魯西亞カーニー^地名ノニウボルフ^地名

迄襲來シテ仏ノ一城ニ攻撃シ、仏軍之ヲ防戦シテ互ニ

勝劣ヲ別チ難シ、

一 普魯軍ハ屬々攻撃ノ用意ヲ為スト見ヘタリ、

一 同廿八日、今朝仏帝戦争ニ出張セリ、

一 仏帝ヘツウ地名ニ到着シテ配下ノ陸軍エ軍議ヲ施シ、

剩ヘ敵軍ノ勢ヒ甚シク、且ツ城地堅固ニシテ容易ニ成

シ難ク、以テ長ク对阵ニ及ハンコトヲ自ラ述タリ、是

全ク我軍士ヲ励サン為メナルヘシ、

一 英國ハ内ヲ守護センカ為自ラ兵備ヲ為シ、又議事院ニ

衆会シテ海軍ノ廟算ヲ定メリ、

皇國七月十一日附、仏ノ都府巴里斯^{パリ}ノ新報ボンベ^ンニ達シ、

其報ニ曰、仏軍大敗ヲ取り、巴里斯ハ殆ト敵軍ニ取囲

レン有様ナリ、故ニ歐羅巴全州之戦争トナランコト近

キニアルヘシ、

文書原寸 縦一七・三釐 横九三・五釐

追加八六ノ二

最早御聞及も難計候へとも、和蘭本国よりホートイム氏へ報知有之、同人并言学教師仏国サミー氏より昨今兩日致伝承候ニは、兼而御承知之通仏と字漏生積年互ニ不和既ニ一昨冬已来兵端相開之勢、其俣双方一時鎮靜、然ルニ西洋第七月十五日、我六月廿一日之決談弥以互ニ兵馬を交、曲直判然、追々歐羅巴動揺ヲ醸、魯西亞・トルコ・伊太利・米等ニ而総而字漏生ニ属シ、英國・オースタリヤ等は仏ニ附キ、全州兩立東西ニ分り、実ニ龍虎之合戦、和蘭は小国ニして強國之中央ニ位置シ、只農兵等ヲ集メ敵重國界ヲ守衛スルノ外他事無之ト評議一決、其他小國は地之遠近ニ寄り兩立之由、此節も追々兵端相開候事ト異人共顔色ヲ変シ心苦相顯候、此一戦ニテ強國ハ益盛大弱ニして備ナキ國ハ滅亡且夕ニ在り、所謂歐羅巴開化文

明之極ニ至り、一變之秋となり、昨日之知音今日之敵タルモ全ク時勢之然ラシムル処ナランヤ、將又此大動ニ而支那は等閑相過事と推察候処、豈謀シヤ、英仏魯三ヶ之強兵相合シセーゴンと申所ニ陣揃、不日天津より打入、

北京京都火攻スルコトニ一決、既二十日計り前新聞ヲ見ルニ、右セーゴン^{支那ノ地ニ仏屬}千余仏ノ強兵集屯、魯英兵之来ルヲ待との事、弥以地球上大乱之勢ヒ、今ヤ一日も不可怠は兵制之大基礎、万国公法之行ルモ治世之時、斯ル乱世ト相成而は互ニ兵力強弱ニ帰スルモ又当然、実ニ憂國之士たる者一日も安眠スルヲ能ハス云々、

右 七月廿四日、林何某より有馬某へ送る書状之写、

文書原寸 縦一七・三釐 横一三〇・五釐

邊加ハセ 久保藤之進ヨリ知政所へノ願書

俸禄米高利貸借ノ弊改正ノ件

(包紙ウツ書)
一上

鹿兒島士族
久保藤之進

近来俸禄貸盛に致流行、大に窮士之憂と罷成申候、其仕向は富家之者人に錢を貸し、返済之方に月々の俸米を請取、御定直成より存俵ニ付錢五六貫文、又は拾貫文余り茂下直ニ立、本錢ニ三割之利分を懸て差引、或は本物返しと申而何ヶ年茂俸米を利分^ニ請取、実以過當^ニ之仕方ニ而御座候、然共貧窮^ノ之もの渡世之難洩^ニ迫りて、高利之分とは乍知無抛俸禄を差遣し致借財者不少、右様過當之仕方故、困窮^ノもの倍及疲弊、即家内介抱茂難調^ノもの余多有之候、唯今ニ而は不経年して御奉公も不相調、終に劍を食に換へ、放辟邪侈之心起て身を亡し、剩御難題をも醸出し候半、真に非細事候、依之以来俸禄ニ金錢取替事堅被禁止、是迄取替居たるもの江は夫々年府等ニ而相請取候様被仰出候ハ、銀主茂是迄過當^ノ之高利を設し

事ニ而何そ迷惑と申儀も無之、大に窮士之御救助ニ相成可申候、若今形ニ被召置候ハ、富たる者ハ益不理之利潤を設け、飽煖迭居之奢を究て窮士を苦しめ、実不堪傍觀ニ、依之不顧多罪愚考奉言上候、恐惶謹言、

鹿兒島士族

久保藤之進

未

四月

文書原寸

一八種

包紙原寸

縦二六・五種

横一〇四・五種

横 四〇種

追加

授読助池端拙藏ヨリ知政所へノ建言

二通

附士ヲ公然士族ニ編入ノ件

追加八八ノ一

一上訴

封

兵器方附士
授読助

池端拙藏

別紙、不願微軀重疊恐多儀共献言仕候、方今天下徧可涉
実効御世態、殊ニ御一新御秋柄、卑劣之風習ニ固執、人
爵之高下杯ニ拘り言上可仕儀、更ニ毛頭も有御座間敷儀
は疾恐察仕居候、然処ニ先般

朝廷より士族・卒・庶人と御布告之表ニ相見得候而、

御藩内より

朝廷江士族・卒・庶人、何々より何々迄と御届書ニは附
士も士族之部ニ相見得居候由内々承合、当時附士と可唱
名目は、乍恐 御藩内迄相見得居候半奉伺候、愈其通之
御事御座候は、爾后何卒公然士族ニ被召入被成下候は附
士一同安堵平和可罷成、当時は別紙献言仕候通、士族と
卒と之中間ニぶらいと罷成、一同安堵平和不罷成、既ニ
此一事ニ付而は、此内より附士之中有志之者共及愚臣事
茂幾度も献言為仕事候得共、下情不上通欵、今ニ公然士
族ニ被召入候儀無御座候付、当時一同安堵平和之心底よ
り職掌研究可仕儀相少、一同之事情得と傍観仕、別紙之
通奉歎訴候、恐惶頓首頓首百拝謹言、

但

別紙附士之中、御藩より 公用、其外諸生等ニ而他
国江被差出候節は鹿兒島藩士族と御附状ニも相見得
申候、此旨茂言上仕候、恐惶伏拝欵言、

授読助

未六月十三日

池端拙藏

文書原寸 縦一六・五種 包紙原寸 縦二七種

横 七八種

横三五種

追加八八ノ二

愚臣は井底之痴蛙、過憂慮悲歎哭泣之事情を以建言仕候
儀、恐惶戰栗鎮謹合掌伏拝、泣血淋漓、夫外抗慨義烈之
士不太勤、愚臣は頑懦且奮起悲愴憂念、而未嘗能暫忘也、
国家有憂楽則如有我家我身、往古

(花)

華山天皇詔曰、至如破家、為国面折尸諫は、是朕之願也
と拝見仕、又書曰、木從繩則正后從諫則聖、夫人主は以
納敢諫為先人臣は以進讜言為仕と相見得、晋平公問叔向

曰、国之患熟為大、対曰、大臣重祿不諫、小臣畏罪不言、

下情不上通、此患之大者也と相見得、愚臣性賦魯鈍愚昧

之不顧微軀、忼慨悲歎ニ迫り、過憂慮既已去亥正月廿一

日より今日之至爰建言式拾壺通、大政臣江式通、御前

江上訴、旧御側役ヲ以三通、御樓門上書箱より拾五通、

兵器方江壺通建言仕候中、旧御側役より差上候建言ニ御

採用被為在、為被成下似合之義も御座候と一時如泮憂念

内心歎喜罷在、其中尚書弼征ニ相見得候通、兩御丸鳴子

口之間江奏鞍被掛置被下候は、御藩内数万之人民夜分ニ

而モ言上可仕、今通御樓門江上書箱御下ケ相成候而は、

下情不上通空虚相成候も多有御座、政之得失、国之利

害、御藩内徧罹り候、至大至剛之事實有欲遂不諫之詞、

無隱之議は乃先年御廊下辺江落散、旧使坊主開封為仕哉

ニも内々承及候事も御座候間、何卒已来諫鞍被召建被下

度奉歎願候、今般歎訴之義、惓然赤面、流汗震慄、惶懼

之意惴惴、奮訊シテ以左ニ建議奉歎訴候、

兵器方附士、往古発起旧記家記を以涉探索候処、文祿元

壬辰年高麗朝鮮国等江中古

義弘公 久保公御渡海之御秋、御側ニ式拾人衆と相唱、

武勇勝れ走廻り、山阪嶮岨達者成者ヲ鹿兒島士、又は外

城衆中之中より被召撰奉供被仰付、寸隙も御側を不去、

御同艦ニ而渡海、其後文祿二年癸巳九月八日

久保公於彼地 御卒去、御報知直ニ御舍弟

忠恒公彼地江 御渡海之御秋も御同様鹿兒島士・外城衆

中之中より又被召撰、式拾人衆と相唱、御同艦ニ而渡海、

彼地御陣營中向敵を狙撃、或は突伏切伏、其戦功余多他

人ニ勝れ、其外万御使事等走廻り、達者之働別而被為叶

御思召、又走衆と改名被仰付、其後御帰陣、御道具直ニ

自宅江御預ケ被仰付、其后関ケ原御合戦等之御秋も御供

被仰付、諸所之戦功を以土江御救免被仰付、其子も同前

候は代々座附士被仰付、御城下平加治屋町其外諸方江被

召置、知行高拾式石宛被下置、其後御道具衆と改名被仰

付、又小頭役と相唱、足輕五人之頭を相勤為申由、物頭

役之儀、慶長四五年之頃被召建候由、座附士御切米差上

候は表方奉公勝手ニ仕来之由相見得候、右通諸所之戦功を以被召出候者は右通座附士被仰付、右同様被召撰候中之式拾人衆走衆、戦功無御座者は夫形ニ而御道具衆被仰付、其後走衆同心と唱来、

吉貴公御在世ニ至り足輕と名目被仰付、当分之足輕共祖先ニ而御座候、尤座附士之儀は当分附士之祖先ニ而御目見、諸御礼申上候節は、当分之土族同様御敷居上ニ而申上来候処、

総州公御在世座附士之儀は御敷居下ニ而御目見、諸御礼申上候様被仰出候筋旧記ニ相見得、其時分直ニ一同より御先代様被召使候、御同様被仰付被下候様歎願為仕由候得共、

御当君様思召を以為被仰付儀ニ候得は、此涯以前之通難被仰付候間、至後世願申出候様御達し相成候筋、其時分之願書も披見仕候、左候而寛永之時分御城下江六組被召建候節、当分之土族同様被入置、其後御兵具方附士・

御納戸附士・奥附士扨と名目被召替相勤候処、天明七年未七月、向々支配頭小支配江被仰付候、以前六組ニ被入置候節は小与頭次書、又は依願書直ニ六組触役所江差出来候得共、以来向々支配被仰付候儀ニ付而は支配頭江付公私共可申出旨被仰出、其時分迄は何篇外城衆中より一等上之御取扱振相見得、其後漸々無何と士格被相下、郷士以下と被仰出候節も有之、一統忼慨悲歎沸騰仕居者も段々有之、当御世態ニ至り当分之士格ニは為相成義ニ御座候、先般御一新、爾后

朝廷御布告之表ニ茂士族・卒・庶人と相見仕候間、中古以来右様御人撰御召使、士族御格式之者共御座候間、何卒先般旧福昌寺役人町田・鎌田・藤島三家之義、其先祖代御直士之内より

仲翁公福昌寺御任職之御時依願被召附、代々福昌寺役人相動来、致隠居候節は二男より役人家致家督、三男以下之者共は御奉公方等相勤候儀無御座、無頼之身上罷居候付、当御世態柄二男以下迄も都而与入被仰付被下候様、

積年忼慨悲歎之折柄、歎願書旧組方江相付御奉公筋諸士同様被仰付被下候様、數度差出申候付御吟味相成候処、以前諸士同様之御取扱被仰付置候訳茂御座候付、歎願事情難被御黙止御筋合を以、二男以下都而与人并御奉公方、其外何篇士族之御取扱、慶応二年寅十一月被仰付候、右申上候兵器方附士之儀、右様以前諸士同様御取扱被仰付置候訳も御座候、付而は右三家同様之事奉存候、既ニ一昨年、積年忼慨悲歎義士之者拾五六人御座候而、知政所江相付歎願幾度も仕候得共御吟味不相付、却而罪過被仰付、一代士族被仰付置候者も士族被免、御奉公方も不被仰付候処、其後三句程相立御救免被仰付、当分御軍治奉公仕候、乍併如元士族は不被仰付候、愚臣事は先般越後口江出兵被仰付、去々年三月凱旋、難病煩悩治療勉強仕候処、漸々快氣罷成申候、右義士歎願中は病氣中ニ而乍病席号哭涕泣罷成、尤出兵已前兵器方附士之儀、一同被爲還復中古被下候様、此一事ニ付而茂御樓門上書箱江五度程歎願書差上、其上總訴迄茂兩度差上申候得共、御採

用不被爲在、其後右申上候通義士より知政所江相付歎願書數度差上申候得共、右通却而罪過被仰付、実ニ案内罷成、愚臣事去四月方より愈全快仕、嘗極知僭踰無所逃罪罷成申候付、何卒合掌百拜

朝廷御布告通公然士族之御取扱被仰付被下度、当時士族と卒と之中間ニぶらいとまたかり、一同不安堵之形勢悲歎哭泣罷成申候付仰願は士民之好所を御好被爲遊、士民之惡所を御惡被爲遊御思召を以御憐愍被成下、一同旧来よりは迄兵器方江相付御奉公仕来申候付、御奉公等之儀は一往是内之通被仰付被下、一同愚昧之附士共俄ニ困苦ニ落入申候而は不便之至、又候御救訴言上仕儀案中奉存候付歎願仕通被仰付候上は、是内之通被仰付被下度奉歎願候、此義ニ付而は幾度も恐惶戰栗、一命を抛奉歎願候外無御座候間、何卒格別々々之

御仁恵を以愚臣心中
御賢察被成下、旧来無此上

御洪恩之程生々世々忘却不仕、以来猶亦如何様之儀ニ而

も

御国家 天下之御利益相成候様力之及候丈は、粉骨碎身命限り相働候様一同議論相加申度、屹度改心肝銘仕、永久

御洪恩を奉報度奉存候、徧公議百万不決、於此一新之秋則爾后莫成焉、故只管不顧恐斯歎願申上候義、嘗全体不調法之罪は難遁、如何様被仰付候而茂、聊奉恨義毛頭無御座候間、何卒御一新之御秋ニすかり、以来附士一同安堵平和之心底より出精奉職仕候様被仰出被下度、

天照皇太神宮を奉初仰天合掌伏拜、日本之御神々様江祈誓歎願申上候、天神地祇茂御照覽被為遊、万一於此義毛頭も偽りを申上ニおゐては即時神罪を可蒙、愚昧之赤心何卒仰願は

御賢察被成下、願意徹底仕候而御採用被為遊被成下度、枉万死奉歎訴、誠実深意之程宜御執成被成下度、惴惴恐惶謹言頓首頓首合掌百拜、

但

以前御取扱振被仰出候御書附写宅通相添奉歎訴候、

外ニも段々相見得候得共、事多故差上不申、何卒哭泣悲歎差迫り候愚臣ニ御座候付、幾度も奉歎訴候、

尤外附士一同誠実同意前之事御座候得共、一昨年知政所江相付歎願仕候処、忠臣か不忠臣ニ相成、却而罪過被仰付候付、畏罪連名連判断然仕、愚臣一人ニ而附士一同之実意を得と甚考斟酌仕、且愚臣事、嘗国家之事实憂患退遄罷成居候付奉歎訴候、頓首頓首百拜歎言、

明治四年辛未六月十三日

兵器方附士
授読助
池端拙藏

佐平太事

平清宗



文書原寸 縦一六・五種 横二四五種

遺品 穎娃郷校師員池田一助藤原ヨリ久光公へノ

建言

二通

公ノ上京献策ヲ望ム

(包紙ウツ書)

恭上

二之丸太公閣下牋

藤原純儉

拜上

封

追加八九ノ一

顯姓

郷校師員

池田一助

文書原寸 縦一四・三種 横一一・三種

追加八九ノ二

上

太公閣下附牋

防禦大略臣亦非無其說。嚮試出以示有志士。見者不以為不可。然本源不深固。則枝葉委流奚足以論哉。如諸葛亮所謂群疑滿腹衆難塞胸。則愾敵之心未遑萌。而畏縮之氣己生。尚何戰之望乎。故防禦則不敢以聞。姑表微志。以

恭企望

太公閣下芳意有在耳

臣藤原純儉謹白

文書原寸 縦二七・二種 横一七種

追加八九ノ三

恭上

二丸太公閣下牋

臣謹按醜虜窺国累年。加以魯西亞睥睨欲染頤於我。

都鄙辺海峯有警戒。是実危急存亡之秋也。伏惟

天朝廟謨以得人為要。嘗拜閱

勅書。

天子自以 太公為股肱。召以裨補大政。

屢慮非輕也。不幸而有微恙。不能趨 命。公代以朝。

既而 廟堂新議黜陟。而拔豪俊於三藩。大變革天

下形勢。志士評議区々脈々。遠近望風疑惑。手足

無所措。号令愈出弥新。則一致難保必矣。万一時

運違矣。而士氣沮喪。頽風已成。則雖有奔育。亦

弗能以回其勢也。国之危難莫大焉。想自非 太公
挾腹心從者。速躬跋涉之勞。追庇

勅旨盛。以會議於 廊廟。英斷勇決而挽回其機軸。則天

下時務。未可以測其得失是非也矣。草莽臣非所當

敢言。然深思惟

皇国命脈。則臣子之情亦所以不忍嚙口也。故臣敢昧死以

冒瀆 尊嚴。無堪戰汗屏營之至。伏冀

納察焉。誠惶誠恐頓首死罪謹白

顯娃邑士

知覽掌邑庠事兼

本邑學校事臣池田純儉拜上

文書原寸 縱二七・二櫃 包紙原寸 縱二三櫃

橫 四〇櫃 橫二七櫃

邊名 故北白川宮智成親王行狀

故三品北白川智成親王行狀

王、諱智成、小字泰宮、号良山、一品伏見邦家親王、

第十二之子、母、准后鷹司政深公女、実女房伊丹氏所生
也、 王幼而英悟、有風格、美容姿、 邦家親王深器之、

鐘愛異諸子、万延元年庚申秋八月二十八日己丑為 孝明

天皇之養子、慶応二年丙寅春二月九日己亥親王 宣下、

天皇自筆賜名智成、其在 宮中侍

天皇、小心翼翼、言有法、動有礼、屹如成人、時歲

十有一也、二十四日甲寅出為 二品聖護院嘉言親王之附

弟、剃髮得度、改名信仁、及三年丁卯冬十二月太政復古、

而 皇子入浮屠者、各復飾婦正、於此 王亦復飾、更為

嘉言親王之嗣、時明治改元戊辰閏四月十五日壬戌也、秋

八月 嘉言親王薨焉、 王執喪、塊苦惟礼惟謹、而侍臣

執柄者、利 王之少、所為多不法焉、諸臣積不平久、然

王寬恕、措而不問、以其為先君之遺臣也、冬十一月二十

七日甲午 王元服叙三品、時歲十有三也、平居儼然、莊

重自持、不妄言笑、飲食必節、性嗜酒、然朔望之余、非

有故、未嘗飲焉、味爽而起、衣冠必端、拜於家廟、退座

書院、接待臣、講論經史、商略古今、其間馳馬試劍、或

逍遙園中而已、其待人也、其色莊、其言厲、歎之必以誠、宥之必以恕、然又洞照情偽、不容逢迎面諛之言、故見者以為穆々有人君之度、三年庚午春三月 王親政、黜陟侍臣、問民之疾苦、振恤安靖、於此群臣始感 王之壯烈、無不興起者、

王好讀書、嘗誦栗山成信、所著、保建大記、及 八条尚仁親王行狀、以謂民心向背、一因人主所為、譬如潮汐隨月而消長進退其幾難測知也、人君若不本身脩德而率之、何能御衆人矣、如 月說尊受

伊弉諾尊之 勅輔佐 日神之道、其言叮嚀深切、警之曰、可治滄海原潮之八百重矣、孤輩所宜佩服、於此広涉群書、考索力求、嘗謂侍臣曰、人生于天地之間、參為三才、宜功業与天地覆載之仁、同被宇內而事始備、如何悠々以間暇日月、缺三才之義而止矣、其勇猛憤發、率如此、識者稱為 尚仁親王之再生云、夏六月奉 命赴於東京、時盛暑、 王在途上、衣冠必左右簡策於其間、而優々脩息、他玩好之物、不有一於前也、冬十二月 朝廷有 命、改

称北白川、時 朝廷多事、日新月改、外之異域之交際、內之廢藩建縣、進退人才、變兵制、改貨幣、革官制、是其事最大者、 王深憂之、每聞其一善舉、則喜見於色、或聞時政之闕失、則愀然終日不樂、或至於論諸 朝廷、又思之而不得、座以達旦不寐、嘗親著書數百言、其中有言曰、 乾綱不振、政在共和也、 國威不張、蕃客与政也、其痛憤激切、自任以天下之重、如此、冬十二月書成、將獻諸 朝廷、侍臣諫止之、以是終不得上、而 王遽欲還西京、而請諸 朝廷、上自官吏、下至布衣、止之者多焉、然 王有所思、敢弗顧焉、其在西京、快々不樂、四年辛未春二月二十四日甲申忽然咯血數回、遂不起、暨其疾革、夜半召左右、語數次、暫而歛衽、正座、神氣靜定、安然而薨焉、實五年壬申春正月二日丁亥曉也、訃聞、天皇震悼、使宮內少丞新納某、就北白川邸、賜黃金三百、以給祭案、令天下、停止歌舞音曲三日、於是上自公卿、下至士庶、知与不知、聞喪、無慘然不為 國家惜矣、 王生於安政丙辰夏六月二十日乙巳、薨於明治壬申春正月

二日丁亥、享年十有七、以薨後一月葬於北白川円山、実
二月二十九日甲寅也、吁嗟天乎、如何不佑、未及弱齡、
而遽罹時凶害哉、其養於身之深、行於家之正、加之、好
學之篤、立志之大、使仮之以年、究其施為、則 天業輔
佐之道、進取守成、必其有光烈、而与天地同其効用、庶
幾酬其素志矣、可勝歎矣、克侍左右久、幸獲受知於 王、
穆々徳容、浩々志氣、不能忘懷、因剴其所見聞之大略、
謹為文一通、以附家乘之後、克不文、雖不足表其徳容行
事之美、然惟務舉其實而已、他時執史筆者、尚有考於斯
焉、謹狀、

明治五年壬申秋八月既望

北白川宮家令山本克狀

冊子原寸 縦三二・五釐 横二一・五釐 八枚

遺記 久光公ノ安井息軒著「弁妄」序

「弁妄」印刷物訂正ノ事

弁妄序

我邦服西洋百工技芸之靈巧者。必併信耶穌教。或乃欲敷
其教於國中。是大患也。夫耶穌教之妄誕固不足弁。然其
言甘美。尤易惑人。苟以為不足弁。而不弁之。則彼徒益
煽動其氣燄。尽誘天下之民而帰之。其勢將不可撲滅矣。
夫耶穌教者以拜上天為其道。天即理而已矣。子之拜親。
臣之拜君。是即理也。從理則吉。逆理則凶。天之報施於
人而不爽者也。今臣子而拜天。置君父於無有。欲以求福。
是誣天也。夫君臣道息。父子情絶。禍乱何所不至。然則
弁之不可不早弁也。日南安井氏有憂於此。著弁妄一篇。
以弁耶穌之妄誕不經。乃遠寄一本以請序。余受而閱之。
弁駁攻擊。鑿々中窾。使読者心服首肯。是書之出。吾知
如太陽出而群陰散。足以奪彼徒之氣、而祛我民之惑。豈
不美哉。豈不快哉。安井氏今之老儒。既絕意仕途。而其
憂世距邪之志。繾綣不能自己。猶如此。此其心与孟軻之
距楊墨、韓愈之排仏老。何異焉。而其功蓋亦不在其下矣。
余雖不文。亦与仲平同憂者。安得不案而序之。

明治六年四月上浣

從三位島津久光撰

印御



冊子原寸 縦二八・五種 横二〇種 二枚

邊五 齋藤貞藏ヨリ久光公へノ建言

奸臣ノ譎謀ニ就テ

〔包紙ウリ書〕
「上」

齋藤貞藏

再拜

謹而奉申上候、此度御詰ニ被為成候ハ

御前御一世之御浮沈御栄辱、億兆之瞻望申上候、御大難

事と申ハ、追々再三大政御委任之御招京

勅使勅命相重り候ニ付、国家之安危黙止難被遊

御不例被為押、定而乍恐御藩籍御返上ニ付候而ハ、御費

用筋も御家臣方非常之強弁を以、巨万之生財工夫、御上

京被遊候半之処、大奸魁共忌諱ニ堪兼、三百諸侯並を以

御下問被為有、猶又補相公邸江被為召、参議其外撰奸共
相集り、逐条詰問申上候ハ、御独断之御答振り候間、然
必然御疎漏可被有ニ付、夫程ニ条理御齟齬被成候而は、
中々大政御委任ハ被遊兼候付落第申上、麝香之間辺江捨
御家族を御呼寄、永く質人ニ仕候奸謀を以

主上を御先ニ立、表向御優待之姿ニ仕、内ニ利剣を隠し
候大奸を貯へ、御下問ニ及候所、存外ニ

御前御英邁之御卓量より条々、流水之如く結末迄之大事
件御詳答被遊候ニ付奸徒大愕仕、迎も尋常諸侯之看ニ而
は不参と相決し、尤奸智之輩加り賛諫仕候間、直々彼閑
地江捨候方、早道と御詰ニ送り候儀と奉存候、且

勅使勅命悉く御欺招ニ相当り、矯

勅擁蔽之証拠照然発露之所江ハ不存付候ハ愚之至り候、

此御方ニ而は矯罪重々之責詞、大ニ御出来之御儀ニ付、

以前之如く御兵力 御邸下ニ被為入候ハ、直々 君側

を清ふする之兵ニ而、奸魁御誅伐之上、条々之大悪無道、

矯

勅之大罪、買国之巨奸を御鳴し、御奏聞遊し、聊御仔細無之候得共、此節御藩權も御爵權も御乏敷被為有候御中故、此逆境厄難ニ被為当候ハ、欲鞭して杖なき之如く、実に束手遺憾慨歎泣血之至ニ奉存候、乍御責詞ハ重々不可犯次第ニ付、此所逆境ハ逆境丈ケ之御出処御進退、所謂疾風雷雨ニも不迷と申、大切之御関節ニ而便々然と被遊候而、御憂国之御積志も御誠忠之御赤心も毫毛不御磷御凜立被遊、天下後世ニも、金石青史ニも、字内之賢者識者ニも、毛厘不被為恥之御出処而已御肝要ニ奉存候、左候得ハ一昨十三日ニ奉申上置候第三策之御順序、外被為有間敷奉存候得共、元々頑愚之老言、国是難期候間、御群臣方々御評論遊し、其上過日奉申上候浅田宗伯者をも被為召、御咨詢遊し候ハ、必御小補可被為有、其上衆議御參酌御折衷被遊、吳々乃公之御大事無御誤様伏而奉御願、猶曲折拝謁尽言可奉申上候、稽首再拜、

五月十五日

文書原寸 統一六・五種 横一〇〇種

邊三 真砂野良貴ヨリ久光公へノ建言

公ノ上京ヲ賀シ時弊ノ匡救ヲ望ム

〔包紙ウツ書〕
〔從二位島津公閣下〕

封

真砂野良貴

再拜

真砂野良貴謹再拜白 從二位島津公執事、嘗聞、難得而易失者時也、今既得其難得之時、斯時而不吐露其平生所鬱結於胸中者、而他日噬臍亦無及矣、是以敢獻鄙言於左右 執事、河海之量恕其唐突之罪、而其聊有所容真意外之幸也、側聞、客歲 天子巡幸致貴州、而 執事有所建言、良貴見其綱領若干条、雖未知其細詳、思皆愛国之忠言、而英見卓識、匪夷所思、於是良貴深信 執事賢明、又聞、其後屢 詔於 執事、慰諭悃切無不至、嗚呼以執事賢明、得

朝廷之重待、豈不嘉会哉、天下知 執事必有為也、抑戊

辰以來、 乾綱新張、百度皆改、宿弊洗除、幾將觀鄧隆

之治矣、然而良貴窃有所憂者、而 執事既言之、又不重

濱告然能言不遂、与画龍不点瞳何異、古人有言、断而敢

行鬼神避之、況乎其所行出於憂國之至誠、固人心所歸者

哉、 天子必嘉納焉矣、 執事幸勉旃、是良貴汲々所求

於 執事也、其長算大策、則 執事胸中所暗熟久矣、方

行之也、必如得麻姑之爪而搔背痒也、良貴闖茸之徒何敢

容喙哉、然亦非無一二鄙見、此則非接響效不能尽焉、非

敢所望也、良貴不学無識、於当世之務雖臆乎、然亦憂國

之徒也、雖賢愚迥殊其意、則自思異於俗人、然而非 執

事不能為此言、今也幸 執事來東京、突以為難得之時矣、

執事憫其疎愚、恕其罪而察其意、幸甚幸甚、真砂野良貴

恐懼再拜、

五月十八日

文書原寸 縦 二八釐 包紙原寸 縦 二八釐

横 三九・五釐

横 三〇・五釐

邊品 齋藤貞蔵ヨリ久光公へノ建言 二通

浅田宗伯推挙、小民ノ困窮救助

(包紙ウツ書) 齋藤貞蔵

閣下侍史御中 建言書二通入 九拜

(朱「封」ニツ同シ) □ □ □

追加九四ノ一

謹而奉申上候、一昨廿四日横浜新聞局ニ而、日本ノ為ニ

愛國ノ賢相を要スル説ト申横文を文部省ニテ翻訳仕候ト

申品ヲ、友人華族元福島板倉家之弟本多成徳ト申者、甚

相憂候テ持参ニ付、一覽仕候所驚入候文意ニ付、一体三

公ハ国家之枢^(組カ)、万政之源頭タル所ニ付、早速ニ右省ヨ

リ申上

尊覽濟ハ必然ト奉存候得共、万一当節柄憂國人少キ折ニ

付如何ト勿卒ニ写取、持参之上、定而遠東之家ニ候半ト

直ニ奉差上候ハ奉恐入候間、標題ヲ以テ奉伺候所、未タ

尊覽不遊トノ

御意ノ由ニ付、匱写ニハ候得共直様差上引取申候処、ケ
要ノ要書ハ直様可供答之所、全ク誠忠ノ士乏敷候故、禎
祥吉眷之事ニ候ハ、即被申上候半之所、日本ノ為トハ乍
申、佞謾罵罵ヲ極メ候書ニ付擁蔽畏避仕、只蔭々ニテ歎
息仕候哉、笑弄仕候哉ニテ、此二ツニ出不申ト申ハ、省
長タル人モ不似合之様奉存、全ク右英人侮罵之文中ニ言
中テラレシ所トナル一証ニテ枢杻源頭ノ御輔翼トハ更ニ
不相成ト、長歎息流涕血之外無御座候、因而情考候御政
事ハ、徐々ト遊し候

尊慮ニ被為有候半ニ而御尤至極ニ奉存候得共、事ニヨリ
輕重緩急御座候ハ、自然ノ常理ニ御座候得ハ、徐々ト計
リモ参り兼、事柄ニヨリ大事其内ニ去ルト申儀も御座候
間、堂々タル

皇國、洋夷屬國トナル、明鏡ニ掛候御建言之危急存亡之
秋ニ而御採用

尊任一日ヲ延シ候得ハ、大危篤病之
皇國、一日之疲困ヲ加ヒ候儀ニ付、乍恐一日千秋之想ヲ

ナシ、尊任ヲ奉待候処、空敷歳余之月日ヲ經候処、天
未タ

皇國ヲ不被為棄、台鼎ニ被為陞候段、天下憂國幾若干之
士人、欣悅蘇息之想ヲナシ候而、御新政ノ美ヲ日々奉仰
望居候半之所、已ニ御升台後三十余日經過仕候所、未タ
一員ノ挙賢モ不奉伺、乍恐御徐々ニ被為過候様奉存、日
夜之憂慮ニ堪兼候折節、英人ノ新聞侮罵ノ言ヲ見、倍々
憂思至奮之余リ不願恐左ニ建言申上候、

御前何程御叡明ニ被成御座候共、此天下之万政ヲ御一人
ニテ御統駕遊シ候ハ、所謂大海ヲ一手ヲ以テ拒クノ譬ト
同敷、迎モ御行渡リ被遊候儀ハ不被為叶ト奉存候間、一
人ノ学力優豊ニ治道明達ニシテ胃量敏聡ノ人ヲ速ニ被為
得、参議ニ御任職御補佐ト被遊度奉仰願候、其人物ヲ偏
ク歴觀仕候ニ、私数十年応接往來親交之友モ七八人ハ有
之、勅任前後之職ニハ御充用之器局ハ已ニ意中ニ御座候
得共、右優豊・明達・敏聡之全備仕候ト申結状ハ差上兼
候、只此外ニ兼々取次、私ヨリ奉供

尊覽候建言書差上候淺田宗伯一人ハ、右三条全備仕候王佐之器ト、私ハ慥ニ奉存罷在候、昨年同人旧著之五論、奉入

尊覽置、又先頃楷書之建言、又頃日和文之建言等ヲ

尊覽遊シ候而モ、胷中ヨリ優流湧出仕候次第ハ当世ニ的当仕候、善方良策ニ而御任用遊シ候ハ、政驗奇功無疑ト奉存候、曾而天下ノ為ニ窃ニ人物論仕試候ニ、私手中ニハ參議之人物ハ無之と申候所、宗伯申候ハ旧諸藩之中三人程ハ相見得候ト姓名共申候得共、私儀交際手狭、別而旧諸侯ニハ一向人物存シ不申、宗伯ハ多年医業ニ而殊ニ東京一人と申高名故、衆諸侯江モ大低出候由ニ而、昨年ハ六千九百人ノ病療仕候由申程ニ付、三人程ト申儀相違ハ有之間敷候得共、大名ハ一般人物上等ニテモ明達・敏聰ノ二条迄ハ六ヶ敷カルヘク、政蹟ハ必宗伯ニハ大ニ及申間敷、禍按仕居候程ニ奉存候、右宗伯一人御直撰遊シ候ハ、其跡ハ易ヲ茅ヲ祓テ茄タリト御座候通り、人才騰拳森々無疑ト奉存候、乍恐宗伯ヲ被為 召

尊慮之限り御十分ニ 御直ニ御訊叩遊シ候ハ、其器局之堪否之數端御分解可被遊候間、万一同人任職闕誤失行御座候ハ、私江如何様之重罪ニ而モ可奉甘受、結状印紙ヲ以テ奉受合候段、宋蘇東坡陳龍川ヲ薦候節之結状之如ク、大罪甘受之印紙奉差上候間、御深慮之上、一日モ早キ御方御肝要ト奉存候、前文之通一日延候得ハ篤劇之困病、一日之疲損を増候政情、乍恐御英決被遊度奉伏願候、右様之儀奉申上候ハ僭越至極之大罪、重々奉恐懼候得共、再三再四相考候モ、御良佐早ク不被為附候而ハ大政御振拳、國辱御洗除之期限日一日ト相後レ、追而何程之大賢出候共、其後ヲ如何共做スヘカラサルニ至リ候半ト奉存、憂慮神痛難止之余、不願千恐万罪、此段冒瀆敝威奉申上候、頓首稽顙、

五月廿六日

齊藤貞藏

九拜

上

閣下侍史御中

文書原寸 縦一六・五釐 横一六九釐

追加九四ノ二

(端裏書)

「東京小民米潤沢安食仕候奉申上候上言

齊藤貞藏」

乍恐又以奉申上候、一昨廿四日奉申上候米価沸騰ニ遇候而、此十数日米人力車并餅団子等之食物之小商、大之不景氣ニ而此迄之三分之一之商方無之、固より右人力車・餅団子等之小商ハ其日暮シニ付日々之炊煙も立兼、実ニ塗炭之苦シミ之由、扱々憐むニ堪兼候儀と奉存候、其節申上候通、御多用之御中奉恐入候得共、

御鶴声奉仰願候所、御専職とハ不申上候得共、民之牧頭ニ被成御座候間、其小民之塗炭御傍觀可遊様無之ニ付、和漢古今共明天子・賢宰相、民之疾苦被為憂候ハ明々燎々御座候へハ、仁徳帝之如き有之、又殷之湯王匹夫匹婦之為ニ仇を報ゆと御座候へハ、此儀も急ニ

御声掛奉願上候、御一新已来、米払底ニ而南京米舶来之節、深川佐賀町大米商久住某と小網町同鹿島甚太郎兩人損毛を不厭日本米之蔵を開き、沢山ニ相払、衆人大ニ助

り候、奇特之御賞典として出格之賜物仕候、兩人ニ被仰付候而も、鹿島ハ殊ニ鵬翔丸と申蒸氣巨艦所持仕居候間、被仰付さい御座候ハ、不日ニ相弁可申候、小野組奥羽買置米も其県々へ御速命無差支取計候様被仰付候ハ、是又速ニ兩様ニ而ハ潤沢仕、小民安食仕候様相成可申候、只其専職ニ為御任置ニ而、古之賢宰相ニ乍恐可被恥と不願恐奉再白候、頓首稽顙、

五月廿六日

齊藤貞藏
九拜

上

閣下侍史御中

文書原寸 縦一六・五種 包紙原寸 縦二四・二種

横五九・五種 横 一六種

追加九五 大倉鋳三郎ヨリ久光公へノ願書 二通

旧幕臣石川勅負復祿ノ件

追加九五ノ一

(包紙ウツ書、朱)

第十一大区小一区木ノ下村

島 三郎殿下
御直披

大倉鋳三郎

大日本邦

皇統清和天皇正統苗裔河内国石川郡

大守石川家元附属当時石川勅負譜

代從臣方今農商六十六名總代

第十一大区小一区木下村十四番地

農増田太右衛門附籍

商先駆 大倉鋳三郎

謹而奉申上候、辰年以降勅負進退ニ付旧年中奉建言、

其後為窺大政大臣三条家江度々參上仕候処、其筋ヨリ

可奉窺旨被 仰聞、一同奉拜聴、則管長大久保一翁江

申達候処、未何等之差凶無之、右本文兼而御近習肥後

甚之丞ヲ以奉申上候次第ニ御座候、御願は

御尊家御鶴声ヲ以、泰否一卦御助言之儀被成下置候は、

広大之御仁慈難有仕合奉存候、人員書は正院書記官重

野・細川両士江申達置候者共ニ御座候、元々先駆死亡
は覚悟之儀ニ付、此段奉申上候、敬白、

島 三郎殿下
御直披

文書原寸 縦二四・三横 包紙原寸 縦二四・三横

横 三三横 横 三三横

追加九五ノ二

口上書

石川勅負元陪從惣代
當時第六大区小十二区
木下村庶人
大倉鋳三郎

今般

島 三郎様御事、遠路之処御出府被遊御座、何共御心勞

之御義奉恭拜候、陳は本書之次第、三月八日左院迄上表

仕候処、四月十四日御呼出ニ而御達之赴、当村取締其筋

ヨリ可差出旨御下知ニ付、則当村戸長島田栄吉ヲ以テ当

八日政府大久保一翁方迄言上仕候ニ付、追付御披露可仕

候間、何分

奏聞之義奉願度、此段一同伏而奉申上候ニ付、可然宜御披露之程奉希度、以惣代上表仕候、以上、

下大夫

石川鞠負元陪從惣代

明治六癸酉年五月

大倉鏗三郎

士進



島 三郎殿下

御重役衆御中

御披露

文書原寸 縦二八極

包紙原寸 縦二八極

横四一極

横四一極

追加六

茨城県土族 元水戸藩教部中録 鈴木大ヨリ久光公へノ建

白

四通

(包紙ウツ書)
上

茨城県土族元水戸藩

教部中録

鈴木大百拜

追加九六ノ一

不憚忌諱愚存申上候事

謹案スルニ、徳川氏ノ末世偷安殊ニ甚シク、終ニ

皇国ヲシテ萎微振ハサラシムルニ至ル、恐多クモ

孝明帝夙ニ深ク之ヲ御憂慮アラセラレ、戊午ノ秋ニ七日

間御断食アソバサレ、於禁庭荒菰ヲ數カセラレ、昼夜一

時毎ニ出御、

大小ノ神遙ヲ御遙拜有之、二千五百有余年国威赫々タル

神州 朕カ世ニ追テ如此ノ有リサマニテハ、

伊勢神宮ヲ奉始

御歴代様へ対シ之ヲ何トカ言ハン、宜ク 朕カ躬ヲ殺シ

テ以テ之ヲ謝ス可シトノ 叡旨アルニ至ル、於是天下忠

義慷慨ノ士、或ハ身ヲ殺シ、或ハ禍ニ罹リ、壬戌以來漸

ク改革ノ兆ヲナスニ至レリ、然ルニ

帝ハ御不祿申上ケ様無之候得共、戊辰ノ歳ニ至リ 御維

新ノ御事ニ至リシハ、其実ヲ云ハ、

帝ノ御精誠ト天下忠義ノ士ノナス所ニ可有之候、豈料ラ
ン、御維新未タ三歳ナラズシテ政事見ル可キ者ナク、終
ニハ鹿兒島士族横山氏諫死ノ事アルニ至ル、此カ為メ一
時政綱稍改ルニ似タレトモ、既ニシテ又因循シ、当今ニ
至テハ百事慨歎スベシ近比鹿兒島士族和田氏建言アリ、
之ヲ言テ尽セル故ニ復贊セス、如此ニ
シテ数年ヲ過キナハ 皇國ノ危難言フ可ラス、

主上ヲ何ノ地ニ置キ奉ル可キヤ、大此ニ至テ慷慨自ラ止
ル事能ワズ、抑大昨年都下ニ来シヨリ窃ニ其病根ヲ察ス
ルニ、皆其故アリ、於是卑微ノ身ヲ顧ミス、僥暴ノ罪ヲ
犯シ、謹テ

皇國ノ御為メ愚存左ノ通り申上度奉存候、以上、

明治六年五月

鈴木大恐惶頓首謹言

文書原寸 縦二四・二櫃 横三三櫃

追加九六ノ二

一 政体ノ擾乱、其病源如此ガ故ニ、今之ヲ釐正センニハ、

先ツ其三ノ官員ヲ黜ケズンハアル可ラズ、抑三条公

ノ如キ其識慮不足ニシテ此ニ至ルト雖、功罪相半スル
事ナルガ故ニ、天下ノ為メ暫ク其軀ヲ退クハ、前ニモ
陳スル如ク、一身ノ計ニ於テモ得タル者ニシテ、朝
廷ニ於テモ亦慰諭セズンハアル可ラズ、三条公能ク此
ノ事理ヲ了解スル様ニ説諭ヲナシ度奉存候、公既ニ退
ク、其余ハ橋木ヲ振フニ異ル事ナカルベシ、

一 三品伏見親王ノ御儀ハ

孝明帝ノ輔佐タル殆ト二十年、癸丑以來世ニ之ヲ今大
塔宮ト奉称、戊午・己未ノ難ニモ御齒厄ニ罹ラセラレ、
御才慮・御学識、当今華族等

王ノ右ニ出ル者ナキハ人ノ知ル所ナリ、然レトモ壬戌
以來、御論僥暴ニ涉ラザルガ故ニ過激ノ徒ノ為ニ少シ
ク排セラレ、加ルニ戊辰ノ秋不慮ノ御難ニ罹ラセラレ
タリ、然レトモ此ノ御難ハ策略ノ士徳川氏ノ動靜ヲ探
ラン為メ御書ヲ擬作セシコトニテ、徳川慶喜モ之ヲ疑
ヒ公然 朝廷ヘ指出タル事故、曾テ 王ノ預リ知ラサ

ル所ナルハ人ノ知ル所ナリ、今若シ世上其疑ヒアラハ其策士ハ既ニ死シタル欵ニハ候得共、此度更ニ其罪ヲ罰シ、一時已ムコトヲ得ズトハ雖モ、恐多クモ

親王ヲ罪ニ陥ルタル始末ヲ処置アラハ 王ノ枉冤天下ニ明白タルベシ、而後挙テ輔佐ノ任ニ当ラシメ給ハ、癸丑以来天下慷慨ノ士其志ヲ展ルノ時至リ、其事効モ挙リ可申ト奉存候、

一次ニハ左院へ彈正ノ官ヲ置キ、公明正直ノ人五六員ヲ選取シテ此ニ充テ、諸官員ノ当否勤惰ヲ始トシテ、蔽ニ之ヲ摘発シ、以テ黜陟ヲ明ニシ、大ニ綱紀ヲ振張スヘシ、其人ハ当時奏任以上ニテ、當時ノ政体ヲ蹶蹙シテ居ル者モ可有之候間、其内ヨリ御精選有之度奉存候、一凡ソ天下ノ事、其策ナキヲ患ヒス、其策ヲ用ル人ナキヲ患フ、此古今ノ常情ニシテ固ニ論ヲ待タス、今日ニ在テモ右数件御施行相成候ハ、愚ノ見ル所ニテハ天下ヲ作振スルノ策数多可有之、決シテ其策ナキヲ患フル事ハ有之間敷コトト奉存候、

右ノ通奉申上候、以上、

冊子原寸 縦二四・二種 横一六・五種 二枚

追加九六ノ三

一御維新以来日ヲ追テ百事因循、今日ニ至ル所以ハ何ソヤ、蓋其實総テ在上ノ有司ニアリ、夫レ三条公父実方公、

孝明帝ヲ奉輔佐ノ元勳タリ、実美公其余ヲ受ケ、更ニ一時困厄ニ逢フト雖モ、御維新ノ運ニ際会シ輔相ノ任ニ当リタル上ハ、宜シク深ク上ハ

孝明帝及ヒ乃父ノ意ニ体シ、下ハ天下忠義ノ士国ノ為ニ死スル者ノ志ヲ悲ミ、自ラ摺抑シテ汲々綱紀ヲ張テ風憲ヲ維持スヘキノ処、豈料ランヤ、漸ク貪吝ノ聞アリ、加ルニ淫逸ヲ以ス、此ヲ以テ政令嚴肅ナル事能ワス、其弊ノ及ブ所、檢兇ノ小人稍ク志ヲ得ルニ至レリ、此レ今日ノ大勢ナリ、嗚呼天下忠義ノ士其身ヲ殺ス者、豈ニ公ヲシテ其愆ヲ恣ニセヨトノ為ナランヤ、然則今

日ニ在テ之ヲ言ハ、其功罪相半スト云モ亦可ナリ、公
既ニ一旦之ヲ過マル、衆人既ニ之ヲ悔ル、其身黜カズ
ンハ政令決シテ蔽肅ナル可ラス、政令蔽肅ナラズンハ
國勢決テ振起ス可ラズ、然則之ニ説クニ此ノ言ヲ以テ
シ、公ヲシテ痛ク自ラ悔悟セシメ、暫ク退テ以テ
先帝及ヒ天下忠義ノ士ノ靈魂ヲ慰セズンハアル可ラザ
ル事明カナリ、大以爲ク、之ヲ以テ公ヲ激動セバ公退
カザル事ヲ得ズ、而シテ公ノ一身ニ於テモ暫ク退クハ、
蓋シ計ノ得ルモノナルベシ、

一三条公既ニ如此ガ故ニ、其余ノ大臣亦同欲相済ノ勢ヒ
アリ、其人ヲ云ハ大隈氏・後藤氏・大木氏等ナリ、此
輩偶御維新ノ運ニ際会シ、一時ノ功ヲ以テ僥倖高位ニ
在リ、謙遜以テ天下ノ人材ニ讓ルノ意ナク、傲然トシ
テ要路ヲ塞キ、

皇國ノ安危ヲ度外ニ置キ、唯一身ノ榮利ヲノミ此レ計
ル、綱紀ノ壞頽スル者、亦宜ナラスヤ一体元佐賀藩士ハ癸
丑以來、一人モ勤
王ノ華アル者ナシ、故ニ其藩士ハ眼目ノ立、
方眞ノ有志ニ非ス、所謂實利ノ小人ナリ

一要路三四ノ官員此ノ如キガ故ニ、其下ニ至テハ滔々風
ヲ爲シ、官員ヲ以商ヒトナシ、月給ヲ以テ日傭トナシ、
職務ノ当不当ハモトヨリ論ナク、廉恥廢頽、淫逸奢侈
盛ニ行ハレ、世態壞乱殆ト其極ニ至ル、随テ百怪競出
セシ、其中ニモ加藤弘之・福沢諭吉等の如キ、時好ニ
アリ、一箇ノ妄説ヲ主張シ、奢侈ヲ以政事ノ美トスル
ニ至ル、夫レ富國ノ術ハ儉ト勤トニ在リ、小ニシテ一
家、大ニシテ天下、儉勤ニ非ズシテ富ム者未タ之アラ
ス、之ヲ古今ニ徴シ、之ヲ宇内万国ニ求ムル、皆然リ、
而シテ彼徒附会ノ説ヲ以テ其妄邪ノ説ヲ主張スルハ、
其モト其身ノ奢侈ヲ逞スル計ニ過ザルナルベケレトモ、
天下ヲ禍スルハ大ナリ、嗚呼天下徳川氏太平因循ノ病
未タ除ケズ、天下ノ士卒族未タ其所ヲ得ス、海陸ノ軍
備未タ全カラズ、此時ニ当テ大勢如此、何ヲ以テ万国
ト対峙抗衡セント欲スルヤ、可憂、可憤、而又可悲、
実ニ其言フ所ヲ知ラズ、

大隈氏等行状之儀、世上風聞承り候処、左之通り

ニ御座候、尤異同ハ難計候得共、全ク世上之申ス
処ヲ其低陳列、御推考被遊候御料ニ奉備候事、

一大隈氏は始終横浜奸商大黒屋六兵衛と結び居り、官府
之懷を知り居り諸品之相場をクルワセ、其間ニ利を射
候事ニ付、諸商人此之為メニハ屢々難決せる由ニ候、

一昨壬申冬、大礼服ノ令出ルニ先チ黒羅紗を数多買入
相場引上候事ニ至候、右ハ自分金子欵、大蔵之金子か
存じ不申候得共、右之次第ニ付、如此ノ者上位ニ居候
事故無致方坏、世上紛々之説ニ御座候、

一後藤氏駿河台へ宏壯之第宅を造り申候、最早成效ニ臨
み、工人へ言テ曰ク、此ノ処ハケ様申付ケ候処如此出
来候ハ如何、彼処ハケ様ニハ無之筈なり扨之申聞ニ
付、工人も致当惑申候ニハ、夫ハ存し不申候、且ツ時々
御見分も被成候間出来上り不申候内、御申聞ニ候ハ、
直し可申之処、最早如斯出来候間、此ニテ御用ひ被下

候様ニと申候得は、後藤ハ承知不致、是非直し候様申

候由、右を直スニハ新タニ造り候程之入費ニ而、工人
ニテハ贖ひ兼候由、右を口実として工費ハ半分程、外
ハ不相渡由ニ而工人愁歎之由ニ候、

一昨壬申冬、娼妓解放之令出ルニ先チ、北里之妓ヲ請ケ
出ス約を為し、間もなく解放之令出ルニ付直ニ引取り
タルト云、

一又一説ニ、金を美女アル家ニ貸シ、右代価として右女
を引取りタルト云、

一昨壬申冬、日本全国租税を引当として暎国より金子御
借用之儀ヲ副島外務卿承り、正院ニ而議論せし折り、
後藤氏正院へ参り候ニ付副島氏申ニハ好キ折りなり、
我議論を聞キ呉候様ニと申候得は、後藤氏曰ク、借り
ニ御遣シ之節御下問あらバ十分議論も可申上候得共、
事既ニ行ハレタル事故申上候ても無益故御免願度とて
其席を避クルト云、

一大木氏ハ美妾六七名を置キ、榮華を極メ、近比ハ西窪

刃ニテ地所を多分ニ買入、一世榮華之基本を立ルト云、
一醉中之事ニハ可有之候得共、我不幸ニして日本ニ生れ
たり、日本ハ

皇統一系タルガ故ニ天下を掌握スル事不能ト之傲言を
吐キタルト云、

一右以下之官員、醜態を始メ懶惰之始末ハ枚挙ニ遑あら
ず、故ニ相略申候、

右之通り要路如斯之始末故、阿諛巧佞之徒志を得、忌
憚スル所なく今日之世態ニ至候事ニ御座候、尚更後藤
氏之副島氏ト之論之如きハ、其身議長ニ在りながら出
来候事故無致方などと云ハ、国之安危を度外ニ置キ候
事ニテ、此一事ニても清明之朝ニ候ハ、黜ケ候ケ条ニ
可有之候、抑其心ニ生して其事ニ害ある事故ニ上ニ在
る者御維新之御事業不容易ト着目シ、日夜國勢を振起
する事ニ注意スルトモ、尚其振ハザルを畏ル、之処、
如此之次第ニテハ言語道断とも可申奉存候、其私慾全
之罪過ハ姑ク置キ、御維新六年政事衰頽ハ、即ち当時

大臣・参議等之大罪と云て可なる可シと奉存候、

冊子原寸 縦二四・二種 包紙原寸 縦 二四種

横一六・五種

横三一・三種

遺苑七 筑摩県士族斎藤貞蔵 (簡) ヨリ久光公へノ

建白

天下ノ匡救ヲ望ム

(包紙ウツ書)

筑摩県士族

建言書

斎藤貞蔵

御披露

」

草莽臣斎藤貞蔵謹白、幕府數百年ノ政令ヲ破却シテ天日
再ヒ中シ

皇威赫々四表ニ被ルコト、全

殿下君臣ノ尽力スル処、天下誰カ其元功ヲ仰カサルヘケ
ンヤ、然リ而海内靖定万機ノ基礎確立スルノ間ニ当テ、
殿下尽忠ノ諸臣、諸藩ノ流言小嫌疑ニ拘泥シ徒手傍觀、
以維新ノ大任ヲ生面半熟ノ書生ニ委附ス、天下ノ有志誰

カ扼腕切齒セサラン哉、抑

先帝御宇ノ間、攘夷ノ令屢下リ、幕府速ニ奉スル能ハス、
終ニ当今ニ至リ倒幕ノ師大ニ起リ、四海畏服シ、

先帝ノ遺詔貫徹シテ蛮夷一掃セントス、豈測ランヤ、須
臾ノ間大ニ変シ、百蛮

龍顔ニ近ツキ、諸省洋師ヲ迎ヘ、堂々タル神世ノ衣冠地
ニ委シテ、胡帽胡服ヲ奉シテ恥トセス、穆々タル廟堂ノ

上革履泥ヲ抹シテ甘心スルニ至ル、是ニ於テ有志ノ士慨
歎憤激シテ皆草野ニ潜匿ス、臣窃ニ恐ル、海内人心惑乱

シ海外蛮夷猖獗ス、天下累卵ノ危、開闢以來未曾有ノ殆
機也、幸ニ

殿下出京

龍顔ニ咫尺ス、伏シテ冀クハ、有志ノ慨歎ヲ憐ミ、万民
苛税ノ苦ヲ救ヒ、内

宸襟ヲ安シ、外蛮夷ヲ遠ケ、

皇国ヲシテ四維守リアラシメハ、豈万世ノ大功ナラスヤ、
殿下若此機会ヲ失セハ小人途ニ当リ、賢明擁蔽シテ天下

竟ニ外夷ノ有トナラン、若夫挽回ノ策ノ如キ 西幸中

殿下建言既ニ之ヲ尽ス、臣輩区々何ソ之ヲ論センヤ、唯
願クハ幕府蔽責ノ遺 詔ヲ奉シ、天日再中スルノ時ヲ堅

クシ、
皇基万歳、兆民蘇息シ、各国ト併立センコト

殿下今日ノ任ニアリ、臣伏テ之ヲ企望ス、冀諒鑑セヨ、
臣貞藏死罪頓首、

明治六年癸酉五月

上 殿下 侍史御中

文書原寸 縦一六・七種 包紙原寸 縦二五種

横 一〇六種 横 一七種

湯丸ハ 佐々木真兵衛ヨリ菊地助右衛門へ

旧藩士中不穩分子ノ件

一筆啓上仕候、

従二位公益御機嫌能被遊御座奉恐悦候、貴公ニ茂弥以御
勇健被成御勤奉大慶候、次ニ私儀も無異儀罷在申候間、

乍慮外御放意可被下候、先達而ハ御細書被成下、別而難有拜見、其御許形勢眼前之心持ニ而旁以恐観仕候、去月十三四日頃岩倉公帰朝之由、今頃ハ何様之御事件欤と明暮、是而已ニ而間ニは寢食もいたし兼候位ニ而御座候、

扱此内ハ肥後之柴内江終ニ御教談之一条、御沙汰通伊東権殿江及尋問候処、無残所演説有之、実ニ天下之大事件振切之御則答感心仕候、矢張爰許も肥後・肥前藩共両三人位も追々差入、中山・和田等方江参り、同様暴談等敷申掛候哉ニ而中山扱則答ニ心配等敷相聞得、此節御建言ニ付而ハ他藩ニ相拘儀無御座候処、有志過半不得心ニ御座候、乍恐公御尽力央、不勘弁之儀招出候而ハ頓と夫限奉謝道無之、勿論

皇国大事件之訳合ニも相及、旁以観考仕居候、是迄折々奇密之奸計ニも不致同意、未時ニ不至訳合申論置申候、其段ハ紙上ニ難尽、追而御直話可仕候付、其通思召可被下候、

一 中山・和田・蘭田彦儀

御下国涯、折々磯江拜謁、不勘弁之儀共遮而申上、専奉輕蔑哉ニ相聞得、別而不束之者共ニ而、夫故半方限一統は勿論、有志中川島等初不得心、しかし終ニは中山儀

御前ニ罷出、和田ヲ御家令ニ御居被下候様遮而申上候由、夫付不及尋問候而ハ不相叶訳合有之、私儀伊藤彦殿江尋問之時宜ニも相及、右様之処より有志中沸騰之時機ニも相及、然処此内中山・蘭田相被召儀、有志中より為御機嫌上京之筈、去月下旬比より取究置候得共、日延相成、漸々明十七日三国丸便より出帆之筈御座候、右付用金等一件も有之、旁以不合点之方も不少筆紙ニ難尽、小事ニ付而も奸計多々有之、幸明十七日野村新八殿上京出帆付、此一封差上候、委細之儀ハ同人江申置給候様頼置候間、成行御聞取可被下候、尤只今中山等一件付、有志中出会いたし、示談之上相離シ度と之事候得共、既ニ明日出帆候而ハ甚混雜之訳も有之候付、先出会取止、已後篤と申談候方、可然取究置候時宜ニ

御座候、当時御尽力御央、余計成件々申上も如何ニ御座候得共、乍一旦も三人之舌頭ニ相掛、奸嘲相企候儀も難計、河島氏其外江も申談、態々申上渡置候間、其通思召被下、何分も可然様御願申上候、形行無腹藏申上候付、御覽候後火中御願申上候、

右之件々申上度、如斯御座候、外ニ申上度儀も候得共、急々故後便申上残候、猶追々可奉得御意候、恐

惶謹言、

旧曆
八月廿五日

佐々木真兵衛

菊地助右衛門様

参人々御中

文書原寸 縦一六・五種 横一四五種

通覧 小松弘毅ノ征韓論民選議院論

久光公へ

(包紙ウツ書)
「謹上」

小松弘毅
「百拜」

即今至急之事件故、乍恐要旨耳を奉謹上候事、左之通万々不敬恐愕之至ニ奉存候、

一 征韓之事、当九日初上京仕り為承、誠ニ御大事と奉存候、朝鮮暴挙致候段、彼より手を出候なれと支那政府江御談判、屬地ならば支那政府より督責為致、若シ支那之屬地ニ無之候段、支那より断り有之候ハ、朝鮮を征るも公論を尽シ、英米魯諸国ニ協議を被尽、其上ニ無之ハ出帥相成申間敷奉存候、

一 士族ハ日々ニ氣力衰ひ、商道ニ走り、皆文武を忘れ棄候勢ひ見ひ申候故、早々武を励候方無之候てハ国威衰ひ申候、

一 民撰議院之事ハ新聞ニ見ひ候得共、甚敷大害ニ相成候事ニ而、政道ニツニ分れ、二上有之候義ニ有之候、言路を開キ、縦ひ平民にても志を建白為致候ハ、民撰議院を設ニ不及候、

一 学問ハ皇漢洋三課ニ被設、其器局を長候方早々御施無之候てハ学問之道局踳せられ、人才出不申、秋田県杯

八一円ニ漢学を被禁候故、小童追々開明之道無之、憂

苦之至ニ奉存候、五十音・帝号・単語杯ハ農商十二三

歳迄ニ而、後ハ商業耕作へ取懸候者ハ宜候得共、士之

学問ニ無之候故、士族之小童ハ必々四書五經を素読、

大意を通候方御仕向奉仰候、

右之趣至急之事ニ付、不文を不顧早略認奉指上候、

以上、

十月十一日

小松弘毅

百拜

文書原寸 縦一四・七極

包紙原寸 縦一八・二極

横七八・五極

横二七・七極

邊〇〇 安田轍藏ヨリ久光公へノ言上

岩倉右府三条相国代理拜命

言上

(三奉束美)

岩倉右大臣殿、昨日太政大臣病中代理之拜命御座候由、

岩倉家ニ而唯今承知仕候、今日は拜謁不被仰付候、此段

奉申上候也、

十月廿一日

安田轍藏

文書原寸 縦一七・八極 横二七極

邊〇一 西郷等ノ勇退帰耕ヲ罵倒スルノ文 無名氏

大森大詐ノ巨魁西郷始桐野・篠原及ヒ其他數十輩、此節

東京表ヨリ下県致シタル其始末ヲ尋ルニ、朝鮮征伐ニ付

廟堂ノ議論アリシ処、区々ニシテ義論一決セス、遂ニ同

類等罅隙ヲ生シ、且諸隊士ニ於テモ紛然物議沸騰一時ニ

立起リ、竟ニ乱臣賊子等其志ヲ逞フスルコト能ハス、乃

私忿ヲ懷キ軼々トシテ職ヲ辞スルノ表書ヲ出シ置キ、未

タ何分ノ御許可モ不奉得、忽然下県致シタル由、嗚呼其

身各長官重職ニ居リナカラ、何ソ斯様ニ朝廷ヲ蔑如シ奉

ルヤ、実以不届至極ノ者共ニシテ其罪甚以不輕、薩国ノ

義勇士切齒分怒ニ不堪、其レ苟モ人タル者ハ能ク礼義ヲ

慎ミ須臾ノ間モ放心スヘカラス、況ヤ長官重職タル者ハ

応対進退毫厘モ礼ニ違フヘカラス、若シ事故アツテ辭職スル者ナラハ、慎テ其表書ヲ奉リ、又慎テ朝命ノ下ルヲ待チ奉リ、其後チ静ニ進退シテコソ恭敬ノ道ニモ叶フヘキニ、今其彼等カ挙動ヲ見ルニ、其為躰殆ト禽獸ニ異ナラス、斯様ニ暴慢無礼ノ凡人ニシテ、妄ニ長官高職ヲ辱フシ、万民ヲ苦シメ衆怨ヲ受ケテ徒ラニ生命ヲ長センヨリ、寧ロ死スルソ勝レルニ不如也、朝鮮ノ一条モ仮令彼レ義征伐スヘキノ大罪アルニモセヨ、未タ我国サヘ紛然トシテ治ラス、況ヤ朝鮮ヲ征伐スルコトヲヤ、然レトモ若シ自國ノ安否モ顧ス朝鮮ノ罪ヲ急ニスル者ナラハ、未タ戰ヒ半ハナラスシテ禍ヒ必蕭牆ノ中ヨリ起リ、終ニ皇國一時ニ瓦解致シ、彼ノ魯亞ノ如キ者其隙ニ乗シ、一撃シテ我國魚肉セラレヌコト、豈果然ナラスヤ、勿論金穀ハ乏ク、其上ヘ兵士ハ素ヨリ烏合ニシテ苛酷ニ繋カレ、長官ヲ怨望スルヤ、旁以テ勝利覚束ナシ、然トモ此ノ事ハ熱乎トシテ廟堂ノ義論ヲ聞カスンハ審カニ爰ニ論シカタシ、因テ又贅言セスシテ姦賊等カ罪惡ノ最モ其大ナル

者ヲ大略指陣シテ四方ノ君子ニ告、夫レ此ノ姦賊等陪臣ノ身トシテ、恐多クモ 朝廷ヲ懲懲シ奉リ 御國体ヲ破壞シ、醜夷ノ政体ニ模倣シ、其志息ヲ窺フ、是レ媚ヒ諛ヒ、稅斂ヲ厚シテ万民ヲ塗炭ノ苦ニ陥レ、旧主人ヲ輕蔑スル、其薄情暴礼、所謂人面獸心ノ徒也、而シテ醜夷ニ輕ラレ屢臣恥ヲ受ト雖トモ、英ヤ仏ヤ魯ヤ普ヤ米等ノ如キニ向テハ敢テ尾掉シテ、敢テ戰ヲ為コト能ハス、区々ノ朝鮮及台灣ノ如キハ、動モスレハ撃テ憤戦セン杯勇々シゲニ云ヘリ、此俗ニ所謂弱者虐ト云者ニテ仁者ノ為ヘキ事ニアラス、甚タ捧服スヘキコトナリ、曩キニ又四大隊大挙シテ、將ニ發セントスルヤ、揚言シテ曰、諸官吏等ノ驕奢ヲ始メ凡ソ百ノ惡弊ヲ一掃セント云テ、数千ノ兵士ヲ欺キ、自俄然トシテ官吏ト為リ、兵士ヲ制スルニ苛酷ノ法制ヲ以シ、其身ハ泰然トシテ美食酒ヲ恣ニシ、如之ナラス容顏美麗ノ処女ヲ高金ヲ以テ買求メ、毎夜同衾接股心ノ儘ニ淫樂ヲ極メ、我等如キ者ハ日ニ粥ノ二三碗位ヲ漸々食シ、始終艱苦シテ父母妻子ヲ養フ杯ノ事ハ

ユメニモ知ラス、猥ニ朝鮮征伐等相企テ、是カ忠テアルノ是カ義テアルノ、或ハ明義カ立シノ因循テノ説ヲ云フヲシ、我コソ開化君子ト自負シテ、意氣揚々タル其容体大笑ニ不堪ナリ、幸ヒ此ノ巨魁等此節下県ニ付、我党ノ雄士鼓ヲ鳴ラシ、彼レカ大罪ヲ責メ、其惡面ニ唾罵シテ其身ヲ寸断ニ致シ、愉快愉快ト大声踊躍シテ後止ント欲ノ間、汝子諸姦賊等疾三族ヲ集メ、宜シク訣別ノ盃ヲ傾ケ、謹テ其刃ヲ加ルノ秋ヲ待ヘキ者也、

冊子原寸 縦二六・五種 横二〇種 二枚

邊〇二 中里敬愛ヨリ久光公ヘノ金錢借用願

過日寸翰ヲ以御願申上候一条、既ニ宿所より公裁相請候処江立到、就テハ小生重々相歎、今日ニ至迄用捨いたし呉候、其間方々奔走周旋相働候得共、何分知己無御座事故、金策出来兼殆当惑、最早此上延引之相談モ難相成、貨財之貸借は瑣々たる事ニ御座候得共、度々条約之名義相失し、其醜評不少、実ニ他寄留之者江対し候而モ赤面

之到、慙愧ニ堪ズ、此恥後日は必ズ雪ガント切齒候得共、何分差当之処明日公裁ニ相成候半ハ、小生一身は不及申、則家祿より御取上ケ可相成、左候節は家内之者道路ニ露るニ到、恥ヲ後世ニ貽シ候段遺憾之事ニ付、今窃ニ死ヲ以金子遲滞、殊ニ条約相違之罪報酬仕度心志ヲ決シ候得共、貸主之人々多クハ愾愾ニシテ、譬ハ義ヲ報ルタメ死ストモ更ニ斟酌之勢ナシ、然ル時ハ唯犬死ニ陥ン事恐レ、却テ恥辱之上江又恥ヲ受之事ニシテ、一生之功業ヲ誤まるニ到ント思慮シ、既ニ昨日より三食モ相欠候位ニシテ奔走仕候得共相調兼、最早 御手許之義モ過日委細被仰聞事々拜聴候上、何ト申上様モ無御座候得共、何卒格別之御洪恵ヲ以金四拾円丈ケ御恩借被賜間敷哉、今一時之危急相遁候得は、何れ共方法可相設心意ニ御座候得共、何分切迫之事ニ候、更ニ進退是ニ相極候ニ付、善惡今昼ヲ限り可相決心得ニ御座候間、何卒御賢察小生一命ヲ御救被為下候半ハ千万難有奉存候ニ付、此段不惡御斟酌被遊御憐愍之之程、^(折カ)偏ニ奉再願候、頓首再拜、

十一月十一日

中里敬愛

島津様

民徳者草蘆同様之物ト心得、唯
上ニ畏マル一片ニテ罷在居ケルニ、当今形勢之儘ニ致シ
置候ヘハ、乍恐漸々

再啓、過日縷々被仰聞候上、又々歎願仕段、決而御
忿激無御座様地ニ伏テ仰候、

冊子原寸 縦二五種 横一七種 四枚

邊〇三 佐賀土田中海山(好彝) ヨリ久光公ヘノ内

願上書

三通

公ノ動靜伺ニ付並ニ道ヲ問フノ件

云申述遣シ置、其末何レノ筋ヨリモ可否ノ御沙汰無之段、
今ニ不承知ニ存候、前断之事件ト云、当時ノ勢ト云、旁
考ルニ、終ニハ

時弊救済論

追加一〇三ノ一
(包紙ウツ書)
一御内々
上書

藤海山拜



極御内々敬呈上

御国体ヲ破ルニ至ン事ヲ悶リ、古語ニ時ハ難得而失ヒ易
シト云ヲ思ヒ、斯ニ一天万乗ノ為寸衷ノ表ヲ認メ、此ヲ
其筋ニ出ダサン事ヲ欲スルニ、亦無益也、仍テハ恐レ多
クモ伏願
尊大人閣下ニ其道ヲ奉尋セリ、
夫レ政者正也ト存シケルニ、方今□□ハ名而已ニテ、実
ハ鮮ク様ニ候事、

其目ニ云 九ヶ条

一 三職之内左大臣欠官事、愚案スルニ左右大臣者
尊上陛下左右之手ノ如シ、今欠之、則猶欠

君徳也、

一 世人才能有去之者最多ト雖トモ、患国之君子者却亦
最鮮シ患国者は謂日本魂、欲
西洋一片者は謂西洋魂、

一 人君無知仁勇、則遂ニ為西洋至亡国、故ニ三職患国

之大臣不欠、則不仁者遠ル、而国当興隆シ以テ上下

安寧ニ至ル可シ知ハ何ソヤ、人ヲ知ルナリ、仁者何ソヤ、人
ヲ愛スル也、勇ハ何ソ、義ヲ見テハ則チ之ヲ
為ス也、楚書云、楚国以無為宝善人以テ宝トス、古、
之學者ハ人ノ為ニス、今之學者ハ己ノ為スル者多シ

一 位階及官等之内ニモ不公平之条有之趣ニ付、正理ヲ

以テ御改相成度事、

一 府県之人其処ヲ得タルト雖トモ、当時相換タル御改

革之折柄ニテ、未タ其心ヲ安ンスル者ハ大ニ鮮ナカ

ラン舊家遺書ニモ、仁君ノ要政者民ヲ撫スルニ有、
民者天之寶也ト云、能ク不可不注意也

一 今國中衣服其正ヲ得ス、容貌其正ヲ得ス、一國挙テ

恰モ合衆国ノ姿ノ如シ、不忍見也、

一 賜物并月給等ノ如キモ其内正ヲ得サル事有リ、一体

年ニ豊凶有ツテ大(歳カ)省御收納多寡アル訳ニテ、現今

内外国債無ケレハ、先一等官月給譬ハ五百円以上ニ

テモ然ル可シ、現今内外有国債、則譬ハ三百円位ニ

テモ然可シ、其以下官等ニ応シ正當ヲ以種々可賜事、

夫レ金貨・米穀者土地人民之尽力ヲ以テ所生、而如

無限シテ限り有ル者、第一国家或ハ生死存亡日用

之際、暫時モ欠ク可ザル必用之物トハ三才童ンヘモ

知ル所、故ニ其出入度ヲ立スンハ有ル可ラス、失度

則倉廩府庫空下民窮、則田畑荒盜賊至ラン、

一 備外國人之条并月給不相当之事、

一 士庶人ト無ク容体勝手次第ニテハ人別ナルカ如シ、

仍テ斯ニ立法ヲ設ケ明人別、則盜賊之輩頭ハレ易カ

ル可キ事、

右条々、過等ノ様ナル言ナレトモ、返スノモ此ノ形勢

不忍見シテ、以一途ニ

皇道ノ為ニ臣子ノ分ヲ尽ス所也、世ニ浮沈アリ、人ニ高

下アリ、シカレドモ道相同シ、下拙不肖ナリト雖トモ其

精神ハ天地之氣也、此以

大臣閣下能ク察シ給へ、

大臣閣下能ク許シ給へ、仍テ敬具ス、

明治六年十二月 日

島津尊公

閣下

海山



鄙野ナル言ニテ一両句愚意ヲ述テ

敷島の草もさくらもこまりける

唯くやしきは嵐なるらん

嵐をば鎮るみちはなかるらん

日本魂の到る時まで

風なげは浪も草木もしつかなり

此そ誠の大和なるらん

愚云、

日本ハ大和とよみ侍る故に、上下おふいに相和してや
まとの道を立ずんハあるへからすと、抑人性私ある物
故樂シミハ先ち、患事ハ後れの方か多き様ニ相見、志
士ハ朝に道を聞て夕に死とも可也と聖語ニも有之通り、
樂は後てたのしみ、患には先て尽力致度もの也、

明治壬申県庁筋ヲ以テ差出候上表写

謹テ惟ニ

朝廷積年忠臣之尽力ヲ以テ、既ニ

皇政復古ノ鴻業ヲ為シ、是蓋大臣及公卿且数名家之成功、
亦タ

皇室ノ余沢ナリ、始ニ維新ノ大事ヲ起シ、次ニ置県等ノ
細事ニ到ル、大小全ヲ得而名実備リ、名実行而上下当サ
ニ安寧ナル可シ、然レトモ臣々不肖ニシテ未タ其安ヲ得

ワタハス、其故何ソ哉、実ニ不如意ノ条アルヲ以テナリ、謹建言左ノ如シ、

一 当時年増世上西洋風ニ相移ル様子ニ存シ好マサル事也、勿論

皇国ノ美事ハ是ヲ存シ、西洋ノ美事ハ是ヲ取ル可シ、右ハ当然ノ事ナレトモ、唯今ノ勢ニテハ既ニ西洋ノ風ニ全ク傾カン事ヲ恐ル、ナリ、其得失猶厚ク

御深勸被成下度事、

一 夫レ国中ノ人民、是ヲ一家ノ人ニ譬レハ、則チ父子兄弟ノ際ナリ、其父ヨリ子弟共ヘ居宅ヲ与ヘテ、ソノ土地高ノ租税ヲ取ルハ何ソヤ、居室又ノ土地ヲ除テ其他田園ニ税賦ヲ取ルハ至当也、然レハ恐レナカラ

尊上陛下ハ則チ皇国中ノ父上ニシテ、華族以下庶人ニ至ル迄、則チ

陛下ノ子弟也、就テハ恐多クモ願クハ、御国中ノ人口毎ニ居住所ノ分、一人ニ付一坪宛ノ土地ヲ賜リ無税

ニ成シ被下度モノ也、右ノ道理ニテ御国中下々迄御徳政ヲ施キ置カレナハ、邦内ノ兆民且頑愚ノ者ト雖トモ、猶

御徳恩ノ厚ヲ蒙リ、其上万世ニ至ルトモ御成徳弥能ク暉キテ、譬何時臨機等ノ事出来イタストモ、決テ憂慮ヲ悩シ奉ル程ノ事ハ有間敷ナリ古語ニ百足ノ虫死ニ至ルトモ僵レス、其ル者多キヲ以テナリト云、

一 分県ノ条其中ヲ得ス、其子細ハ各県土地広狭弁不弁有リト雖トモ、其内管轄大小甚タ不同有リ、譬へ小県ナレハ弊害ヲ生スル事アルトモ容易ク治シ安シ、大県ハ是ニ反ス、今大県ソノ人ヲ得テ能ク事ヲ治ムト雖トモ、連綿人ヲ得ルコト甚タ難シ、人ヲ得コト難レハ則弊害茲至ラン、

一 古人ハ子ヲ替テ教ヲナスト云、国家ニ官タル者、復尚カクノ如シ、故ニ県ニ官タル者中官以上願ハ他県ノ人オヲ用ユ可シ、少官ノ者ハ其ノ県ノ産ニテモ其弊ハ生シ難シ、故ニ各県共県ノ者中官以上ニ官タル

時ハ、名実行レカタシ、故ニ成丈地ヲ代テ任官セラレ度事、

一 先般全權持節使各国へ遣レケルニ、数名ノ副使随行之徒カラ甚タ多シト云、右ハ本使・副使・附屬等必用之外随行コレ無テ相済サル節ハ、無官ノ人オヲ遣ス可シ、若シ無官ノ内人才無之時ハ、官員タリトモ本官ヲ免シ旅費ヲ賜ル可シ、斯ノ如ク之ナクテハ甚不都合ノ上、何分国力モ堪へ難キコト必定ナラン、先般女子四五名学問ノタメ西洋ニ遣シケルカ、左程ノ器量ニテモ無之、マニハ向々研業モ如何ト思ハル、者有之哉ノ由風説承リ、氣ノ毒ナルコト也、全体洋行等ノ如キハ貧夫及凡夫ノ誠ニ及フ所ニアラス、先ツ一名ノ洋行ニモ寡カラサル入費等相立事ナレハ、自今男女子ニ限ラス此クノ通地方ニ洋人ノ教師モ数名御雇入ニ相成居タルコト故、譬三段計ノ等級ヲ設ケ、其一等ニモ相進ミ、其人才知識先キ以テ御用立人柄ト相見ケルヲ、試験ノ上洋行命セラル、方然ル

可シ、其他ノ洋行ハ却テ

御国内ノ弊害ヲ醸スニ近カラン、

一 窮民御救助之筋ハ、是迄余程御手ヲ附下レタル御事ニハアレト、未タ数多ノ窮民ニテ、一時御救下サレ難キハ勿論ナリ、故ニ先以貧民成リ丈路頭ニ不立分ニ、尚又

御憐察被成下度事、

一 此節市中焼跡煉化石造ノ家屋御建下サル、由、抑モ御趣意ハ有リ難キ事ナレト、其得失ハ如何ニ有之ケルヤ、不肖ニハ右様ノ事柄委シク承ハラサルコトナレトモ、煉化石造家ノ入費ハ莫大ニ相掛リ、加之類焼イタシタルコトモ有之哉ニ存シ、併シ土蔵造ノ入費ハ左程ニ無之、其上度々近隣ノ火災ニ逢ケレト無難ノ趣キ、就テハ土蔵仕立ノ家作可然ト存シケリ、右建言仕候ハ別儀ニアラス、唯名実実行ヨリシテ上下普ク一心同体ノ域ニ進ミ、以テ永ク

皇国ノ風ヲ西洋各国ニ及サン事ヲ冀フ而已、一体不肖ノ

身ヲ以テ不勝之言ヲ述ルハ不忠ノ如クナレトモ、上呈致
ササルハ又不忠也、仍テ幾重ニモ奉歎願候条、何卒可然
御評議被遊下候様奉願候、誠恐誠惶頓首謹言、

壬申五月

冊子原寸 縦 八極

包紙原寸 縦 二七極

横一五・八極 四七枚

横三八・五極

追加一〇三ノ二

一呈 (包紙ウラ書)

島津尊公 閣下

藤原海山 拜

(朱)

御直披相願奉

(封紙ウラ書) 島津尊公

閣下

(朱)

御内々呈上

齡既ニ強年ニ近ケレトモ、其性下拙下愚ニシテ未タ勘シ

モ事件ヲ勞スル事能ハス、実ニ臣子ニ生レテ可恥之至也、
併日

朝廷事務之益興隆セル様心ニ祈願シ、唯上ヲ君トシ民ヲ
子トスルノ大人君子、皆能ク朝廷ニ出テ、忠信及正義以
テ尽力アラン事ヲ冀ヒ、是迄歳月ヲ送り以テ其希フ所ヲ
觀ルニ、下拙下愚故欵、君子

朝廷ニ有ルヲ聞テ忠信及正義ノ能ク行得タルヲ未タ聞能
ハス、時今短昼長夜ノ目ニ至レトモ、能眠ル事ワタハス、
(ママ)
此恐ハ 閣下之知り給所ナラン、今

閣下ヲ問ハ別事ニアラス、抑下愚礼ヲ失カ如クナレトモ、
嘗聞、先師ニ鄙野ノ人タリトモ道ヲ問フ上ニテハ、衆ニ
譲ラストモ然ル可シト、此レ

閣下能ク察シ給へ、此

閣下能ク許シ給へ、仍敬白、

十二月

藤原海山

島津二位公

閣下

文書原寸 縦一七・八極 横八五極

追加一〇三ノ三

封紙ウツ書
一御内々上書

(朱、二ツ同シ)

封□

御内々呈上

愚謹考

皇国之宝ト申ハ、乍恐

閣下之御事也、故ニ

御国家之為メ不日ノ内

御院へ御出仕相成度、右ニ付万一何レノ筋へ欵支拒ケル

事情モ相見へ候半ハ、乍微力夜白ト無ク其筋相開候様尽

力可致覚悟ニ御座候、仍テ無御心置御内示被下度、此旨

奉歎願候、

明治六年
十二月

島津尊公

閣下

藤原海山



文書原寸 縦一七・八極 包紙原寸 縦二七・三極

横 七四極

横三八・二極

邊〇〇 東府府下漢方医一同ヨリ久光公へノ建白

漢科医復興ノ件

(端裏付書)
「医師共」

医ノ職タルヤ、固ヨリ百工ノ徒ニアラス、人命ノ所係死
生ノ権手ニアリ、故ニ其術ヲ鍛煉研究シテ各精妙ニ至ラ
スハアルヘカラス、是以百工ノ器械ヲ製造スルトハ異
ニシテ、工拙ノ迹顯然ト印定シカタキニヨリ、其術ニ精
ト雖沈黙幽栖ニシテ、世間ヲ務メス名ヲ街ハス、工ニシ
テ拙ニ似タルアリ、又権豪ヲ企踵シ口給ヲ以拙ヲ蔽ヒ、
或ハ詩文ヲ以其伎ヲ縁飾シ、其術ハ拙ニシテ工ニ似タル
者アリ、是等ノ輩ハ当今

御仁政ノ一端ニ関係スルヲ以、拙ヲ磨シ工ヲ興スノ 御
所置有之度事ニ候、今也洋学主張アリ、大学校ヲ設給ヒ、
洋人教師ノ伝習ニテ医道日々ニ盛ニシテ、其術天下ニ充

満セリ、如斯明化ノ時ニ当リ、漢学医道従前救活ノ術類

廃スルハ一ツノ闕典ニシテ遺憾ニ堪ヘス、自今洋漢二学

ヲ論セス、其術ニ精シキ者ヲ選挙ヲ蒙リ、四海天横ノ患

ヲ免カレシメンコトヲ冀フ、蓋術ノ精ト称スヘキ者ハ、

先天地陰陽ヲ始トシテ、人身窮理ヨリ動植二物ノ性味功

用ヲ精研シ、臨病ノ際寒熱虚实ヲ弁明シ、発攻温清ノ剂

齟齬セサル者ヲ以教師ト定メ、毎区々々ニ会社ヲ結ヒ各

書生ヲ教育シ、其工ヲ挙ケ其拙ヲ廃シ、進退取捨失墜ナ

ク、有用実地ヲ主トシ、洋漢並行ハ各国風土所有変化ノ

病証遺漏ナク蘇生ヲ得シ、是即両全ノ公道ナレハ、何卒

官許ヲ蒙リテ漢医学社ヲ管轄シ、普救ノ仁化ヲ弘メハ、

医門ノ厚恩万民ノ大幸不過之ト奉懇願候、恐惶頓首、

明治六年癸酉十二月

東京府下漢科

医師共

文書原寸 縦一六・五種 横九五種

邊〇五 久光公建白書提出使者ノ件

手扣

一御建言御使者ハ壯年の人ニ当る事、

此度の御建言ハ喩ヘハ刀剣の如し、腕力ある人ニ非

れハ其御建言を振舞す事出来ざるへし、

一御建言ハ直ニ正院へ御差出ニ相成可申事、

一御使者ハ五人余りも御差出ニ被遊度事、

一此以後ハ大小と無く、悉御書取を以御差出被遊度事、

一此以後ハ何様の高貴の人参候とも、朝官の方へ一切御

逢遊され候而ハ不宜事、

大原殿たりとも御逢無之方宜敷候事、

文書原寸 縦一五種 横三八種

邊〇六 海軍擴張十八ヶ年計画

海軍ノ全力ヲ編成スルニ、先ツ左ノ二条ニ分ツ、

第一平時ノ常備軍艦幾許ナルヘキヤ、

第二戦時軍艦幾許ヲ要スルヤ、

外^(艦カ)冠防禦ノ目途ヲ立ツルハ第二目ニアリ、

第一 常備

平時軍艦ヲ備フルハ、皇國獨立ノ權義ヲ確守シ、交際ヲ保全スル事、内國不虞ニ備フル事、

貿易ヲ保護シ海外ニ國旗ヲ示ス事、右五ヶ条ノ目途ナリ、右ノ目途ヲ以テ制度ヲ立テ、軍艦ノ種類ヲ撰フ、左ノ如シ、

大艦平均四百五拾馬力 砲式拾四門 乗組三百五拾名
 中艦同 貳百五拾馬力 同 拾一門 同 百五拾名
 小艦同 百貳拾馬力 同 八門 同 七拾名
 運送船同 百五拾馬力 同 八門 同 六拾五名
 艦數ヲ定ムルハ提督府守衛場ニ依テ差等アリ、凡ソ左ノ如シ、

東京		横浜	
運送船	小艦	中艦	大艦
同	貳艘	四艘	貳艘
小樽内		厚岸	
運送船	小艦	中艦	小中艦
壹艘	壹艘	貳艘	貳艘

合計

立陽道	山陽道	南海道	由良ノ内
運送船	小中艦	小中艦	小中艦
同	貳艘	貳艘	壹艘
同	四艘	貳艘	貳艘
同	貳艘	貳艘	貳艘
同	四艘	貳艘	貳艘
同	四艘	貳艘	貳艘
同	四艘	貳艘	貳艘
同	四艘	貳艘	貳艘

大艦 十艘
 中艦 貳十式艘
 小艦 十式艘
 運送船 八艘

右、各府ニ配置スル諸艦交代ノ予備ヲ設クベシ、惣テ軍艦ハ時々修理ヲ加ヘザルヲ得ス、況ヤ蒸氣軍艦ニ於テハ器械ノ修復ヲ屢要スルモノナリ、

海外動靜ヲ察知シ、且ハ將士ヲ習熟セシムル為メ、毎年艦隊ヲ発スヘシ、故ニ東京灣内横須賀ニ予備艦隊ヲ置ク、左ノ如シ、

中大艦 十四艘

小艦 四艘
メ十八艘

合計

大艦 十四艘
中艦 三十二艘
小艦 十六艘
運送船 八艘

合七十艘

右、七拾艘ノ軍艦ヲ置クトキハ、平時充分ノ備アリテ前
四ヶ条ノ目途ニ合フベシ、戦時此艦隊ヲ以テ海防有力ノ
援トナルヘシ、就中弍百五十馬力ノ軍艦適宜ニ用ユルト
キハ、大ニ敵ヲ腦スヘシ、
(ママ)

依之平時常備ノ艦船・砲数・人員、大略左ノ如シ、

大艦 十四艘 六千三百馬力 三百三十六挺 四千九百人

中艦 三十式艘 八千馬力 弍百八十八挺 四千八百人

小艦 十六艘 千九百弍拾馬力 百弍拾八挺 千百弍十人

運送船 八艘 千弍百馬力 六十四挺 五百二十人

練習船 弍艘 三十六挺 六百人

帆前運送船 四十八挺 四百八十人

合計

蒸気船 七十艘 壹万七千四百弍十馬力

帆前船 八艘 八十四挺 壹千〇八十人

平時常備ヲ概算セル、右ノ如シ、或ハ言ハン、右ノ艦隊
ヲ維持スル国力ノ及ハサル遠シト、然レトモ平時常備
置クハ、専ラ非常ヲ警シメ兵夫ヲ練習シ、戦時ノ用ニ供
スルニアリ、将士熟セサレハ海軍ニ精神ナキガ如ク、軍
艦ノ用ナシ、徒ニ数万金ヲ抛ツモ無用ニ属シ、戦時頓カ
ニ護国ノ勢力ヲ振起セシトモ、平均ニ其備ナキトキハ及
フベカラス、

第二 海軍戦時ノ整備

戦時海軍ノ力ヲ要スルハ論ヲ待タス、海砲台ト応援シテ
敵ノ侵犯ヲ防クト、我海口ニ敵ノ侵入ヲ防クニアリ、之
カ為メ平時ノ備トハ大ニ反シテ甲鉄ノ軍艦ヲ要スルハ明
了ナリ、外冠^(憲)モシ甲鉄ヲ帥テ来ル時ハ木艦隊ヲ以テ抵抗
スヘカラス、木艦隊ヲ以テ来ル時ハ恐ル、ニ足ラス、故
ニ戦時ノ備ハ必ス甲鉄艦ヲ以テスベシ、

戰時甲鉄艦ヲ各所ニ配置スル、其地形ト敵ノ強弱并ニ我
 一時ノ軍略ニ因リテ確定スヘカラスト雖トモ、概シテ戰
 時ノ用ニ供ス、

甲鉄艦 式拾六挺

テブラセマン 平均式千五百トン

馬力 同 三百馬力

大砲 同 五門

人員 同 式百名

之ニ加フルニ常備木製軍艦合シテ

軍艦 六十式艘 老万六千式百式十馬力

七百五拾式挺 老万八百廿名

甲鉄艦 式十六艘 七千八百馬力

百三十挺 五千式百名

合計 八十八艘 老万四千式十馬力

八百八十式挺 老万六千式十名

右之外、運送船・練習船等

合計艦數百〇四艘

老万五千二百二十馬力 老千〇三拾挺

老万七千六百廿名

右ヲシテ我戰時ノ備トスヘシ、

海軍全力成立ノ目途

前ニ述フル海軍平時戰時ノ備ヘハ、漸次成立ノ期ニ及ス
 ベシ、其成立ノ期ヲシテ十八ケ年トス、當時存在ノ諸艦
 ハ七八ケ年ニシテ絶ユベキ故、其數ニ算入セス、新製ノ
 軍艦老艘各十五ケ年間軍用ニ足ルヘキ者トスレハ、四年
 ヨリシテ後三ケ年ヨリ毎年左ノ諸艘落成セサルヲ得ス、

大艦 老艘 四十八万円 四十八万円

中艦 式艘七分一 三十二万円 六十八万五千五百円

小艦 老艘十分一 十二万五千円 十三万七千五百円

甲鉄艦 老艘三分一 六十二万五千円

百〇四万一千七百円

運送船 三分一 十一万五千円 七万六千七百円

毎年軍艦打建六艘二百十分ノ百二十一ノ入替ハ合セテ二

百四十一万七千四百円

各年整備之軍艦、左ニ示ス、

	運送船	甲鉄艦	小艦	中艦	大艦	四等 五等 六等 七等 八等 九等 十等 十一等 十二等 十三等 十四等 十五等 十六等 十七等 十八等 十九等 二十等
機	一	一	一	二	一	四
二	一	三	二	四	二	五
三	二	五	三	六	三	六
四	二	六	四	八	四	七
五	三	八	五	十	五	八
六	四	十	六	十二	六	九
七	四	十二	七	十五	七	十
八	五	十三	八	十七	八	十一
九	六	十五	九	十九	九	十二
十	六	十六	十	二十	十	十三
十一	七	十八	十一	二十三	十一	十四
十二	八	二十	十二	二十五	十二	十五
十三	八	廿	十三	二十七	十三	十六
十四	九	廿二	十四	三十	十四	十七
十五	九	廿三	十五	三十三	十五	十八
十六	八	廿四	十六	三十五	十六	十九
十七	八	廿五	十六	三十七	十六	二十
十八	八	廿六	十六	四十	十六	廿一
十九	八	廿七	十六	四十二	十六	廿二
二十	八	廿八	十六	四十五	十六	廿三

常備軍艦ハ常ニ修復ヲ加ヘサルヲ得ス、仏人アドミラル
 パリスノ関セル処、平均尅ケ年新製諸費ノ十分一ツ、ナ
 リト云、是レニ依テ算スル、
 来ル子年修復ノ入費 二十四万一千七百円

丑年同 四十八万三千五百円
 寅年同 七十二万五千二百円
 卯年同 九十六万六千九百円
 其余之レニ準スベシ、

亥年 二百四十一万七千四百円 同
 二百万円

子年 二百四十一万七千四百円
 二百四十一万七千四百円
 百八十万円
 二十四万一千七百円 亥年落成ノ軍艦修復料
 三十九万円 同 常用

丑年 二百四十一万七千四百円 新製軍艦
 百六十万円
 四十八万三千五百円 女子兩年落成
 八十九万五千円 軍艦修復料
 同 常用

メ五百三十九万五千九百円

二百四十一万七千四百円 新製軍艦

百六十万円

七十二万五千二百円

百四十万円

寅年

前三ヶ年間落成
軍艦修復料

同 常用

メ六百十四万二千七百円

二百四十一万七千四百円

百六十万円

九十六万六千九百円

百七十九万円

卯年

前四ヶ年間落成
軍艦修復料

同 常用

メ六百七十七万四千三百円

右ノ如ク推算、当年ヨリ十八ヶ年後、年々海軍入費大略、

軍艦・運送船等常用 七百〇六万円

同 修復料 三百六十二万円

補益ノ入費 二百四十一万七千五百円

省寮司其他陸地入費 二百万円

合計千四百九万七千五百円

当年ヨリ打建ノ軍艦、子年ヨリ追々落成ニ及ハ、常用ヲ

増シ、現今ノ海軍定額百八十万円ノ内、現在艦船ノ常用

減少スル故、追々之ヲ陸地ノ入費ニ操込ムヘシ、

右経費ヲ算スルニ当テ、海兵隊海岸砲台・提督府守衛并

ニ水路寮ノ費用ヲ算入セス、

冊子原寸 縦二四・五種 横一七種 一三枚

邊ニモ 田中海山ヨリ久光公西下ノ随行内願

佐賀暴動ニ付

〔封書〕
「内々」
上書

田中海山拜」

御内々口上覚

当今佐賀県表、物議沸騰致騒起候由ニ而、御鎮撫とし

て不日ニ被遊 御下向之様奉承知、烈寒之砌遠路御涉降

之程、偏ニ汗顔之到ニ奉存候、然処僕好舞ニハ本県之事

件と申、此俣罷在候而ハ惟傍觀之様而已相成不本意事情

二付、前断御下向ニ付而御隨行奉願候条、何卒其通御聞
濟被成下度、伏而奉歎願候、恐惶頓首敬白、

明治七年二月

田中好彝

島津從二位尊公

閣下

尚以往返之諸費等ハ自格護ニ而相弁候ニ付、

別段御手当ニ不相及候也、

文書原寸 縦二七・五種 封筒原寸 縦一二・五種

横三九・五種

横 七・八種

邊（只） 名東県権大講義松浦長年覚書

八通

島津忠久公ニ就テ

其他自著相添

追加一〇八ノ一

地誌編輯建白書

夫レ地誌の用たるや、

至尊を始め奉り、高位上臣都府官室に御座（て）て、内地の美

悪、山川の測量、民戸・産物の惣数、国・郡・原野の方
向・起源・名義をも知食し給ふのみならず、大政の御上
に於ても此れ彼れと必用多き急務の書にてはありける、
故レ古代にも諸国に風土記を召れて民部省に収り有しか、
みな亡失して、今纔に遺りし物も闕本、且古文辞等更に
当時の御間に遇ひ難くなむ、然しも世に無ては協はぬ至
要の書なるから、文明開化の今日、いかて地方学士をし
て各国伝来の地志と近時御出来の地誌提要とを相束ね、
旧典古書の探索を広くし、考証を詳かにし、野情附会を
省き去り、雅趣正実有用を專一とし、凡ての文辞を中古
の体裁に編輯被

仰付に於ては、遠からず地誌全国に大成いたし、古代の
風土記に抜群勝れて詳明の至宝五六年計りに備り申すへ
くや、井蛙管見の長年旧藩の命令に依て、先年阿波国後
風土記編輯の端を開き候草稿本、此度少々持参の分、乍
恐奉備 天覽候、猶古代の体裁を取捨し、草稿の繁きを
刈り、要文を挙げ、方今必用を本意とし、急速阿波国地

誌成功仕候様御処置被 仰付度、頑民の猷芹愚衷の程を
奉建白候、恐惶々々頓首謹言、

名東県貫属土族権大講義

明治七年四月

松浦長年
文化七年庚午八月七日生

左院

御中

冊子原寸 縦二四・五種 横一六・五種 二枚

追加一〇八ノ二

島津家御系譜概言三条之内

頼朝ヲ賊魁也ト申ス事ハ既ク世ニ言モ記モシテ、逆臣北
条・足利等ノ鼻祖トシモナス、其頼朝ノ落胤ト申ス謬伝
ヲ清ク一洗ナシ置給ズテハ、末代マテモ名家ノ御家瑾莫
大ナルヘシ、正実比類無キ近代ノ仁君、賢明ノ 高倉天
皇ノ御落胤ニ坐々ナカラ、其本義ヲ忘失シテ玉石混同ナ
ス事、万世ノ遺憾深ク惜々シ奉ルニモ、猶余リアル御事
也、況テ近來復古尊王ノ開化盛大ナレハ、追年頼朝ノ好

悪汚説広マラン時ニ後レテ、如何程此ヲ理リ給フトモ、
所謂負惜ミニ当リテ、世ノ譏リ万口ヲ塞キ難ク、千悔モ
更ニ其甲斐薄キニ似タレハ、寸モ忽ニナサレ難ク、至急
ノ御処置アリ度御事也、是 薩公ノ御為ニ拙カ赤心ニシ
テ、且正シキ貴胤ノ永世湮晦スルヲ慨歎シ奉ル所以ナリ、

名東県下権大講義

松浦長年

戊四月二十三日

文書原寸 縦二四・五種 横三二・五種

追加一〇八ノ三

松浦長年上

読書之節すらも眼鏡放し不申より自然癖ニ相成、往
来ニ而は鏡なし故、御行違申候而も見へ兼候処よ
り、毎事失敬難計候、此段御断申上置候、
此中呈上置候阿波国後風土記及別本共御返し被降度候、
かやう之体裁は方今御採用ニ相成不申ト奉存候ニ付、此

俣国許へ持帰り可申哉、又は

左院御中へ奉指上候而宜哉、外ニも窺上度義有之、拜謁

奉願候義ニ御座候、

吉見系譜拝借仕度候、

(付巻)
「日本橋繪物町荅丁目二十二番地
山中新八郎方寄留」

名東県権大講義

松浦長年」

文書原寸 縦一六極 横三五・二極

追加一〇八ノ四

風土記編集方列名

八級 権大講義

惣裁

松浦宗作

長年事

十一等 七級 権中属兼大講義

補助

小杉楡村

同 祠官

同

八木匡則

同 訓導

同

生島瑞穂

同 祠掌

同

郡 元長

廻在方
板野郡

永井五十槻

十一級 少講義

同上

同上

十三級 試補

試補

文書原寸 縦一二極 横六七・五極

追加一〇八ノ五

(表紙)
「那迦乃屋著述書目」

阿波郡 浦上美沢

美馬郡 二宮香取

同郡

三好郡 近藤忠直

麻殖郡 久富永治郎

名東郡 後藤麻之丈

名西郡 多田義高

勝浦郡 八木佳七

那賀郡 服部友三郎

同郡 高石延吉

海部郡 楠枝直

同郡 桂弥平

那迦乃屋著述書目

一 旧事紀伝

三十冊

此書の大概は日本紀・古事記に見えざる奇々神妙の事実多く、旧事紀に出て神典の隱奥泥滯を徴する階梯にハ紀記に勝りしなどの上古正伝の真書なるを、惜むらくハ修撰竟らずして聖徳太子薨し給ひ、成功に至らざりしより、唯うち見のまゝにてハ重複錯乱の如くにも思ひ謬り、其骨髓をバ悟らず、且ハ故ありて後人の攙入せし条々多く見ゆるに、ますく疑惑を生し、近世の大家名哲これを偽書と決めたるハいとく遺憾の事なり、清撰の日本紀、古文の古事記にのミ泥ミテ未成の真書を不審べきに非ず、故今上古の正文の真面目を挙て、千歳の湮晦を詳論し、旧事紀を往昔の真書と決めて其伝を起稿せるなり、

一 神典幽考

二冊

古事記伝補註と号て伝の二冊を一冊とし、通計二十一冊の積りにて、本居翁の考へ得ずと物せられし事の少からざるを明証し、また謬り説れたるも多きを補註せんと書そめたる草稿六冊ばかり有しを、今ハ廢説として尽く

旧事紀伝に収む、故その惣括を書試し幽考なり、

一 伊勢両宮頭秘録

二冊

佐喜竹の弁また何くれの説あれども、悉唯皮膚の論のミにして、その骨髓に至らざるを惜しミ、書る古今未発の説なり、実に大本の神社兼備ハ伊勢に限れり、

一 八幡宮正義考

二冊

世間一統に応神天皇として他念なき千古襲来の謬伝を明し、先哲のいまだ云ざる事実を国史古典に拠て徴証せり、

一 神祇官八神殿祭神考

二冊

八神の中なる神産日神・高御産日神など天地初発に出給へるとハ同名異神なる御事、其他六神の御事実をも明し、此神達ハ必朝廷に祭らせ給ふべき御事を詳論せる書なり、

一 三種神宝古義考略

一冊

旧説悉拠り難き事を論し、純粹の古意を以て此を明す、

一 一諾再幽宮考

二冊

諾尊にハ近江の多賀・淡路の多賀・日之少宮など三跡に定説なく、再尊にハ熊野之有馬村と出雲・伯耆の堺比婆之山との二跡に決論なき古来よりの諸説、疑惑を氷解す、

一 綿津見宮事実考

一冊

先説悉しからざるが中にも彼龍宮に等しき海底の論ハ、
別ての強説なるを古意の如く云れしハ、却て古典に背け
る縁故を今精く徴証しつる書なり、

一 二葉のあふひ

二冊

賀茂両宮の御事を挙て、別雷神丹塗矢の古実を明し、俗
説妄談を詳論し、徳川氏の御名家たる謂を証白す、

一 紫の本末

二冊

春日・大原野・吉田等をミな同神とのみいふハ、例の一
荷一からの説なるよしを明し、中臣・大中臣の差別を
挙て本系・分系・同名異系などの古実を評論せし書也、

一 神楽岡古義考

二冊

春日神御鎮座の縁故を明し、吉田家の御事を論ひ弁抄
のいたらざるを説破しつる書なり、

一 北野天神考証

一冊

本神ハ菅原家の始祖菅野神なる事を挙て、菅公にあらざ
る縁故、本神・裔神の混ひを正し、加賀の前田家の始祖
神に坐す謂を詳論す、

一 しるしの杉弁妄

一冊

伴信友翁ハ平田翁と等しき高名の大家なるを、稻荷神の
惶き、事実古義をば都に得知られざりしにか、狐ならむ
も計がたしとハ、さばかりの翁のいかで斯る拙き僻説を
いはれけむ、世に朽をしとも朽をしくて、

一 葛木山鬼神論

一冊

一言主大神ハ役行者の始祖神たる事実を失ひ、後世に
只管妄談のみをいひて、歌にも詠む事の惶ければ、其惑
乱を正せり、

一 長寛勸文独言

一冊

長寛年中熊野神社の事を 勸問ありしに、實き雲上人・
博士たち、数通の勸文を奏上ありしかど、何れの献書も
不明の由なり、故今ハ七百年の後追次て私勸しつる書也、

一 出雲大社祭神考

一冊

世にハ須佐之男命とも大己貴神ともいへるハ、神祇令の
古伝に合ざる由を挙て、其祭神の事実を徴証す、

一 出雲国造神寿後釈弁

一冊

泉居翁・本居翁の両説ともに、謬誤としもいはんハをこ

なれども、道の為に避り敢ずての書なり、

一 神系図 一帖

先哲の記し置るハ、例の打見たるまゝの皮膚のミにして、旧事紀の神妙に亘らず、故今あらため刻す、

一 阿波国後風土記 五十冊

此ハ凡ての体裁貝原氏の筑前統風土記に拠て、此彼と書つめむと筆を起しつるを、大部の書なれば成稿のほど決めて覚束なけれど、いでいかでとてなむ、さて次に挙る書ども、やがて此風土記に關係れば、巻中に収むべきを姑く別に標目して階梯とす、

○ 式社古意略考 五冊

当国五十座の式社考十冊の抜萃なり、既く赤堀・永井・吉井等の書るものあれども、推量のみの説にて孰も採にたらず、今国史古典に拠て徴証せり、

○ 古義略考 三冊

粟国の始祖神を挙て、国郡の起源を総括しつる書なり、

○ 名義考 一冊

粟国の名義を考証したる書にて、彼旧説五穀の粟にハ

あらざる真面目を明徴したる物ぞ、

○ 十郡考 三冊

其名義を古典に拠て各郡に証白を挙てものしつるなり、

○ 天のりと山考 一冊

当国風土記に出たる其在地事実を明す、

○ 古駅考 一冊

延喜式に載られたる所を挙て、古昔の道路を考証す、

○ 土御門天皇山陵考 一冊

今ハ村々に云ひ争ふ御旧蹟を、其村ごとに考証を挙記して決論したり、

一 上古五陵幽迹考 二冊

吾勝尊より葺不合尊まで四陵に饒速日尊を加へての五陵なり、

一 神武天皇山陵考 一冊

一 淡路国帝陵考 一冊

一 国号考新釈 一冊

葦原中津国・豊葦原之水穗国などを日本の総称とせられしハ謬説なる事を弁論す、

一 諸国名義考弁

二冊

国名に限らず郡名・郷名の起りハ、大凡神の御名代ミナツクより出し事にて、かの名義考に云るが如き謂イハレにあらず、故各国に依て其事実を詳説す、

一 大祓詞本義考

一冊

旧説ハ枝葉の詞の解のみに精くて、祓戸神たちの如き、此祓の基本たる神の事実マコトに亘らざる事を慨イタミて、書る考証コウシヤウなり、

一 五部書説辨辯妄

二冊

これ復ナシ古書なるを、後人妄りに誹り侮る事ハ伊勢の神書には相応ぬ事の攙入マシせしが故なり、延喜式に宇佐宮を八幡大菩薩を記され、大洗磯前・酒列磯前の二大社をも共に薬師菩薩神社とあれバとて、誰かハ此御社を淫祠インシとも式を偽イタともいひ得まじきを、彼にハ親しく此にハ疎ソきの理マコトあらめや、されバ旧社古書の正しきに於てハ古意に背ける後世の仕わざも、野中の清水汲別シヅメて知る人ぞ知るべきなり、

一 島津家始祖神考

二冊

本國ハ島津国にして、島津・惟宗の両氏、鏖ウラ・酢漿スサマの両

紋などの起源をくハしく説明せる書なり、

一 平戸侯始祖神考

一冊

上松・下松の縁故を明し、板櫃社の俗説を弁解考証しつるなり、

一 宝ふね

二冊

一名七福神考といふ、古昔ハ毎郷に郷市あり、郷長の外に佃長を建て、交易せし本源を明し、さて七福神の事実マコトに至れる書なり、

一 旗のいろ目

一冊

世諺に源氏の白旗・平氏の赤旗などいひて、源家にハ白色を尊ウツクミ、平家にハ赤色を貴ウツクむ事、これ神世よりの古実マコトにしていと慶ウツクき由縁ある事を記せる書なり、

一 浦島子伝事実考

一冊

浦島子伝ハ昔むかしの物語にして、日本の実事を漢土の小説に比喩ヒョウなしたる愛ウツクき伝ウツクなれば、ゆめ物語ユメモノガタリに非アるよしを国史古典にて説明せし書なり、

一 竹取迦具夜姫考

一冊

同し類の古実あるを、漢仏の小説もてあやをなしたる縁故を明したるなり、

一 日本紀局考新釈 一冊

先説にいへる所ハその本意に非ずして、別に故ある事どもを証しぬ、

一 雷考 二冊

龍雷一致のよしを挙て、また其主宰の神ある事を試みるす、

一 ひめはじめ考 一冊

仮名曆に出したるを先哲の種々いへるが中に、今ハ糲糠なるよしに決めたれど、此も猶あたらざる事を論ひて、精く其古実を明せり、

一 猿楽能芸古義考 一冊

世に能と唱へて高貴の諸家に専ら翫楽給へるハ、いとゞ慶き御事にて、さしも古制の遺風伝りながら、其古実基本を忘れ失ひ、漢土の散楽雑伎の卑き芸と混同なし、説の多きを概み思ひて、真面目を挙げ記し、書なり、

冊子原寸 縦二四・五種 横一七・三種 九枚

追加一〇八ノ六

〔（表紙）復古神典中最大之綱目及故事等通計凡五十条〕

○天照大神を日輪としては其御父母に陵迹あるべき理なし、月星も同義の事、

○天照大神の荒魂ハ八十禍津日神とあるを旧説にいふかシミ思ふのミにて、其謂、今に不明の事、

○熊野神宮を天照大神と申古伝を長寛勅文にも説区区なる事、

○石屋戸の段に月読神の出給ハぬ謂の事、

○伊弉諾尊に近江と淡路と日之少宮と三所、伊弉冉尊に比婆之山と有馬村と二所ある事、

○直日神・禍津日神の古実本義の事、

○火神の分身の裔、布都主・武御雷兩神となる事、

○山祇神の分身及大宜都姫神の分身の事、

○天狹霧・国狹霧尊は旧事紀にのみ出し事、

○別天神五柱といふ別字に深密の古実あるべき事、

- 神世七代の世数に深妙ある古実の事、
- 天地初発之時とありて、天地ハ同時に出来たる事、
- 天に阿万^{アマノ}と阿米^{アミ}との差別ある事、
- 高天原に幽顯ある古実の事、
- 夜見国にも幽顯ある古実の事、
- 綿津見に上中底の三条ある差別の事、
- 蛭子を流し淡島を用ひざる古実の事、
- 古事記生^レ神の段なる三十五神、其数合ざる事、
- 大国主神を素尊の子とも三世とも六世とも云伝る事、
- 大年神の御子十七神を挙ながら、此をバ十六神と記し
たる古実及奥津比売命のみ命とある古伝の事、
- 天孫五柱の中なる活津・熊野に其系を記し給ハざる古
実の事、
- 右五柱神生坐^シ時、左右中等の古実ある事、
- 横之速日命を加て六柱とし、或ハ省て五柱となす事、
- 饒速日命の御降臨及供奉神等、凡て邇々芸尊の趣^ツなる
事、
- 大山祇神の子足名稚の女奇名田姫素尊に嫁し、又大山
祇神の直の子開耶姫の邇々芸尊に妃たるが如き、年代
いたく違へる事、
- 素尊の女たる須世理姫六世孫たる大穴牟遲神の妃たる
事、
- 大己貴神国避の段に其御子事代主神建御名方神のミを
挙て、味鋌高彦根神を挙給ハざる事、
- 天兒屋根命ハ女神たる徵証の事、
- 海神の女豊玉姫、果して龍か鰐ならむにハ、其御妹玉
依姫を召るへき理あるべからざる事、
- 大物主神丹塗矢に化したる古実の事、
- 伊勢内宮の相殿神及外宮豊受大神に区々の説ある御事、
- 八幡大神の古実本義の事、
- 春日四社の古実本義の事、
- 祇園社に坐す須佐能男命・牛頭天王両神の事、
- 金毘羅神の古実本義の事、
- 諏訪社の神ハ式に名神大にて、古書に尊とさへある御
事、

神なるに、旧説ミな 朝命を距ミ奉りし建御名方神に混同せし事、

○出雲大社の神ハ神祇令に出雲国造斎神天神とあるを、地祇の須佐之男神・大国主神にいへる説ハあたらざる事、

○猿田彦神の鼻また脊などの旧説云にたらざる事、

○大中臣と中臣とに差別ある事、

○宮中八神殿に神産日を第一とし、高御産日を次とし給へる古実の事、

○和魂・荒魂の謂を明に云る無く、記伝の説も信難き事、

○神代文字また語部・解部等の事、

○古書に某神の一名を「亦云」「亦名」「一云など記し別たる古実の事、

○其神の子とも児ともいふにも古実ある事、

○神に五行を配当せし古実の事、

○五方八位といふ貴き古実の事、

○仲哀帝を倭武尊の御子と伝へたれど、尊薨後三十余年

にして 仲哀帝生れ給へり、この年歴疑ふべき事、

○顯宗帝 仁賢帝の御上を董の如くに云る文有て、年代合ざる事、

○仁明帝を七百八十代の皇曆三万六千歳の仙齡とある国史の文の解しがたき事、

○高倉宮を平家物語に天照大神四十八世とし、長門本には四十九世とあり、普通には八十代に当れるなり、又安德帝をも盛衰記に天孫四十九世とある謂の事、

通計五十件

猶も挙げいふべき事件ハ多なれども、今は其要領のミを摘書しつ、

凡て古典の玄妙事実の稠密なるは、かの活眼に基き、襲来の株を守らず、空論を廢てゝもとのまゝとの復古の学業をこそ精勵あらまほしけれ、

慶応四年九月 松浦長年 述

冊子原寸 縦二四・五種 横一七・三種 六枚

明治七年 (1874)

天皇みこを出陣志す佐國子着き給ひ後子由志
 あまそ阿波國子還りて聖し城然の御道まゝの程
 明白らふ由く仙宮の御道も土佐子之畑にあき
 空當國之と云抄の地名何處の書にも見えし其無
 山陵の御陣地とせし世に遺跡せし事を畏く憚り奉り
 此後を論ひ試むる形ありたり
 承久三年の逆乱一糸を何くも書かざる見えず
 天皇の如く遠馬子還り坐し名世をわたりし形也

附言

阿波國後風土記 卷之四
 土御門天皇御舊迹考證 半稿

取慮より出たる御事形のの綱経搦を類を以て表す本にけ
 本に表す元にて此の冊を昔時より今に騰影騰しも御事を述す
 のの御事を考へ不能く世に人の所を知る所の為此に
 本書を綴り之を形略略す川

明治辛未年晴月中旬

土御門天皇御書達考證

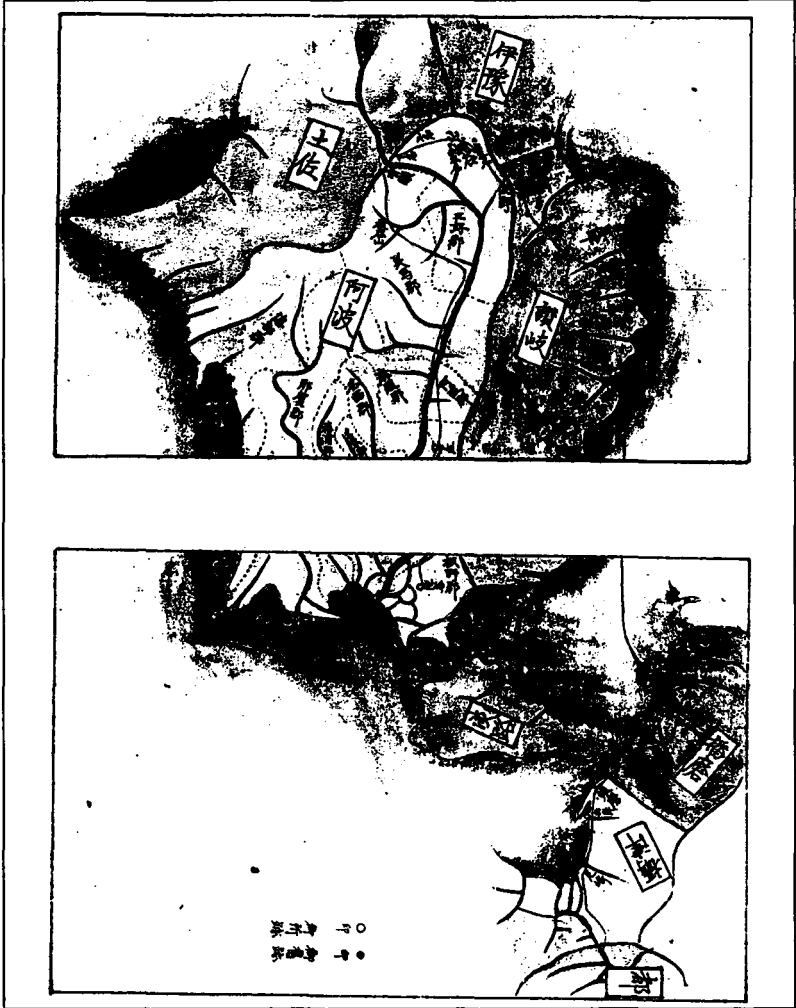
河波國 松浦長年謹述

承久の御事叛職北條父子の暴風浪をあげて畏くも
 三帝瑠璃子御運行ありし之世の極み稱を志す奴の
 職事と變も建立てこを境ゆ移と基中中にも
 土御門天皇之初至佐國亦御御しが後以河波國お
 遣上給ひし移りを新斯て其御道をりらは御事とも
 もろくは毒者も多くを略きて載せまらふ三四本本！
 出し之後見る亦昔前後之混以移りはく仙宮の

千鳥の色も遠程^{御集母刻り}し如く^かと志^はほ
し^{そのまゝ}といふ^{三年餘}之餘^はお百首^{の御歌}ま^りむ^お首^の
中^は路^をせ^まい^まな^す折^の御歌^をま^りむ^お首^の
高砂^の尾^上の^廣ろ^はぬ^出生^声を^弱正^とて^木に^伏捕^野野^辺
の^草む^ら暗^ろ紅^行了^御袖^者上^の秋^を残^して^露深^し
望^を山^上泊^り等^をて^給お^まて^を鷹^城園^へも^遊さ
て^給ひ^し跡^はれ^仙院^懐土^の御^心乃^中ま^に知^まひ^し
知^らむ^言り^御然^りゆ^て讚^嘆此^八鳴^を御^事を^見島^に
英^德天皇^の御^事を^思召^出せ^れ松^山を^見中^へ給^ふ
か^も常^徳院^は御^有様^思ひ^續け^をて^給ひ^て何^にせ^まか
住^けて^も今^を只^御身^はつ^まま^にれ^て思^ひ沉^み給^ひ
を^り取^入れ^入給^物極^六代^勝事^故等^必原^ふ長^らを^き
之^を引^くを^綺文^の為^子を^非安^都を^出御^て極^遠路^を
そ^をく^給ひ^宣陣^をり^謙改^り讀^み改^へば^し趣^を理^しゆ^ん
幸^には^と冬^もま^りは^と近^き御^旅路^の程^を理^しゆ^ん
御^船より^おこ^て行^路を^願ひ^させ^給へ^は薄^しか^らぬ^煙
と^東才^形ひ^たび^さり^火比^亦の^は名^胸り^燃ら^うを^き
た^かし^先も^もか^まを^鶏の^声も^て如^深き^山の^雪を^き
残^{きて}六^代勝^事故^も依^り御^集の^中承^久三^年の^春母^の
彦^彦と^自雲^をを^成形^もり^のと^思ひ^しを^まり^と山^こへ^如
都^{なり}に^春其^頃の^御集^もた^御り^者も^遠き^程^に思^ひ
新^暎の上^{より}旗^の外^をを^對句^の御^哥と^申候^き程^に
土^佐園^子到^らぬ^給志^程も^何波^と土^佐と^土屋^{中山}也^之

御集母刻り
し
か
ま
り
ゆ
ん
に
ゆ
ん
に
ゆ
ん
に
ゆ
ん
に

英
德
天
皇
の
御
事
を
思
召
出
せ
れ
松
山
を
見
中
へ
給
ふ
か
も
常
徳
院
は
御
有
様
思
ひ
續
け
を
て
給
ひ
て
何
に
せ
ま
か
住
け
て
も
今
を
只
御
身
は
つ
ま
ま
に
れ
て
思
ひ
沉
み
給
ひ
を
り
取
入
れ
入
給
物
極
六
代
勝
事
故
等
必
原
ふ
長
ら
を
き
之
を
引
く
を
綺
文
の
為
子
を
非
安
都
を
出
御
て
極
遠
路
を
そ
を
く
給
ひ
宣
陣
を
り
謙
改
り
讀
み
改
へ
ば
し
趣
を
理
し
ゆ
ん
幸
に
は
と
冬
も
ま
り
は
と
近
き
御
旅
路
の
程
を
理
し
ゆ
ん
御
船
よ
り
お
こ
て
行
路
を
願
ひ
さ
せ
給
へ
は
薄
し
か
ら
ぬ
煙
と
東
才
形
ひ
た
び
さ
り
火
比
亦
の
は
名
胸
り
燃
ら
う
を
き
た
か
し
先
も
も
か
ま
を
鶏
の
声
も
て
如
深
き
山
の
雪
を
き
残
きて
六
代
勝
事
故
も
依
り
御
集
の
中
承
久
三
年
の
春
母
の
彦
彦
と
自
雲
を
を
成
形
も
り
の
と
思
ひ
し
を
ま
り
と
山
こ
へ
如
都
なり
に
春
其
頃
の
御
集
も
た
御
り
者
も
遠
き
程
に
思
ひ
新
暎
の上
より
旗
の
外
を
を
對
句
の
御
哥
と
申
候
き
程
に
土
佐
園
子
到
ら
ぬ
給
志
程
も
何
波
と
土
佐
と
土
屋
中山
也
之



於木子て造り新殿を移御し奉る帝院主を召て地を
 権現を改名八幡宮を御請し給はむ御教あり云々
 狀所を改むお勢給ふ御寄置かれて之をうちり形と
 ぼせきんすうひの森乃杉長樹は河波院の御製と
 せ東木妙す入まじ其後無養の方へ御幸あり中宮村
 に見由縁すひせふ地名を庄村と稱す中宮村
 當地の村を造りて帝所を此園子御還幸の間御殿し御教受
 の御所程より貞應二年より五箇年の間御殿し御教受
 を地主権現を改名八幡宮を御請し給ふ形と和の
 新所に置しは見え奉らま正し行在所の御殿は和の
 新宮至急の御時を寺院と改し奉る事議院院議院
 在波院をもち御同創の御中も本御門院を斯く分る
 所以御し嘉應三年の春池谷村も御建營始りて同年
 新御所に移ろを給ひし東鑑院御子嘉應三年二月
 月十三日癸巳河波院御所建營之事有某沙汰が寶殿
 守護人心生原彌太郎建營之事有某沙汰が寶殿
 人等被置院也合所用途事就置後前司可合執達於區
 抄之由被仰下但臨時之民令撤下者定て辨濟而本所

河波の山代谷を越え給ひ室津より御船子召ま屋島松山を
 踏をくより勢給ひ室津より御船子召ま屋島松山を
 御覽しつて此地を下さりて給ふ御建營を西時より
 河波の山代谷を越え給ひ室津より御船子召ま屋島松山を
 幸ありしを祖谷山を經給ひし形りせを貞應二年の御還
 夏子て勢給ひ給ふ此屋敷にては御所を請し給ふ其
 後子と斯く形を越給ひし形を請し給ふ其
 後子と斯く形を越給ひし形を請し給ふ其
 後子と斯く形を越給ひし形を請し給ふ其

上子園を如く須磨明石尾上高砂形なり津國橋鹿
 踏をくより勢給ひ室津より御船子召ま屋島松山を
 御覽しつて此地を下さりて給ふ御建營を西時より
 河波の山代谷を越え給ひ室津より御船子召ま屋島松山を
 幸ありしを祖谷山を經給ひし形りせを貞應二年の御還
 夏子て勢給ひ給ふ此屋敷にては御所を請し給ふ其
 後子と斯く形を越給ひし形を請し給ふ其
 後子と斯く形を越給ひし形を請し給ふ其
 後子と斯く形を越給ひし形を請し給ふ其

之實辨録之基故以地頭得命之内致其沙汰敢不可須
 百姓之旨面々可應仰命由云々此御所の庭營始も里
 内裏御の如く敷も置形りし御事とてまを其御
 所迄も行在所とある處下庄村北を其御山を
 山東院藏番子其後無秦の方へ御幸存り勢松お由所
 の方々にうづ坂合は下庄村より北谷村へを即
 無秦の方より北理も但勢もとく物より故其天玉山
 の麓を山を御使とてせを傳り申候も免をを同
 郡吉田村船蔵村皆河内村等も御使御所迄杯あり
 之を以て公事御事ととも既みちも皇居の御り
 之を吉田村に御使ありむせの御使しふ懼くもおも
 九月七日未白を執り時其録故を執り奉りし刻を由
 ありも其本殿を以て時其録故を執り奉りし刻を由
 御事名殿現在の人々もり春村の傳記但勢を解し上
 其確證ありむを傳て辨く風立致也
 鑑森形し奉らんこ受もあゆしこ

今こひ故ありて奉感子記し形也
 今其大元をのみ摘て奉る冊也

諸國風土記乃起り、續日本紀、元明天皇和銅六年、於詔旨に初て果えらるゝと雖、此を撰進せしめ、修之也。心字も甚全備、切察し事、何の書も記すは、近朝野群載に諸國風土記、官符之載らば、一を思ふ、當昔は斯く兼重なり、是方今辨へるも、乃難かし。當代、於識者も俯仰て、んを歎ひ、一といはつる也。

○往古風土記の餘載は神社の看録地名、其起源

凡例

阿波國後風土記起稿

乞身に奉て次り其國所より音し巧人其人
 異事専攻も合せ記し以て今行て其社
 と地名乃分り至其昔の地を推すに遺り
 吾見世の其國人に於て多數千歳の沿革亦依て
 其裔は更に巧味ゆ、好之稱ある古家を稱習は
 るも聞ゆめ其地輕しくと傳ひ難く是れ其
 乞の地其風土記を撰打す所も上代の地志を
 習ひ多し其神社地名古人の遊形と國史實錄に
 微證し其本立於其木柱高く太くちを巧らむ
 了は未の事や其を易之志はしと瑛機風土記等

其古志を以て首美乃体載中ハ形し其形
 ○近代の地志は魏のは上古風土記は餘載し
 大に違りく其通俗を念まるとも其往古乃
 事蹟ハ其蹟多量カ其國史實錄を引發し其
 とも其養漏りて其魏古歌や其考載し其
 了廣く舉記すに運ぶ乃其況て風土の事ハ今
 乃現し見ゆ其限を其いげ。其形好を古の式
 社郡郷の起源も其は知り其様子一且其様
 乞し其物も其て遠ら其代の根拠し其多如
 乞を其真偽を其正其其殊に各其因循の類して

社寺縁記に虚御長談を奉記て黑白をりて子職
 くまへも念をい中境に一新品類の賣ふ上代
 風土記の古巻に於て諸世に逸離したるを難か
 名請く也

○首巻の体裁をいけて次への巻有り上古に舊
 縁に地名の起原も悉く其の辨解を有す但
 一巻有り近代の地志風土類に普通通の書
 体も記載すは全部に古巻の如く古風を
 貫徹すは謹白の古書と見えて好まざる也
 是類に御里に上代に由縁を有するは無巻一増

補して体習に難言名所園繪等の類に異別を
 形せり

○當國にも先年より地志の類從て無たらは
 らゆと斯く大業の書に故に其功を絶えぬ
 り知らし國史實錄に採録あり一事に上代の縁
 故古實を考へしに翻譯せし多き其源乱れ
 古来の謬誤除限ち行々武社に考へたは
 を採り更ちしに近代に述し主補助に
 形ふし君教への故案と採り致し捨つる後人
 功を以てし一事を形

阿波國後風土記卷之一 初編

阿波國 松浦長年謹撰

此の粟國は顯世乃初めに南河成出する
 伊豫は二名島の西ちる中に入其一面
 ありて山青く水長く瀟瀟足とせよ御國
 形至きは古事記に伊耶那岐命伊耶那美
 命二柱神より生伊豫之名嶋此嶋者身
 一面亦西面西有名故伊豫國謂變比賣

此件中の後編を把りて今編にのりし
 松浦長年謹撰

代に最貴を觀わんとて延喜式神名帳に志
 山陽道南漣道西漣道り三路二十五國の
 中に式社五十座鎮まゆるに御國と
 播磨國もほども其他に社を教くは
 了ぬ、對揚す、人、佐國とあり、土、古、
 部、社名多、郡、大、石、門、列、八、
 月、次、新、會、も、伊、れ、は、を、は、
 國に來り、新、會、も、伊、れ、は、を、
 社、安、藝、お、能、伊、れ、は、を、
 之、命、の、言、述、を、神、社、と、
 神、乃、錢、と、し、廣、に、延、喜、式、
 復、佐、國、に、來、り、新、會、も、伊、
 逆、の、事、實、を、古、書、に、載、せ、
 之、に、對、し、て、神、乃、錢、と、し、
 廣、に、延、喜、式、に、載、せ、

讀、以、國、讀、版、比、古、粟、國、謂、大、宜、都、比、賣、土、
 佐、國、謂、建、依、別、中、少、倉、事、統、且、小、同、事、を
 記、して、伊、豫、國、云、多、南、讀、改、國、云、多、南、
 阿、波、國、云、多、東、北、土、佐、國、云、多、東、南、中、多、北、
 地、理、は、各、國、に、自、北、東、南、之、を、沿、草、者、凡、て、草、味、中、多、
 其、廣、は、各、國、に、自、北、東、南、之、を、沿、草、者、凡、て、草、味、中、
 上、次、は、古、書、に、載、せ、各、國、を、斯、く、て、を、沿、草、者、
 國、を、起、上、次、は、古、書、に、載、せ、各、國、を、斯、く、て、を、
 國、を、起、上、次、は、古、書、に、載、せ、各、國、を、斯、く、て、
 阿、波、國、を、起、上、次、は、古、書、に、載、せ、各、國、を、
 國、を、起、上、次、は、古、書、に、載、せ、各、國、を、
 國、を、起、上、次、は、古、書、に、載、せ、各、國、を、

○同延喜の民部式小阿波國上と記すは
 了少國に上中の差別有て、其御國と
 豐記大八上地と、空也、上國花若
 豐山深爲、編會之類、中上國也、是
 元也

○同刑部式に流人を遣はす地十箇國乃
 内の上佐と遠流於國伊豫、中流乃國と
 制らるゝ阿波國と流人を遣はす乃
 御制度は神皇元年六月三日、定ら
 山平盛勢は是也、其語は
 物語に、阿波國、平盛勢は是也、其語は

國名考
 阿波國

了此、式文、疑、山、老、吟、多、於、抄、林、抄
 外、近、代、連、國、之、中、了、御、林、抄
 承、河、之、代、連、國、之、中、了、御、林、抄
 元、長、九、年、久、吉、延、喜、之、前、了、御、林、抄
 之、考、證、は、予、の、考、證、に、依、り、て、御、林、抄、に、
 一、概、の、説、を、考、證、し、て、御、林、抄、に、
 一、概、の、説、を、考、證、し、て、御、林、抄、に、
 ○阿波國、不置、佐田、七、部、一、終、山、之、山、城
 阿波國、班田、若、陸、田、水、田、相、交、授、之、と、
 了、中、諸、家、封、戶、各、為、三、分、阿、波、等、國、不
 置、封、了、少、抄、事、抄、林、抄、に、今、案、被

男女十二人賜燈粟宿稱。○日本後醍醐元
 亨釋書云傳燈大法師勝悟俗姓凡直阿波
 國板野郡人也弘仁二年六月戊辰卒年八
 十○延喜二年板野郡田上郷戸籍云一老
 國法隆寺一切租の内に成就妙法蓮華大和
 親智傳類兼一乃料の内に紙の及古華玉和
 縣山用山の形も人にも存せし餘の及古華玉和
 縣山用山の形も人にも存せし餘の及古華玉和

此乃類山於世に美舞之於思山居は事は
 故一犬落於於處を今如實に志す事は
 され与當國乃濕神志深契た是事は阿
 續日本紀延暦二年十二月甲辰阿波國人
 正六位上粟尺直豊徳任國造位昔國造社
 法に刺著也神の御系に御位に實は其國
 録貞觀四年九月廿三日巳丑阿波國板野
 郡人外從五位下行明法博士粟尺直鑄麻
 呂中宮舍人初位下粟尺直貞宗等同族

部懷其於之志於より志悲神一縁
 巧と姓ち皇新く凡直等才深契の事一城と野
 郡は上古に阿波郡中一城と野

中凡直粟尺直了人の中にも
 縣山用山の形も人にも存せし餘の及古華玉和

皇代紀 卷五
神皇正統記 卷五

書と安開天皇紀推古天皇紀千凡河内
大書所は、記、例、を、た、す、り、天、皇、皇、紀、千、凡、河、内、由、於、
此、記、に、依、り、一、武、臣、に、大、麻、日、乎、神、社、を、奉、祀、す、事、上、件、を、思、
事、の、武、臣、に、依、り、一、武、臣、に、大、麻、日、乎、神、社、を、奉、祀、す、事、上、件、を、思、
事、の、武、臣、に、依、り、一、武、臣、に、大、麻、日、乎、神、社、を、奉、祀、す、事、上、件、を、思、

乙卯朔八日壬戌阿波國名方印本東上り一、本、東、上、り、一、本、東、上、り、
丙午朔八日壬戌阿波國名方印本東上り一、本、東、上、り、一、本、東、上、り、

丙午朔八日壬戌阿波國名方印本東上り一、本、東、上、り、一、本、東、上、り、
丁未朔八日壬戌阿波國名方印本東上り一、本、東、上、り、一、本、東、上、り、

人皇正統記 卷五 阿波國名方 百足宿
呂吹部守賜幣 粟麻呂自言 百足宿
粟麻呂自言 百足宿

福之苗裔也 中 乙卯朔八日壬戌阿波國名方 丁未朔八日壬戌阿波國名方 二日戊寅阿波國名方 印本東上り

二日戊寅阿波國名方 印本東上り 一、本、東、上、り、一、本、東、上、り、

本方に 郡人 徒八位 上 海直 豊宗 外 次 初 位
作まじり 郡人 徒八位 上 海直 豊宗 外 次 初 位

下 波直 十 帝等 同 族 七 人 賜 姓 大 和 連 新 名
下 波直 十 帝等 同 族 七 人 賜 姓 大 和 連 新 名

乃 至 武 皇 朝 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱
乃 至 武 皇 朝 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱

天津彦彦火瓊杵尊 命 大 國 玉 命 大 國 玉 命 大 國 玉 命
天津彦彦火瓊杵尊 命 大 國 玉 命 大 國 玉 命 大 國 玉 命

一 乃 至 武 皇 朝 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱
一 乃 至 武 皇 朝 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱

云 乃 至 武 皇 朝 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱
云 乃 至 武 皇 朝 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱 御 名 稱

沼車小海神ニ縁切リ乃大麻比古神ニ更

ニ忌イヒ付志天日彗命天石門別八倉比賣

命之由ヨリハ小橋行在御名乃少故コト乃大宜

都比賣此國名之聚カリ分漸後ノチ乃志允通

臣之祖ノニ皇都命其妹皇都都比賣命亦

妹素都都比賣命之也亦皆海神ノ縁ノニ

依ヨリテ海産此鰐カ切リ也燃ヒテ志シ一給ト守リ志

志シ乃上ニヨリ知ル阿波國ノニ縁ニ故ト心

名凡直安皇連凡海連等ノ同祖ニ由ル尾

張連ニ深契ヲ志シ皇都命ニ志シ皇都命ノ其

子ニ比古皇都皇命ノ志シ皇都皇命ノ其

乃皇ノ時考皇流命ノ春日臣日本紀皇

皇日朝ニ皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

祖ノ皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

皇命ノ皇田臣大坂臣粟田臣

冊子原寸 縦八横二〇 摺一七枚

但国許には数十冊之編輯御座候事、

〔付箋〕「多地誌ニ勉強之証書類也、

明治二年十二月九日勅造

其所以川中富川といふ等之祖より由
 縁日本紀古事記舊事紀姓氏録等に見ゆ
 諸皇御祖、王來都、皇女古事御母
 足兼子等縁乃好、王忍海部皇女古事御母
 斯レ阿波風土記殘缺、中方は勝間井、冷水
 乃後乃り中山中湖等レ謂之、藤上清色
 之如洞御本、古祖格建瓊瓊杵玉皇孫也、
 後年ニ行ラレ縁故ニ増補シテ首巻一冊
 の終中ニ終付テ公等宛書終

附言
 皇學の自國より快取せ去況て海外より卓越さぬ
 所以を傳傳古註然然其の貴を傳散多埋没して
 中古以來自主首唱の識無く僅に儒佛混合を專せし
 特立獨行の弊眼に至りて其利近半純粹を稱ふ類も
 舊弊を披正し、自然各事能から獲貫天の大道を子
 復古の場を教化難く唯聊の異同を論し古文詞を揚
 誣み其達の細説を固守し却て造化五柱の別天神の
 事實處を國に通徹せざる日本の自尊一隅一己

獻瑞記

一

○宮來りの舊傳秘説を奉て千載の弊風を一洗し
 幽頭養腹の大道を海外までも蔓延せしめ、字内の
 公法と不故録を周く説諭せしむる思ふものから新し
 いひ出と、俗説を述ぶ人の承引如事を至懸間ふも去
 きて「如く」大なりとの帶に別れる新しき説を起す時
 者も思ふまじ、穢るゝものもあふ、加の分本をり操り
 考ふ子説とひとく異形をを調て、なよき思ふべき者
 もありあふ、心のけり、しを思ふ、物も多し、あふ者
 ものから、流石に、近き人の、説はむ、その、辯く、あふ
 事も、あり、中、も、いは、で、唯、承、出、類、して、選、斥、類、ひ、も、あ
 り、と、心、を、悔、し、其、時、に、至、り、て、を、初、を、よ、城、分、辨、り、城、も、擧、げ、
 用、ひ、ら、る、を、も、自、ら、終、り、各、世、の、人、の、腹、ふ、も、の、よ、き、な
 年、を、經、て、も、自、ら、終、り、各、世、の、人、の、腹、ふ、も、の、よ、き、な
 上、く、て、も、建、工、を、用、ひ、ら、る、人、稀、り、る、もの、の、よ、き、な
 新、形、子、説、も、類、ひ、も、あ、る、か、し、大、う、と、新、形、子、説、を、散、り、つ、
 自ら、定、む、ふ、力、無、く、て、疑、は、し、れ、か、ら、さ、る、を、思、ひ、寄、せ、も
 以、か、ら、よ、を、や、思、ひ、て、此、を、非、ト、し、や、ま、を、思、ひ、寄、せ、も
 懺、り、て、説、免、隨、ふ、類、ひ、も、無、く、な、非、り、あ、し、き、と、を
 稀、々、と、名、新、形、子、説、の、よ、き、を、聞、て、き、き、う、あ、し、き、と、を
 せ、し、き、を、ふ、る、々、々、大、方、の、事、者、の、習、ひ、也、然、し、も、用、ひ、人、も、ま、よ、き、と、を
 ぞ、知、し、け、う、て、か、の、限、り、を、教、も、用、ひ、人、も、ま、よ、き、と、を
 立て、か、の、限、り、取、り、用、ひ、ん、き、し、新、し、き、な、十、二、八、九、を
 而、を、は、履、ひ、履、ひ、て、維、ふ、二、三、の、操、べき、所、の、有、を、き
 者、も、あ、り、大、う、古、き、説、を、は、十、中、二、七、八、な、あ、し、き
 ら、本、中、の、疾、を、疎、心、を、疎、心、の、疾、を、疎、心、の、疾、を、疎、心、
 ら、本、中、の、疾、を、疎、心、の、疾、を、疎、心、の、疾、を、疎、心、
 せ、し、き、を、ふ、る、々、々、大、方、の、事、者、の、習、ひ、也、然、し、も、用、ひ、人、も、ま、よ、き、と、を
 懺、り、て、説、免、隨、ふ、類、ひ、も、無、く、な、非、り、あ、し、き、と、を
 以、か、ら、よ、を、や、思、ひ、て、此、を、非、ト、し、や、ま、を、思、ひ、寄、せ、も
 自ら、定、む、ふ、力、無、く、て、疑、は、し、れ、か、ら、さ、る、を、思、ひ、寄、せ、も
 新、形、子、説、も、類、ひ、も、あ、る、か、し、大、う、と、新、形、子、説、を、散、り、つ、
 上、く、て、も、建、工、を、用、ひ、ら、る、人、稀、り、る、もの、の、よ、き、な
 年、を、經、て、も、自、ら、終、り、各、世、の、人、の、腹、ふ、も、の、よ、き、な
 用、ひ、ら、る、を、も、自、ら、終、り、各、世、の、人、の、腹、ふ、も、の、よ、き、な
 も、心、を、悔、し、其、時、に、至、り、て、を、初、を、よ、城、分、辨、り、城、も、擧、げ、

人曰ろく虎へて快から女形から古きを守りて止む
 筆も多かりたゞ世中の論定りて昔人の随ふ世に
 てを始先より速く改定随ひたる人を賢く心細く
 思はまきき子揚りひてまかへ憐れお人の心細く
 いふらひ厭へ思はるべきをかしき記さまは外に
 も為さし観りまを墨きつ是も念文のほ、と斯く奉
 非也。本居翁の述懐に感慨の譯ありて然長々を引
 用ひて愁への道情なりとる

○此書の起先やうな玉揃筈に以てまきし如く高貴の
 御方へ御覽にも備修き書に其詞を口上し申上る趣
 こも書にまきまきも左様ふてを返して恐まも有修き
 は、只同輩さちの物語の心持の詞を以て書はたり

去由夫の習ひて記し置はるをさしひおちり無くも
 せむと召き御あとり高し聞え上奉る折節先年書
 綴り申す儀候の如きと更なり方今御時會ひ
 難き書も多し故去り程から故方頑愚の身きして
 越組過當の説を録ひ改免を謀議廉恥を知らば其儘
 奉奉もまきまき草稿程を所以也あれかし

明治六年冬十二月

歎瑞記之卷草稿

皇國地誌編撰掛士族

阿波國松浦長年禮述

上古に神聖の治道安民ありて本朝の綱領を申はる
 幽蘭一致の大道大政を起り神人同塵を以て一致を傳ふ
 祭政ののみを朝野に於て現存の古意を忘るる神生人成
 巫祝の階級を以て祭事と稱し奉り加き漢土
 て其大造の天然形事傳ふ道徳者虚無之神
 地誌神を以て理等を鳴けを以て來む侍き事候りも
 天地設位常先矣を云り惟長夫の靈志高嶺如兒

皇國地誌
 皇國地誌
 皇國地誌

の至者杯思ふ修一亦大政名人進の作爲後國安民の
 萬機與冥の天道を承ふ顯明所よりて夫即一致也
 倫理子定り本朝聖臣の大政を宇内一統に齊く若世
 神制を倫理の基本定む所以也海外よりて此大教を建
 り事能はる今この倫理不正にして野蠻の風俗多し
 富國經濟子成せり強兵を以て中の御座置よ依て自然
 強兵を以て王者の術也やちを孟子に來の俗解よりて採
 り足りて上代王者の天下を治りも孔子の道よりて採
 り足りて由太宰氏經濟録をも採り倫理を起し然はま
 天に思はるる富國のつを以て倫理を起し然はま
 二字を以て其志射根を以て故神無類を行ふ彼を論無
 名を以て其志射根を以て故神無類を行ふ彼を論無
 當き一願せきに至てを民を塗炭に墮し天の蒼生
 とを苦しむ加き其の富強善政を非と神怒り人恨て
 其身能て能て不幸ひよして免るも子孫二代に傳て
 とを係り得ざるより多く幸代の神制王者の經濟並

然らんや晋國孫夆の陰威も子孫相傳へて一葉一花
 夢の如く去年の王も今年に取らざらんことを其祖の
 事業も無益の成切も云々一葉去秋の君臣責戩の
 道難く鼻雄とのみ重し專む野蠻の風を幽えり孫の
 孫威とて世界中の實も形ふ方もあまき國の晋國等々
 其地と劉素有、玉の赤鑽して來の榮を身の光やも
 輝けけきを曹時と代替り他の有まむらも何の爲子
 擲けを盡しけに果して何等の甲斐あるか何の爲
 嗚呼形を棄りてや其化俄國人の仁術も思ひ行ふ
 事と馬鹿くさるゝ勢も然るも心者必こぞ可哀ひ行ふ
 子も及ばぬ事形か海外萬國の毎こぞも採用ひ來
 有名無實の思きをは捨去る事と論無しするを近來
 洋書に逸れして確定機運の名實を正さま尺管審
 域の看り加へ餘念無きを世にも告々しき事なり

上古治國の要領悉此中子孫之は必故倫理の目と
 上代天運大政の二大綱倫理晋國の兩目を掲げんと
 六道の綱も屬一晋國の目々大政の綱も屬一已下
 數條の要目も然計り擧置し故有て此冊中多く
 廢棄せりり一から取ら擧げ或は二卷も加録し
 斯く難きをりり一を頌の事して改正の暇無きは
 後簡を期てまひ其儘筆け奉るゝ形也
 閩粵風化五種の本國も亦惟神の神州に於てな
 閩閩已來世間一日の如く實非之陰實與天壤無窮
 者衆の神助至嚴して天照大神の御勢を承傳へ
 給ふ御一系の至尊君臣の御異徳昭々として海外諸

○天地の遠隔の極か何れまでも御國體を主張し
 給はむ事至重至大なる要領にていか程洋學馳進し
 誇るゝも靡乎不可抜の豫防を大教子及び修からざる
 子も彼を獲難して固有の倫理國是分裂せば神典
 歴史の微妙舊聞も事皆幽僻を取らんよ教專説論も
 時子後てと世人の心に耳を貫徹し可からざる子修き
 事なり故方今宇内の形勢を見て愈益皇國の古傳よ
 感銘罷ん事多かりける其々次々よ以て國の
 異風を齊名を共境域の威を振張れるの規則形志は
 然しも無き外國と各々各自に進化を以て誇らむを

國の息継あり不伏至徳の御命慶々然るものよて魯
 餘子孫のた繼を疎に類ひ勞して功無きを雲泥也
 上よも五加(後)國をのび盛大し君臣をも其王孫
 恭ん實を盡す後(玉)を君わんは先國王の成業を
 承て皇祖天照大御神の德輝を宇宙を照臨解は思頼
 の洪大なる萬邦同等へ天朝を仰ぎ專む可き理ふを
 あまも千古已來幽顯分界の大教運轉して自國の識
 者をら日本神の古實本義を清く是を以てとり新
 實き大道も有名無實の如くよていま海外の貫徹
 せざるが故なり

類は世界の事情あるに依りて宇宙に無き天朝の御國體に於てを平

○近年英船の入津を内地一大變の患難不虞の災害

よ如きまて此を昇平の世久しく培成す且つ劇き

折柄の警悟安錯して真正々天運の循環なる事先

念國元王政も御復古あり至尊至廉を出御し給ひ

萬檢を御親裁御し國事ある時々上代先皇の御跡

を奉き給ひ日月の御旗常在に懸り皇威赫々として

禁武神兵隆盛を振ひ給ひ新御復古の大政行はま

君臣の倫理足り勤王の軍裝強大にして今を雷國の

御經濟のみならずから既くも山海地産を註意し給ひ

且つ賜き遊民不逞無益の首弊因循を御一洗ありて

異子外國の通信交易をも差敷さるゝか如き大政を

往昔より未だは所の御宏業なり然御維新の盛旨

風化の聖代に影を差も懼くともまや上古先皇の

御嘉例を唯て御始に合天皇を御稱す奉てしき御

奉りて先日本紀に神武天皇を御之曰給ひ天下之天

皇を以て崇神天皇とも稱し御聖體天皇を

見えしと御親統子後世にても當今の御大教を傳へ

輝く奉らむの徳志を御崇神天皇の御時勢に就てん

の御復古の大政着弊の御一洗考此故の御多端外國を

の御交際大治幸して然る御名目も至尊成御事也

○上代の古實本義をたゞ舊傳口決を秘し失する事
 の多き中ちも天照太御神を八幡太神とて二所の
 宗廟（たゞ）と申に故謂等々至極至重の大典存るを此傳へ
 保ちし人の世に少きを以ても悲しき極みなりゆり
 其々天照太御神も幽顯分界の神祕有のみならず
 八幡太神と世の俗傳に應神天皇（たゞ）をも申に陋習を
 千古襲來して五依姬命の相殿に坐し奉る理無きを
 種々（たゞ）云々隨附會し御代の開武邊の御事（たゞ）坐さぬ子
 菅原曲説（たゞ）廟宇をも壞ひし拙論等此彼の愚漏より

○御始（たゞ）六合天皇の御始祖神を申し奉る子も深秘
 の古實あり其々天地初發より神世七代の終まで子
 敬神坐（たゞ）をも其を敬奉不語冊二尊をも敬奉不語
 より皇統の大祖に於ては特して天照太神のみを申に
 御事とて神別（たゞ）の諸氏を論無し皇別の諸氏を云をも
 大御神を祖と稱し奉る得爰姓氏縁の體裁も即此也
 命の御後（たゞ）さへ稱し記さ高魂命神魂命等の御裔と
 多く見えし大御神の御統とて名稱し出給は爰
 也、歴代天皇のみ其統を承給ふ道理の根元を明辨
 たる事古の正令よりて古遺學の大木也

美しき御鏡の耀も鏡の耀も御鏡の耀も休ま埋ま給ひて
 文明開化の功驗も今も顯さま猶舊弊の儘ならむと
 世に惜をも遺憾をも云ひ方無一故二所の御宗廟の
 輕易なる御開典こそぞ申し奉ら先但諸國の式社の
 中へ此神祠敷多御て官幣團體預り給ふに宜らる
 謂て苟公道の違ひを愁ての御事とを有らる

大御事
 官幣團體
 社
 式社

○延喜神名帳に載給ふ天社國社三千百三十二座
 御一國土人民を鎮護給ふ所以に人心至誠を感其
 祭祀を敬て感格ある事古今神明の通義世間を周く

知る所の情態なり故天靈地靈五行の神靈と更にも
 はは表上古の先皇先臣を奉齋祭祀給ふ報本反始の
 大典治國安民の大政倫理至徳の大道高天原よりて
 も既く高御産靈命と天津神靈天津磐境と起樹率爾
 給ひ天照大御神々御鏡之齋鏡と給ふ事日本紀に
 見えと名加く神州太古よりの天授として所謂御國
 體の大基本なり是勝後代の先皇先臣とも致祭合祀し
 給ふから先規の造化神々神靈神を始先後則の致祭
 合神を終り一數數三千餘社に及ぼり其外の田社と

祭
 合神
 田社
 神靈
 神靈
 神靈
 神靈

皇太子御成婚
皇太子御成婚
皇太子御成婚
皇太子御成婚
皇太子御成婚

古きも有る民間私祭の新社造りて際限なき事也

○武社の神妙なる各地に深奥御座り等々君も臣も萬
 世永續の神妙に限り朝典よて海外の如く國主も
 臣民も度々代を替り地を異に郡民俗土よて々然る
 神妙古實も無く其故も更に其後から武故皇朝神制
 の微妙を變相異教の徒等の嘗て知る所よ非、其かし
 異域形から然らば文明の唐を脱し其道を知覺し
 古聖先王の教ありて古學を唱ふる識者も神祇を輕蔑
 去らざるの事を更し無り、然り天命を畏ま神祇を
 之教等にして祭典を重し事論議中庸左傳家語に於
 多く見らるる更にも云及使書ふ至りて々奉て數ふ
 字くから武太宰經の經濟録の時々祭ヲナニ稱フ祭ノ
 風ヲ止メノ國ノ為民ノ為ニ福ヲ祈リ災ヲ攘フ一帝人
 ヲリ觀シハ知テ愚ナレト據ニ見ハシ巨人力ヲ盡シタ
 止上ハ神祇ノ助ヲ憑テヨリ外ハ無レ也神ハ聰明
 感應ナルモノニテ兒童ノ戯ノ如クナル祭ヲナニテ
 慮應ルル是鬼神ノ測リ難キ所也夫ヲ畏シ民ヲ愛フテ
 知ルハ王者ノ心ナリ武故ハ尋常ノ經學者ノ使ノ預リ
 ○武社の如き大典も中昔已來乱世の淺ましきを畏
 畏くも天朝の御褒微子達て神徳も各國の御由緒も
 愈々忘きて其社をどしどし毀成し所以も垂炭の場合
 乱臣賊子の輩よ是考のたある理無く盲昧の民庶と

唯日夜存亡を懸けし思ふ時形甚憂也今や文明開化の御世なり神地探案を應備る者有然しも實き官帝國幣の社を故も無き賤民の私社殿士の聖相等子混同の謬誤あらんよと朝廷の御規則建下民を面を起して千慮の誹謗を感輕きに似たり故大なる御開典を申けべし然きは武社の土地を甚難儀あるものにて殊に大切の區別をなすべき是も又其凡て知覺なきの古實法あるから各國の武社を幾許考欲見く思ふ折節幸ひ京府も同性運轉を誠意相憐て

先年天社國社考を題名し五畿七道二島十七冊子撰述けし置るを元治元年京にて會藩の乱暴砲發子正本をしく馬有堂成くを寫草稿摘要子送りあれ踏再び改正して世に出さむと思ひ程から暇無くてはまご果さいほれり

○凡御國體を主張し給ふも大綱領の普通常識と御一系に至尊萬世蒼民を伊歐御賜ふ君臣の大義とのみ奉申は事也實に本州愉快の美談海外の龜鑑もる要旨も甚憂誰も諳思ふを然る程から猶ぞの

聖國五社考
御開典を
知覺なき
の古實法
あるから
各國の武
社を幾許
考欲見く
思ふ折節
幸ひ京府
も同性運
轉を誠意
相憐て

大元と云々ま第君臣の大義と疎き醫夷の風地移や
 子と今際皇威貫徹て家隆盛に至りたる譯ありて
 世子飽ぬ事の多けま第皇朝古道の大本を興起して
 御團體を周く振張形と奉らむとに其の萬國の造物
 主と依天靈地靈日月星辰等の本源事實悉く本州の
 古傳と備て明々了々あり故は河至尊と曰大御神の
 御統子御一億兆の蒼生も天神地祇の神胤もるら故
 のみ夥らま彼造物主の根底國子坐かり神州を申し
 日神の御本國子坐かり日本を稱す奉る大義名分を

押立傍に凡て造物主の世界形を悉くて神の坐
 ぬ處鳥く功もして神の爲給はぬ功無き道理の根元
 を明し天授の大道を弘通し後教謂ふ云根國成國子
 坐疎佐須良姫神も海外子尊信託に所の天女神移る
 事更子疑無し抑天地日月星辰と神祇の體相ごとて
 神祇と天地日月星辰の性情形を所以古傳の要文と
 註意有べし此悉古人の秘訣簡易の口授也然しもの
 名家も其意の先觀惜むらくと幽顯分界の神祕古實
 を思ひ得ざりし故に夫等深固附會し生蓮の論多く

專し文辭國是こ拘こ証して例の曲順を譲同し御身諱の
 段だ已い前まの日月未ま辨べりら云い先まり根元こんげん此こ兩り眼がん日月
 を形かる由の怪談を羅任坊らにぼうの妄説の轉地てんち形かをとり渡、
 來き一いと古傳の中ちゆうを僂入りゆうにせし糟粕そうはくとも知らず唯古文
 辭じの雅みやび形かたち多おほく慈溺じにやく徳とく遠とほ異記の摺符すりふを出いる事能あたは
 孫まご萬國ばんこくを貫徹くわくえつ形かたちさぬ奇怪私論きがいしろんを主張しゆうぢゆうして公平形けいる
 至當しちゆうの辨解べんげ形かたち分わかれ故ゆゑに甚おほき甚おほき疵瑕しひけあを形かりて皇學の
 海外かいがいを蔓延まんえんせざるを分わかり世よにも遺憾いげんなき善弊ぜんぺい形かたちりけし
 儒教にうけうの倫理窮理りんりきゆうりを主張しゆうぢゆうし佛教ぶつがうを無常人欲むじやうじんよくを主張しゆうぢゆうし
 西洋せいやうの經濟諸宗教けいぎしよしゆけうの類るいに何も天下てんかに流通りゆうつうの規則きそくを
 述のて各自各自其道の廣ひろまりん事を要領やうりやうを形かりしあり、
 皇朝きやうてうの古文辭國是を内地ないちに主張しゆうぢゆうして他を顧かへみ
 外國がいこくをば復また攘夷じやういの意氣いせきを著あげ凡たゞて日本にっぽん限かぎの舊説きゆうせつを
 守まもり一い折角しやくかく乾坤けんけんを統御とうごすべき大道固有だうだうこゆうの教を傳たづね
 形からう姑息こそく因循いんじゆんの陋弊ろうへい今いまを改あらりて俗學風しやくがくふうを一洗いちせんし
 儒佛にうぶつ等らの異教いけうを卓たつ然ぜん形かたちし天授てんじゆの大教だいてうを宇宙うちゆうに
 弘ひろ通とめらん事を仰慕おほぼほし奉ほうる形かたちり今いま愈い方かたに統御とうごの意いを
 故ゆゑ全國識者ぜんこくしやくしや達の註意しゆい無なく名協なけうは必かならず有あるの時ときにこそ此

○漢土普通の説ふ天を圓まとして地を方かたりきといふ

賢かりけき

○凡て被詞を成尺短文輕易なるが肝要也其を世業
 子繁き人曰く婦女老幼おとこも煩わづら長ある被文を更かし
 行なはる可べからま美大被詞の先まてまきも長文也又神かま
 本文まの云いふ如く也諸も日毎の勤まを堪難きもの多おほく東も西も
 名世間の人望あこがれお協たすみ御慶置ごけいおき一ひと行なはる復また三種さんしゆ被かり
 云もの至極の御事ごじおほし傳つたへ候まうの諸教しよきやうを捨すて念佛
 彌目やみの如き短文を以て天下を風靡ふうび成なすを賢さかしむ

憚おそい給たまふ可べからまし

○外そとに神州しんしゆを備そなへ所ところの大教たいきやう名分なぶんを萬國ばんこくに貫徹くわつてつ御ご
 内うちに造化くわくわん神皇しんかう祖そ神かみを始はち奉ほうり各國ばんこくに深契ふかちある神連
 を祭まつる式程しきぢやうの御慶置ごけいおきを隆盛りゆうせいに復また吉きちし給たまふまはさまさ也
 此こゝ内外うちそと二大伴にたいばん即すなはち御國體ごこくたい玉張たまぢやうの大綱たいかう領りやうりける此こゝも
 彼かも天下てんか萬機ばんきの出入しゆしゆ所ところ大内たいないの紗幣さへい給たまふ御政體ごせいだいの
 振ふる起たり候まう御事ごじも海外かいがいの龜鑑きかんある固こ有あるの御國體ごこくたいを專せん
 御註ごしゆ書しよ有あり給たまふ由よし小賢せうけん以もつて奉ほうる故ゆゑ恐おそまじ形かたちかり式社しきしゃの
 御慶ごけい分ぶん等らを簡易かんいなる古法こほふの御經濟ごけいぎを御用ごようひ無なして

上天を覆ひ地を載るも地を天に包まざるも
 以て不惑圓形を天に包まざるも地を圓形を以て方なる
 有信かりま又云天を動き地を動すま是も非なる
 是「地を萬物を載て産殖するを專用の靈妙なる是地
 活動の掃氣無てな生育の理非なり

○星辰之天の緊縮之形—金石之大地の緊縮之形
 然星辰星辰金石之天之神柱國之神柱もいふ所
 斯天地の御柱とる星を思神と謬説し將金石を吐く
 無血之塵と謂有き形れをも最怪しき傳也なり

○近代の名家賀茂翁本居翁平田翁野の三大人と
 宜も銚世の英傑博識の程を亦も更らざる九て學業
 と限無き天授の大造子て限有る人智の盡たさ
 非存居然一の三大家此も其考證ならざるあり
 謬誤あり萬國に貫徹せざる非理の強敵あり中よも
 皆英の大本壘嶺を取差しより最も遺憾き辨解さ
 多かり然馬大塚名哲の故も混交聊も畏き憚る
 事無く舊弊の垣内を離きて一向古傳の事實正理の
 確論を掃蕩し後古の學をこそ廢すべき事なり

但古來英後の大家多し雖も皇直を起し事能は夏
 彼三名哲世に出らまてあり又「我」の名皇學を
 盛衰子振張あり「是書體」の大形多仰ぐ「一尊む
 此「卓見確論」は其右に出る事を得む抑學術を
 後古日新無盡藏の物にて然て翁を雖も謬誤無き事
 能はさるし其説の分を主張する世も「以甲斐
 形」傍廢彌き者形り況て方今々海外に運情せざる
 一家の私論形を之行は甚難きもの形をてや彼兩眼
 日月に化る等の怪談に於てや

猶此復の考證盡しも無く御關興之惜しむ奉るも
 中世の弊風之朝暮と思ひ當今を尊む恩顧子分徳
 はかりも報答奉る端も形り先如き之形む

獻瑞記之卷草稿

皇國地誌編輯掛士族

阿波國於浦長主謹述

世界萬國各風俗雜語文字器物之更亦多以是人物
言語も其作りを云々も器械の具形その要便形も
何地までも通用て是を云々あるはかりに神代卷云
韓國之風有銀神功皇后紀云有日銀走謂持衆
新羅國を見えより凡て交易の道と古神聖の教子
して遠近相利し相養ひ器物の甚早輕重位置定價の

獻瑞記

二

神德皇恩ノ説

天地日月星辰之神祇の體相しんたいとして神祇と天地日月
 星辰の性情しんじやうを悉しんく世よに在ある所ところに在あるを所ところ記しす。天地の造化しんたい
 起り日月星辰の運行しんぎんて互たがひに光明くわうめい照て暉きを作つくり山野河
 海の草木虫魚を蕃ふ茂ま榮えい榮えいて一ひとむをを初はつを雨降あめふり風吹
 鳴なり地ち震ふるゆる類るい以もつて神祇の御み意いを滿みちる事無なきと
 云も更さらなり故ゆゑ其造化しんたい神の體たいも御名みかども亦また傳つたふ備そなま
 ちから此御體相みかどたいしやうを御性情みかどしやうをの分別ぶんべつ簡易かんいの語ことばと未
 人の云いひなき要い文ぶんとして造化しんたい神の目的しんてきこそをめぐり

次第しだい自然じぜん商賈しやうかう賈取かうしゆの徒た來きた泰たい祥しやう帝ていて各おの方の便べんを盡つくし
 擬なひ幸あふらり啓明けいめい天皇の御世みかどよ高天原たかまがはらの姓な起り顯宗けんそう
 天皇武烈ぶれつ天皇の御世みかどよ銀鏡ぎんきやうあり天武てんぶ天皇已來いらい銀鏡
 銅鏡どうきやう並ならび行いふ鑄鏡しやうきやう司しとも奏そうりままとり抑鏡おさきやうと公私こうしの
 要便ようべん交易融通かういしやう第一だいいちの至寶しすほうなり鑄鑄しやうしやう鏡の御み處置ちよじ有あん
 と固かたまりの御事みかどことなり鑄鏡しやうきやうの事ことを愛國あいこくの條じょう下くだりふ
 緣縁ありまは今いまを御養題みかどやうだいの說せつを奏そうり奉ほうり侍し。

けし神徳化育の洪大なる報本至誠の道を忘るべき
 非ず夫人を萬物の靈となして人より貴きもの
 無一人を重き物も軽しをとも厚ひををるもの
 事如く人天賦の靈魂を依てて我耳目鼻口の
 奇妙筋骨四肢の運動も為行事を傳へ上無く
 貴き靈魂も即俱生神の造化に起り靈神の産靈に
 成るものなり故俱生神の御名を日本紀舊事に於て
 明了なり其神徳を知らざる人多し産靈神の出
 御事なき事就て皇考の御く言はるるに産靈神の
 唯天神とのみ帝徳を傳へるは凡そ種族一々やは
 見し所廣からざるが故に傳へるは凡そ種族一々やは
 降臨降臨の神傳へるをも都心にの守らざるは
 如何傳書の辨解行らんよも至論可説は終局ひと
 事如く天や華嚴經に人自所生時二神守護所稱同生
 天同名天是也俱生神といひ摩訶止期ふに長身玉同
 名天同生天是神能守護人心固別強也母是同名天同
 生天々人等所生事致決不見天より猶道家の書を
 始に靈寶符命金馬玉虎春幣を授令して同生同名天

俱生神の至徳を悟るは、次は皇恩の御事と上代
 産靈神の功徳も更なるは、高祖御冊に「二尊を願界の神
 名を御必と古來より幽顯分界を混同して此差違を
 知る人少く其由別く御事更なき勢也」云云は、
 且大神御事と傳へ給ふ寶鏡に治道成て萬世御一
 道の至事也世不轉の蒼生を御卿に給ひ萬古不易
 の神風を臣々こそ恩頼の厚く深き御事を御圖體
 二備り吉余固有の大教を罷り入意に籠りて彼大神
 氏の語に「遊行者兼都久屍山行者兼須履天皇乃敝
 於許曹來本可弊里見波勢自もある如く來代の今も

今言の神
神を神と云ふ
神を神と云ふ
神を神と云ふ
神を神と云ふ

化而神然化とあり、神此語簡易ふして詳明なる故に
引出し、神此を魂といふ故に、神魂を名く、魂之於魂
とある、魂之於魂の陰に於て、魂之於魂、魂之於魂
と名く、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
形子、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
人の生る、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
事を傳へし、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
の知識、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
人情、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
の口を塞ぎ、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
無しとの未論、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
昔の述ぶも、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
神を魂と云ふ、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂

人魂不死ノ説

神書の古經に、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
也、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
體滑而神不殺性、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂

猶其程々、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
かし、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
高き、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
心の、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
ての、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂
か、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂、魂之於魂

釋迦も理の來由漸虧有一一大教の祖を成經の英傑二て天文學等も詳く幽秀の翰三に至りては儒東の及ばざる故多し故佛道も儒道と肩を並べてせよ行るゝを匡二てせあり乃至委三へ侮る可からば

天地造化説

古事記一天地初發之時於高天原成神名天之御中主神次高御產巢日神次神產巢日神此三柱神者並獨神成坐而隱身也云次字麻志阿斯對備比古遲神次天

之帝立神此二柱神亦獨神成坐而隱身也

上件五柱神者別天神

とあり故此神達之宇宙造化神乎御て所謂天聖地靈三光日月星辰之五神の御名取りたりと抑天之御中主神名諸天中億萬諸神中之大主也一宇宙二由一天の天主神名を全三けり此御名を以て給四り宇宙五由一天の天聖一坐日本限二と思ふ際見三てを更四ふ次五可美葦杵一秀賢神二古國繼地繼之時加葦杵三とある地聖一坐天の一天行るを因二より大地も一境三なる事次一產靈二柱神と著三れ此神の御徳を盛大四に繼五り至一今一層其大本二と辨三ふ宇宙と照臨四し給ふ日月の靈五子坐

天行と神
天行と神
天行と神
天行と神
天行と神

本奉實功を奉奉て皇朝固有の大運を確立して世を
康く其大教の行まむ御宸置をこそ仰き奉る所ま

顯幽分界ノ説

此段外國にて古代の聖賢も難事を以て所よりて
いまだ其分界を明白とせし教道世に在事無し唯

皇朝の神典ののみに親其正實告教備りて更なる人智の
應説を俟た最めてとしりて異國人を窮理し勉強し
多しをいえずとも歴代短く至臣國人替りて替るが故
し目的を形作べき古書明文等傳はらま造化の玄妙

無盡藏形なる人智のかゝて更なる類ひ難き事と思ひ
儒學よを顯界を精一にして幽界を産界より又
佛學よを幽界を專一して感興し給ふ幽の本體を
念じて顯界を寂滅を感しより聖學よを顯を兼て
智るから深佛の如く一方よ未精意ある修きよ非支
細也顯界を幽界より感興はる所よりて幽界の本也
抑幽界よ於て日神と天靈の御中主神よ配坐月神と
地靈の葦衣神よ配坐水火二靈の機宰せして萬物を
化生し給ふ産靈三柱神此也次よ星辰の靈天之帝立
神を日月二靈よ配坐五緯星太白星鎮星の妙用を施
し顯界よ感興し給ひて五物を生ん金土木五物并所

本奉實功を奉奉て皇朝固有の大運を確立して世を
康く其大教の行まむ御宸置をこそ仰き奉る所ま

と得て萬物生成者理に故顯界の始祖國狀祖命豐斟

淨命皇妻命大戸運命面足命等の五神及其球三神を

俱に功勳と持分坐て神世子顯界の創者大九粒らと

後摺冊二尊子其成功を委任給り神其の古經法

水鏡尸章辨濟神を火鏡尸運妻神を本鏡尸火戸道神

と金鏡尸面足神を土鏡尸を一とを念其神の功業

と奉一報本又始の敏傳りて大聖領の事實なるを悟

らと皇代の皇學者凡經陰陽五行の說を構ひに依り

郷土捨て採りて古人の標を敏傳と知る事能はと

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

敏傳聖加流の五行こそ新羅附會ふれもありけり

禮義國とも君子國とも漢土よ稱こり神銀の御威徳
 士民の英武稱るる武國の名高し又風土の異質稱る
 と歳時の中稻穀の嘉味類ひあらる所こして物
 産の繁茂山高く水狭く江海沙漠四方よ假置をれし
 外區よ天然の備ありて斯異國と稱を稱せよ漢書よ
 も神靈稱扶稱るよなりき實よ神仙の一大區よなりて
 造化神の本國稱る事よさか如く天地三光五刑神
 の古傳も明々了々よ子經を海外よ布告し給ひ萬國
 一般よ仰ぎ奉りてと協はは造化主の事蹟御名をも
 觀諭せむよ幸ひ萬國和親の折よらるて便宜よく
 外國人も兼々の多飛強強よ依て皇尊の責を誦ひ
 造化主の事蹟も知覺せば彼天主教を一洗稱を述
 ころよ至まとも日月星辰の德輝字内よ照徹の遺開け
 皇威振然と弘通し給ふよ勢ひ有も夫を年月を
 經てまよ基實効無きからず時を待た映明の期も
 有し拙方今の御時勢を見て愉快稱るよ件々及懼る
 可きの吾事内地稱務の二大件等を且基よ誦をて
 夜の目も合ぬものから卑賤頑愚の身も以て管窺天以

針剗地子等、且禁忌の恐きさへあま返りて来子な

記さ支形むさて鑄鐵を公私の至賈子て御世榮え

坐む小愛國の御因われ形此ふ聊論ひ試む修し其を

元明天皇紀始行銀鐵銅鐵此鐵文を和同開珎と云て

今世猶多く存せり此よりハ聊の銀鐵銅鐵を見ず事無りまは是非を論ひかとい

其後の官鐵と櫻計十二鐵七俗子本朝の古鐵を解り

續日本紀天平寶字四年三月敕曰鐵之為用行之已久

公私要便其進奈斯云もあり東來鐵已來歷代鐵文

を改長鐵者本邦の鐵唐上天竺に至り四夷八蠻の

遠き國々の鐵も本朝子來ま馬四民俱ふ此を通用り

鐵文を天子の東輸多く重賢名家の筆跡あり二千餘

年の古物傳て今子存一國の風俗時の興廢皆鐵買子

見はる其體不朽子て變焉る益ありを右論中よ

時の興廢皆鐵買子形はると言子甚憂りて幸頃和漢

の跡を試み考るる皇朝十二鐵の家初如同鐵の頃々

皇威盛大は報政天子優美子鐵買も申充傳り也仁明天皇以降

歷代廉氏報政天位輕く成給りり鐵買も亦輕小廉清

子て文字假時井文も夷職こ正しからん後世天位の權

衰微子連て鑄鐵の事も純こり又近代幕府執政の權

重く官鐵と云とも徳川氏私鑄の如く初鑄の實來鐵

を金座の時よて銅買文字俱ひ類ひ無くを見えかる

天寶猶残り有しり文人鐵子至りては鐵買文字並こ

本朝の古物傳
元明天皇紀始行銀鐵銅鐵
此鐵文を和同開珎と云て
今世猶多く存せり
無りまは是非を論ひかとい

鎮魂ノ説

鎮魂の大本名八神殿あり八神殿の起元々味間見
 命の鎮魂祭子始りて鎮魂日命の深契神御子出たり
 此神秘名世に隠晦して古來の秘決之口授無き限り
 誰も思ひ悟らば修き事難し其名禁忌子係る譯ありて
 古人の慎黙より却て古道本教之志を失ひ八神殿の

大藏省の御寫子言書圖傳佐良支

早く見よも絶えず御子眉を斂し奉府の密林
 符合せり又謀銭を多敷くて風土異處も廣く遊ぶも
 考ふ文字皆暗製作平く井も異遣て不正形ありしが
 近來の加きを製作精しく明坦を成ると思はるるも
 其術の心圖は天文測量經濟等故釋れるより連年
 其類ひよん實然らむと名取も恐るべき御筆程から
 非ざるにあらざれば處形是處御國體の隆盛を申も更也
 皇威の御復興も盛大よこせ至て給は先故絶て久き
 官の鑄銭起し給ふて祝賀奉むと知識の錢書子依て
 方今明治錢の美質精好明坦品位の高き事古代より

祭神と云ふ普通の説と信馬同の俗傳を糅來せし
 も專統辨の古傳禁忌をせし顯さぬ爲なり抑八神殿
 と齋奉す所の神産日神高御産日神を開闢の兩神を
 同名異神と稱し、此の三神も古書と經て見え給はぬ
 御名移りから大塚名哲も此事實を解釋さる説無し
 來る古傳秘決を聞ぬ後人の闡推よ及さるるか故移り
 此普通通ふとの産日兩神を開闢の同名と誤し玉積
 産日を元氣精靈とし生産日を生氣精靈とし足産日
 と面足を形た類ひ念鎮魂の縁より附會の謬妄子し

祭神名目ニ依
 高御産日神
 高御産日神
 高御産日神
 高御産日神
 高御産日神
 高御産日神

て換ふらば此神の御墓實を敬畏く來ふ論ひ難し
 今其綱を聊舉む八神殿の本と五神として大宮
 高御産日神三神と遷後子増加し給ふる合祭の
 神れり古語拾遺云遠乎神武天皇云云矣仰從皇天二
 祖之詔建御神籙所謂高皇產靈神皇產靈魂留產靈止
 產靈足產靈已上今御巫所奉齋也諸本大宮高御事代
 字あり後人の誤入りたる事又不明之を據り此事代主
 神とも例の事も無けよ大己其神の御子とし吾れり
 三代實録貞觀元年春正月廿七日甲申奉授神祇官無
 位神産日神高御産日神玉積産日神生産日神足産日

神並從一位此外官中の諸神二十四座より給る。大宮實御事代主神、御事代主神、
 神の事無し古語拾遺を大同二年の書影るより給る。

五十二年後の貞觀元年より尙在二神無きを以て拾遺

八神と成し事々貞觀元年より後、美喜より以肩九三

十一年の同、同年二月丁亥朔、神祇官從一位神産日神

高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、並奉授正

一位、共條より三神の事無きは取らざるよしを非、表明、無

ありて其頃三神無き事、以肩之五神成し事を發明

せり、是と美喜臨時祭式云云、男神衣四領、襦四領、料、緋、

帛八尺、汗衫四領、袴四腰、料、帛二尺、女神衣四領、裾四腰、

料、紫帛五尺二丈、襦、料、緋二丈、汗衫四領、料、帛一尺二

丈云云、正和二年神祇官注官柱、於、ち、あ、ま、ま、馬八神殿の

八神と男神四柱、女神四柱、坐事知、と、り、は、八神

殿圖より座見えて此一神も定、り、ま、其、八座の御

事、實、御、座の祭、る、故、録、に、據、り、祈、年、祭の、時、と、御、年、神、を

祭、と、鎮、魂、祭の、時、と、大、直、神、を、申、て、祭、り、給、ふ、所、以、ち、も

更、よ、思、ひ、得、つ、る、が、り、祈、て、宮、中、神、々、美、喜、神、名、式、三十

六座の外より種六十座有し、志所奉幣例より入さるから

式、こ、し、此、を、奉、奉、美、喜、神、名、式、と、祈、年、祭の、官、幣、圖、幣、工、預、

給ふ神祇のみを奉る例也。攝許き事々八神殿祭神考
せいのる別冊に記しり

神祭ノ説

日本紀欽明天皇十三年云物部大連尾與中臣連鏝
子岡麩曰敝國家之天下者恒以天地社稷百八十神、
春夏秋冬祭拜焉。事太古の奉祀及祭政工極る事々
三代實錄清和天皇貞觀六年勅云鎮護國家消災除害、
尤是敬神祇敬祭禮所製也。國の為民の為工時々祭を
給ふ事即王者の心也

風推集子後宇多天皇の大御歌天つ神國つやいろと
齋ひてとどむら葦原の國と治まふ道と極ひ給ふ式社
延喜神名式に載給ふる天社國社三十二座
御一國土人氏と鎮護給ふより奉祭敬祀輕易給らま
上代國勢の時々國司出馬の例にて敬嚴重形を御制
處給りりも昔已來の軌世に其所在とどろ失ひて
國に錄めり神の御事實を語る者も非_レ成行_一から
神威振はま終ふと此を輕_レて佳音國造の專當と
齋奉_一滯契をたま恐くも官幣國幣の式社を故無き

子坐て皇國神祭の大奉祀走は此段の目的形るから
 親首慈子も奉置と之かも知難夫して其社地を探索
 去修き活法さる奉置子辨記其事と世人の階梯とも
 形生かき思ふ老妻に形りて

君臣ノ説

天地初発あり神世七代の終まで子敬神あり然じ其
 を敬ふと諾冊二尊をも敬ふと皇統の大祖と於て之
 持子天照大御神のひと申は御事とて神別の諸氏と
 論無し皇朝の諸氏をいふをも大御神を祖と移は事
 を得と姓改録の體裁もい歴代天皇のみ其統を承給
 之道理の根元を明辨する事古の正令よして古遺學
 の大本たり故造化の神變の實子尊き神形る事之中
 も更らまき天照大御神子合て考る時と造化三神等
 とを兼たり大御神と本門たり三種神祭と又並門也
 如此一本兩邊の古道を辨へ或一切平等と思も言も
 をる時と古傳の意を今一層藩屏の隔ある子似たり

抑君臣の大本と天授の至尊御一連の其事と大教を
 開き給ひ下蒼民に至る由ても分る隨ひ餘光を拜し
 其道全國を行きて恩類を蒙るも古代神聖の妙用と
 出しか縁を此彼の條下にも論ひ置たり本門迹門の
 言教と幽顯分界と預る深奧秘決ありて今いふ限り
 是非、未の枝葉普通の説教とをみられ略きり猶後日
 依假あらは記はぐらん

夫婦ノ説

大極動て兩儀を生じ兩儀の玄妙生々して造化の功
 用無窮一人と夫婦の倫理ありて蒼生蒼息の妙萬行
 千緒の用みれば其根を配合の微を神生の妙とぞ發し
 人成の事業無盡藏として更に言語の及ぶ所と非ず
 此兩儀所謂男女の原始俱生神の賦與し賜ふ產靈と
 成慶として諸冊二尊の躬生神持分給ひ御子夫婦相
 率ひ圓達り賜ふ習ひ太古の神連配相して保ふ大
 業とぞ賜ふり故古代々天皇も國子事ある時と御

神聖の御事
 神聖の御事
 神聖の御事

夫婦の倫理
 夫婦の倫理
 夫婦の倫理

親征獅子皇城を率ひ給り諸臣も時宜ふ依て各三韓
ほても夫婦相離さば彼國にて愛を俱ふべし哀せれる
事なりとも支傳ふ見えゆり歌物語の類ひる戀歌の多
きも古今人事の情々男女の上子遇ふもの程く別
て夫婦と天の故てを配合の極みして假初程らぬ契
好ま馬二世も三世も他人の情を入さき非^レ天地
間子在限りも禽獸虫魚龜貝草木程きも男女の状貌
を別ち蕃殖程に云も更也石質の活物程名山谷の
景跡まじ自然男女の物色あり其れ無情の物杯も
理外の活動多し況て萬物の靈なる人よ於てとや唯
畏なきを不生無情の故舊遊手徒食の民多からん
事と此等之經濟中最大の禁忌不問化の愚務程る故
子近半僧徒の御處直專て其他遊民を埒除き給ひ
全國を御一流有しとや取めてゆき御事程りたま故
夫婦之萬物の根基程も思ゆ免^レ輕易し程思ひ扱ふ倍
から^レ返^レ仍^レもい^レか^レね^レも暇夫^レ穢^レ増と雖も世工^レ處^レ大
好^レ之^レ賜^レ恩^レ煩の辱さ程と勢^レ憐^レて自^レ苦^レの思ひを
可^レから^レん^レ心^レ本^レく夫婦^レ勢^レを俱^レふ^レ業^レを考^レえ^レ知^レ識^レせ^レば
夫^レて^レ天^レ心^レの^レ愛^レ惠^レ到^レる^レ時^レあり^レ倍^レ一^レ地^レを^レ世^レ工^レ幸^レ利^レ無^レき
食^レ夫^レ婦^レあり^レて^レ只^レ管^レ給^レ言^レ程^レを^レ情^レを^レ憐^レみ^レん^レて^レ事^レの

因に取て之いかに苦しかりん多かる事取かり共

大破ノ説

古事記云天照命以云許能多陀用幣流久速建都
久理加多米那世の十八言と天津鹿御の太誓詳して
諸祝詞の本祝詞也平田翁の天津祝詞考に太誓詳を
六月十二月晦日毎の大破之上古より春秋の初毎子
月並幣帛を供奉する為なり所以を忘ま失ひ但恒例の

隨に朱雀門に諸王諸臣を棄て破除する事も形をいよ

て二季の大破之神祇祭祀も別事と程りたる故に汚

穢罪を無き人々を罪犯を名加へ持扱ふ事業形悉勝

自然其事表を履きて小右記に天元五年六月廿九日

今日大破所公卿一人不參仍以右少辨惟成爲上代破

行之上卿内侍權障不向破所仍以女史爲内侍代と爲

り原武次第朝野聲氣とも考合はり期差しては

絶て行し事取かり朱雀門削ての二季の大破と

甚く衰へたる程なり曉晴の大破はと秋の破除抑二季

養正二季大破
養正二季大破
養正二季大破
養正二季大破
養正二季大破

の大政を天下四方國に生け神政し春初秋初に月次幣帛を供奉る為に其前月晦日毎に其大御幣はに其を捧け持お天の益人等の罪穢を消免し事業成るも悟り去去年の十二月晦の大政の後より今年六月晦迄に子犯しも天罪國罪を解除ひ今年六月晦の大政の後より十二月晦まで子犯しは天罪國罪を破除し事をしもも意子拘泥て加茂翁の觀測考本居翁の後釋れし子儒佛混合の舊弊を除き古言を解明さましと然る事れかり猶大政の本意古道を思ひ得らざりし故に本朝の全體の意通らざる情むはき事也平田翁も相續弊に此大政の結句一段を後人の書改免を兼て語論無し此大政の結句一段を後人の書改免もる文詞にて古意の本義に協ひ難き故に朝野聲譽に中臣祭文にて敢て本朝を自今以後遺罪止む罪咎止む各八不有云とある子遺子可き形り凡て此論を京形と同様遺弊の發明よりして稿本五六冊の中を採萃せし形り長考考大政詞も世に類ひ無く名ては、女凡て日毎の勤行を安邊輕易に要し行はる可き文の如きも成人短文として世間の人達に悩めを專旨として其は彼三體致れしを至極の物なり久健其

冊子原寸 縦二八種 横一〇種 二四枚

の民を率ふるは智慧を放して人望ふ有慈れくても
 何事も世に廣まれば難し紛まはれば佛教の精経を置て旅
 念佛題目の如き短文を以て衆生の意を取類ひ其道
 上賢きから紛しと天下を風靡れは上至きり掛卷も
 天朝の御處置に依て海外迄も抑反し賜はん事を
 仰き奉る

獻瑞記

三

獻瑞記三卷草稿

皇國北誌編輯掛士族

阿波國松浦長年謹述

世間よに秘事ひそごと口承くちやうを傳つたへ天下てんかの道みちを私ひそに隠かくして
 還かへり傳つたへざる名家めいけ昔時むかしより多く聞きゆる者もの最たに無な情じやう
 早はや俗よこへきに似にてもをた大おほき故ゆゑある古ふる人の遠とほ忌こ慎しん
 黙もくして一朝いちやう一夕いちせきの事ことを非ひまかし抑おさ造化くわあの玄妙げんめう
 形かたちを遠とほ大幽たいゆう深ふかして人智じんちの更さらに量りかりかき境かぎをも
 皇朝こうてう神胤しんいんの炳ひ焉ん其神迹しんせき神徳しんとくの程ほども漸しだ神典しんてん古書こしょに述の

皇朝神胤の炳焉其神迹神徳の程も漸神典古書に述
 形を遠大幽深して人智の更に量りかき境をも
 黙して一朝一夕の事を非まかし抑造化の玄妙
 早俗へきに似てもをた大き故ある古人の遠忌慎
 還り傳へざる名家昔時より多く聞ゆる者最に無情
 世間に秘事口承を傳へ天下の道を私に隠して

傳^ト傳^トを綴^ルる畏^ルる神國^ノの効^ト驗^ト彰^ルりけるはま古典
 の習^ヒひ奇^ク異^イ神^シ妙^妙の意^意愈^愈更^更子^子解^解難^難く此^此子^子俄^俄に昏^昏迷^迷
 多^多きを古^古代^代之^之遺^遺書^書總^總傳^傳男^男證^證異^異等^等世^世に少^少かり夫^夫此^此を
 秘^秘事^事と^ト母^母を聚^聚有^有一^一故^故子^子今^今も猶^猶其^其傳^傳絶^絶て無^無く非^非
 きて二^二代^代久^久代^代より傳^傳又^又一^一諸^諸果^果の古^古註^註秘^秘說^說社^社傳^傳但
 諺^諺之^之異^異也^也古^古書^書子^子散^散見^見を所^所の事^事實^實正^正義^義之^之擇^擇み年^年頃
 是^是聞^聞子^子隨^隨ひ記^記一^一直^直信^信る形^形是^是今^今で斯^斯の文^文明^明開^開化^化の
 聖^聖代^代に違^違ひ奉^奉て形^形から猶^猶も聞^聞外^外不^不出^出の說^說きして秘^秘
 ちらむに獻^獻片^片の微^微志^志子^子恃^恃り最^最々^々懼^懼し且^且夫^夫まて秘^秘載^載
 せし古^古人^人の意^意無^無價^價値^値也^也も背^背く理^理致^致き悠^悠左^左件^件子^子秘^秘事^事
 の略^略目^目を援^援奉^奉して敬^敬奉^奉す故^故本^本并^并睦^睦備^備見^見を檢^檢給^給は夫^夫
 御^御下^下問^問形^形をあらむ子^子を舊^舊襲^襲の比^比遠^遠高^高上^上博^博學^學の說^說ら
 固^固より幽^幽頭^頭の混^混同^同と始^始め今^今吉^吉の弊^弊風^風を一^一洗^洗して俄^俄
 幽^幽冥^冥天^天の神^神靈^靈と此^此顯^顯明^明地^地の^人靈^靈と感^感興^興一^一給^給ふ所^所の
 五^五方^方八^八位^位の秘^秘說^說を奉^奉け報^報本^本及^及始^始の古^古義^義を繼^繼ぐ時^時
 必^必用^用の急^急務^務子^子符^符合^合形^形に奉^奉實^實神^神傳^傳の授^授徑^徑を榮^榮く益^益
 人^人造^造物^物の功^功業^業を廣^廣く起^起さむ事^事を天^天文^文地^地理^理子^子始^始り經^經
 濟^濟子^子まじ譯^譯して國^國然^然山^山川^川成^成をいひ山^山川^川地^地之^之文^文也^也

ともあかしくまけちの國土の大木もる山川の經濟
 こそ長第一の御事なり先故神典も顯界の大元を
 國生し初りて山川次し神生あり其次より人成の
 體養買ふ古今の人事し置て神人國權とある是形り
 唯ふ幽冥冥遠の事のみいふ普通の國學者の思ふ所
 とを甚し別るもの也かし其故を次々ふせてむ
 御皇正統記の大日本と神國也天祖初て其基を開き
 日神承く神を傳へ給ふ故國のみ此事あり異朝とを
 其類ふし此故に神國とを云也とある天祖を申も更
 こて日神を傳へ給ふ德輝し引きて萬姓も穩神風
 の傳傳委曲なりより自然其本源の幽界に押登りて
 天地日月星辰の太始造化の玄妙に至るまでも神典
 古書に記載して其詳明なる事萬國に比移さるも神の
 御系の正しきり故也ゆゑ海外に國王時々替る習
 ひ古傳等も亦まじと流石を會識強の國柄故に幽
 界の事も專精理の力以て解移せとも其本みれ私説
 應斷の外に出まき馬大聚無根の流亦し落て精義不
 入神其智運しと云ども變化限り形を遷化神を限り

ある人智よて極むべき由無く所謂胡越底といふ
論よて精一から至譬は天造物人造物の語を以て
幽顯分界の概括ニ形を如く故異國人寺も心に有ん
と爲ての多能智識を成神典の詳明形る子勉強して
獲讚の功を積形はいつまう幽冥の域をも覺知きて
彼々々仙境入り如く神妙の奇觀方外の嘉味を得
て其樂を何事り此子如ざるべき今や四海の内みれた
兄弟のおもひを形に世形を懸彼が善を教用ひ然冥
を彼子思まむに身自他相親しき交道の本意形り死

唯よ國産の輸出入のみを限り至學術子於ても亦
然あり故舊國等々照臨は凡且大神の御心を心と
して隔形く成神典の真秘密實も隠さま且大神の本
國の本教を廣め導き神生人成の貴き幽顯一致の大
道御眞跡を奉て天地日月星辰風雷山澤形しの起源
も其神建の御名をも陽に説諭し幽し顯との分界を
清くし教正道の厚き敬神報本の至誠を神勅し出し
通神の玄妙世界中の公法として存臣の大義父子の
大倫幽顯同徳の明教形至善後年子至り神長柄の龜

鑑神ニ通リて皇學ノ外ニ廣クまリては彼國々ニ
 尋ハむ所ノ天主ノ教ノ大本トシテ幽冥ノ佳境ヲ知り得テ
 受ケ一洗ノ期モ有ル形ハ今ニて未ダ日月星辰ノ
 億輝ヲ依リ頼ミキ萬國ニ然レ大ニ理ヲ貫ス通セバ各ノ機ヲ
 好ム所ノ信ヲ不信と無為方ヲ御卷ていハのみ也異國ノ
 國ヲ賜フ事ヲ日本ニ就チても五蕃ニ奉テ試スとも見ユ由ト百濟ニあり
 ことニ形ハむいと炊ク感キ

終中の御事標目

一 諾冊ニ專ニ同名別神御屋ノ秘傳ノ事
ノ事ヲ此ニ謂フとモれり
 吉書ニて代ハ天神伊弉諾伊弉册ニ專ニ八代ノ天神と也
 一 御兄諾冊ノ是乃天命ヲ妻リ給フ御珠册專と天祖ニ
 嫁ハ給フり此御兄第二代ノ諾冊ヲ産給ふ故ニ二代ノ
 諾冊自嘆息ふ天孫產天婦ニ移リ給フて候云風刺ノ
 國ノ生神を主給ひ給りタマフ

新ク足妹移リと夫婦移ると凡テは四神ニ差ハを混シ
 同シて事實を失ヒ一昔舉ニ引キて日神ト素戔トとの混シ
 御事とも婿家夫婦ト移リ給フ移リ給フといハ御事欲を移ハん
 ことニ至リ可クともゆハいハくかしコき越ス也古書モ

悪く見ると時ハ日月ニ蝕あるが如き強敵も出来て汚し奉ることを恐ろしむ也

一 註冊ニ事度ハ關界の神ニ厩ハ故ニ辨舟ニ之日之少

宮淡路之幽管近江之多賀野柳者並三所今子現在也

り冊舟子之比藝之山と熊野之有馬村とを御葬地程

る由吉書子見ゆ二所とも今猶現在に

右三所二所と御着跡の述ること吉實程是事と知り(人世ニ飾り)

一 神世七代實を二代程事書説よおが如く是も

總傳ありて大略を別系圖に充えり

一 神産日神も同名多数神靈ハ中ノ神産兼日御祖命と

申ハ天照大御神乃御事記ハ明文あり

一 天神諸命と言事記ニ在テ諸命ノ中間ニ字無し

故天神諸命と申ハ神ニ座を誰も天神諸命と割ると

古文の法則も神聖の事實も背ける僻見也かし

一 五柱の天孫の中ニ降降日子根命熊野久須良命子御

齊を奉祀さしるも吉實あり

一 天照大神知父天孫邇々藝事斯く總傳書子見えし

るコ故實ある事

一 鹿地大猿外宮大石ノ高懸程と總傳書子記しと

天照大御神
御事記ハ
明文あり

大子故縁ある事云々あり

一 天皇名井之段天孫生座の時左云々右云々と見え

左右の字云深き古實ある事管八中佐八輪宮の御系
八輪宮の御系之故々左巴都るかも

秘傳のありが如し

一 神典云一云亦云亦名と三別の古實ある事

一 神書子御子の事を見子男女と四別の古實ある事

一 神典子天字之安座とも安来とも訓て甚差別を知

人稀形此も古實ある事之志を失ひ一もこれ

一 上津綿津見國を以中津綿津見國を九州を

いひ底津綿津見國を壹岐對馬等といひ大綿津見を

韓國と申せり此を海面の水上水中水底の事と云

るを彼龍宮と同例の妄説とて揆ふらむ

一 火神を三段五段八段をも斯とありて其火神墓土神

生種産靈神とある古實ま之倭食神の分身子種々の

物生出るといふ古義秘傳の事

一 五方八位の故實古註の深妙形之幽界の事と此秘傳

て其元を聊疑ひ知傍きあり

一 武社之事も國の起源も國造の尊當と齋神の古實を

辨されず其本義を得ざる也及名神を記し、必ず其國部より由縁ある總傳の事

一 語部の語り傳、解部の解傳、皆次部の次傳、祭神の理傳、織部の織傳、形として上代の故實を後世に遺し給ふといへる古傳あり

一曲五の名義を曲書し思ふより種々の強説と云々皆字を返ぬるが故形り此ハ曲書ふにあらず^{御食靈}の義形れはいと專し三種の級の二三ノも^忌五の由形を^や形り^ひひ^こに^せせ^の形を^や形り^ひひ^こに^せせ^の形を^や形り^ひひ^こに^せせ^の

一 天造物の高天原と雲の上より幽界也人造物の高天原々今も現の國土として顯界也東も西も幽顯を混同形に舊弊を改めざれば^幽神界の辨解^不極故多くして事實本義を遺曉形に期あるべからん

一 八神殿の祭神を云う先説俗解のみよて更子換べき無し臨時祭式も男神衣四領女神衣四領とあるもてま^り男女神配合の本數を知りれて別系圖を記し奉ら^が如き事實總傳の事也九て古實口法を得ざれば後世應説の及ぶ所^{より}あ^らざる事多し

皇朝通志卷之八十一
神代卷之八十一
神代卷之八十一

一 天照大神の荒魂を八十瓏津日神と申し古傳ある
を考を得る人少しといふも本居翁も思ひ得之と
云ふは天照向津坂命を天照大御神と混同形にも

彼五十餘官所居神もある神語を悉く見りましか故

こみね荒魂の古傳を辨ず給はさふ不起まり

一 天孫道を藝尊中洲の美國と都給は定めて西洲邊

土と世産し事を天子故縁ある古義を悟りて今子

明達の故の閑えざるといふか

一 天孫天降給ひより神武天皇までを二百七十九萬

二十四百七十餘年と載りて一體教を人皇五十四代

と申し仁明天皇を七百八十八代之皇曆三萬六千歳之

加齡とある秘事子等しき古傳存りか

高倉宮を盛衰記しハ天照大神より四十八代と記し

平東長門本より四十九代と申せりは安徳天皇を

問本より天孫より四十九代とあり普通してハ高倉宮

を八十代計りて給ひ安徳天皇を八十一代より

皇代と辨りて其のいさゝ古實ありたりを辨り

一 八十矛神高志之沼河比賣神葉間給ふを行幸とある

此二字大い謂のある事をかこ此古實を知り人形く

本居翁も輕く見られて十把一撰と説きとるといふ

遺憾事なり

一八幡と申は、後の左大将吉大將と大將軍と申は

唱遊玉等、神世に是を兵主とも布都主とも、

主とも申は、故に數神産りきると尊應神天皇なり

と思ひも、古も是を古代の俗説を襲ひ受くる者弊

子にて採ふたり、天應神帝と云ふ神と申は、縁に

單神と云實も形、八幡宮の御事ハ別ニ拙作有て

辨なれ、此子を唯其端のみといふ

一事代主と申は、後の左大臣攝人所別當の若き跡に

れハ此も數神主と云は、八幡殿の起るを始を事代主

神といへば、何をもく大己貴神の御子八重事代主

神と混同形、觀りみて今も明なる辨解形きを

姓及録子疎きよりの荒涼なり

一妻御名有神を長くも朝命と拒み、神形をば朝延ふ

祭りに給ふ事更なり、報訪神姓を妻御名方靈命子

て別神形を是き、も後世に混同形、も朝典の

大義子暗く、武社の古實を知らぬ舊弊也

一崇神天皇ハ開化天皇の御子、非ざるを記紀をたら

此と混ひて後人其誤を承り

一仲哀天皇と日本武尊の御子とを非ざるを古くより
謬り來りしを此も紀の混ひに依るなり

一應神天皇と神功皇后の御子とあり文皇后の御名高

きと引きて後世純足の説多く出來て其を失するこ

至れり況て無根の疑惑を生じし事と云ふは

いとむづかし懼懼言限り罷りたり是

一顯宗天皇も仁賢天皇も市邊皇子の御子とあり是

別におむかしき物語を相はしまはれる

一新羅王を國より韓國の王形とも日本の神胤形ると

桓武天皇の御代も日本新羅同種とある類ひの文書

をば燒捨むひし由せ故こそありつらぬ

一水江之浦皇子の事も面白くとかき言實ありてい

と先づく種々の舊説をあまきとみぬ譯書に預會の

強言していふことら美

一古代より祖名を襲ひも略して唱も文字を替も

一或は數十代連綿の家と名中興の祖を奉て中間と

者きも或は一身として數葉の祖と罷り別名を此

〔付箋〕多年御系譜及史典等ニ勉強之証書也、

但シ国辭には百冊余も編輯草稿御歴候事、

冊子原寸 縦二八種 横二〇種 一四枚

彼云わく書も傳不^レからいと涙りはしきか上子
 前條の如き種々の古實有事を辨^レて美論ひこ^レびし
 藝說^ニ稱も鈍足を加^テて人惑は^レりし^レ習を消^ク
 改正^一舊來の僻見を辨解せむと思ふ程も百千の
 一とや申^侍らん
 故史典の混亂を惜^しみ文明開化の方命を思ひ何
 か私記^一者むを現^ニ向ひ^一程^ニ綴^リの事ひできて
 此冊之綴りも然^とま何^れ綴^ル心^を事^をを^を取^りぬかれ
 前冊の重複形も改先得^て止^しぬ^かし